

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和元年9月18日（水）
午前10時00分～午後6時45分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	いじま 文彦	副委員長	大くま 真一
	委員	岩崎 みなこ	委員	本間 としえ
	委員	しらた 満	委員	山崎 ゆうじ

出席説明員	くらしと文化部長	松尾 銘造	オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長	小林 弘宣
	コミュニティ・生活課長	麻生 孝之	文化・市民協働課長	古谷 真美
	文化施策担当課長	立花 寛	スポーツ振興課長	鈴木 隆史
	オリンピック・パラリンピック推進課長	齊藤 義照	子育て支援課長	松崎 亜来子
	子ども青少年部長	芳野 俊彦	子育て総合センター長	角谷 美喜子
	公立保育園担当課長	田坂 清子	子育て・若者政策担当課長	室井 裕之
	児童青少年課長	植田 威史	参事 教育指導課長事務取扱	山本 武
	教育部長	須田 雄次郎	教育企画担当課長	加藤 大輔
	教育振興課長	鈴木 恭智	図書館長	横倉 妙子
	文化財担当課長	藤田 純	発達支援担当課長	田島 佐知子
	図書館本館整備担当課長	荻野 健太郎	(兼)教育センター長	

案 件

件 名	審 査 結 果
1 元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情	不採択
2 元陳情第14号 放課後児童支援員の職員基準に関する陳情	採択
3 元陳情第16号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情	不採択
4 元陳情第17号 幼児教育・保育無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情	不採択
5 元陳情第18号 保育士等の処遇改善に対する陳情	採択
6 第99号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 第100号議案 多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8 第101号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
9 行政視察について	決定
10 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 連光寺複合施設の大規模改修について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
2 鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
3 旧北貝取小学校跡地整備事業について	文化・市民協働課
4 第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について	文化・市民協働課
5 パルテノン多摩大規模改修事業の進捗について	文化・市民協働課
6 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況について	スポーツ振興課
7 多摩市立温水プール改修工事に向けた対応について	スポーツ振興課
8 多摩市スポーツ推進計画（素案）について	スポーツ振興課
9 東京2020アイランドオリンピック選手団の事前キャンプ地の決定について	オリンピック・パラリンピック推進室

10	東京2020テストイベント「READY STEADY TOKYO-自転車競技（ロード）」の実施結果等について	オリンピック・パラリンピック推進室
11	令和元年度第2回及び第3回子ども・子育て会議の概要について	子育て支援課
12	子育て総合センターの名称変更について	子育て総合センター
13	「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について	子育て総合センター
14	令和2年度に向けた学童クラブ待機児童対策について	児童青少年課
15	令和元年度学童クラブ8月一時入所状況について	児童青少年課
16	令和元年度ランチタイム事業の状況について	児童青少年課
17	令和5年以降の成人式対象年齢等の決定について	児童青少年課
18	旧多摩聖蹟記念館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教育振興課
19	多摩市古民家の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	教育振興課
20	多摩永山中学校体育館へのエアコン設置状況について	教育振興課
21	(仮称)多摩市新教育振興プラン策定について	教育振興課
22	図書館本館再整備基本設計について	図書館
23	令和2年度使用多摩市立小学校教科書採択の結果について	教育指導課
24	平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について	教育指導課
25	第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗状況について	教育センター
26	特別支援教育学習会についての情報提供	教育センター

午前10時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者からの発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言願う。

陳情者（笠井智文氏） 多摩市永山学童クラブに勤務している笠井智文と申す。本日はよろしく願います。放課後児童支援員の処遇に関する陳情で、陳情項目に当たるのが本年度から実施している放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を、来年から満額を支給してほしいという陳情である。理由としては、今年度から実施されている放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業であるが、今のところではあるが、多摩市学童クラブ各施設ごとに37万7,000円が支給されているが、実際には満額で86万8,000円であるが、いまだにその満額が支給されていない。だから、学童保育の制度に対応して勤務時間の伸長や求められる業務の増大もあるので、資格と業務に見合う処遇改善を進めるため、来年から満額を支給できるようにという陳情項目である。お手元に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について」という資料をお配りしていると思うが、本来実際にはキャリアアップ処遇改善事業はこのような形になっている。所長の立場にある方に関しては月額3万円、中堅層に関しては2万円、そのほかまだなりたてであったり、まだ1年目、2年目、3年目の職員に関して

は1万円ということで、このような形でキャリアアップ処遇改善事業が国からやるようにとされているが、ここまではいっていないので、ぜひ来年から満額をとということで陳情したいと思っている。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったら願います。

植田児童青少年課長 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、平成29年度から制度が開始されて、これを受けて多摩市としては平成31年度今年度から予算化をして、この資料にある事業所長的立場にある放課後児童支援員ということで、おおむね10年以上の支援員で「事業所長的(マネジメント)立場にある者」として1施設当たり当時都から示された37万7,000円を委託料に見込んでいる。学童クラブは19施設あるので、全て合わせると716万3,000円の増加を見込んでいるところである。

これまでであるが、放課後児童支援員等処遇改善等事業については平成25年度の当該学童クラブ事業所に従事する職員の賃金に対する改善ということで、平成30年度から加算実績額を確認して委託料に反映している。ただし、補助の基準額に応じた上限額の設定があるため、これに準じているところである。

賃金改善を伴う事業費補助については、この陳情に出たキャリアアップ処遇改善事業と従前からある放課後児童支援員等処遇改善等事業の両方を実施する場合には、放課後児童支援員等処遇改善等事業の執行を優先させることとしている。したがって、今年度見込んでいる予算額においても、まずは放課後児童支援員等処遇改善等事業のほうを優先して該当者を確認することとなる。次に、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業に該当しているかどうかを判断するため、仮に上限の満額に委託料を見込んだとしても、全てが東京都の補助金の対象になることはないとも思われている。各法人の賃金改善の状況、その中でキャリアアップに充てられる割合など、少なくとも今年度の実績を見ながら検討していく必要があると考えている。

来年度以降であるが、これまで市としては子育て支援を利用する市民の

立場に立って待機児童対策を最重要視してきており、学童クラブの新設や増設に予算をかけるとともに、委託料についてもこれまでに放課後児童支援員等処遇改善等事業を見込んできており、来年度すぐに満額支給できるように委託料に見込むことは難しいと考えている。一定程度学童クラブの待機児童対策、小学校敷地内への移設等に係る予算が収束してきた段階等、あるいはそういったところの中で他市の活用状況なども見ながら改めて検討していく必要があるかと考えているところである。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 本年度から一事業所に37万7,000円を見込んでいるということであるが、それが執行されない場合どのようなようになるのか。

植田児童青少年課長 このキャリアアップ分の37万7,000円というのは、委託料に上乗せして支払っているものであり、法人に提出していただく賃金改善確認表を確認し、どれだけ処遇改善されているのか、さらにその上でキャリアアップ分が改善されるのか実績を確認して精算されるものと考えている。

本間委員 そうすると、今期37万7,000円を委託料として見込んでいるが、給料のアップ分を考えて、それがされていない場合は戻されるということではないのか。

植田児童青少年課長 そうである。あくまで法人に提出していただく賃金改善確認表を確認するので、その中でどれだけ処遇改善がされているのか、さらにその上でキャリアアップがあるのかを確認した上で市としては精算するものと考えている。

本間委員 そうすると、今期37万7,000円以上は見込まれないだろうということを出しているのか。

植田児童青少年課長 見込まれないであろうとはなから思っ出しているわけではなく、37万7,000円は上乗せして、この中で処遇改善に充ててほしいという形で委託料に見込んでいるものであり、そういったところを初めから市で見込んで出しているということではない。

大くま委員 まず処遇改善であるから現状を確認したいと思う。今回の議会には、この委員会にかかっているが、保育士の処遇改善を求める陳情も出ている。

その中で全産業平均より10万円ほど給料が低いということも言われている。お聞きしている範囲では、学童支援員の方はそれよりもなかなか厳しい低い水準での賃金だとお聞きするが、多摩市においてはこういった状況なのか、法人が保育園と学童クラブと重なっている部分などもあるから、多摩市ではこういった状況なのか確認したいと思う。

植田児童青少年課長 これまで市の委託料の積算の中では、東京都の保育士の本俸基準額をもとに人件費を見込んでいる。また、法人によっては自身が運営する保育園と同等の給与水準での賃金を支払っていることも確認したことがあるので、その賃金の差がどれだけのようになっているのかは、市としては何とも言えないと考えている。

大くま委員 都の保育士の基準をもとに委託料を算定しているのであれば、市としては運営費として保育士の水準は出しているという立場であるということにはわかった。今加算のことについて質疑があったが、確認であるが、昨年の実績をもとに今年度の委託費に加算として上乗せされる性質のものなのか。

植田児童青少年課長 昨年の実績は実績としてあるのだが、これはあくまで委託料に施設長分の37万7,000円を一律に施設のほうに上乗せしているということでご理解いただきたいと思う。

大くま委員 わかった。処遇改善加算ということと言うと、介護の現場等でもあるが、加算を取ればそれだけでどんどん事業を進めているいけるものではなく、その施設利用者の側にも一定の改善に伴う負担があるかと思うが、その点について。

植田児童青少年課長 法人施設側にも、やはり雇用する者の賃金の改善、処遇の改善はある程度必要な部分であると考えている。

大くま委員 介護の現場などでは、実際に処遇改善を進めていくのに金がかかる中で、その事業者の負担が原因でなかなか処遇改善が進められないような実情などもあったと聞いている。今回その37万7,000円は施設長、事業所長の立場にある者の分を入れたということで予算化してメニュー化しているということだと思うが、いただいている資料では、1番、2番の放課後児童支援員全体に係るものと、おおむね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者というのが国の中では入っているが、それは

今回37万7,000円を事業所長的立場にある者の分を市が予算化しているということであるが、なぜそこはメニュー化しないのか、市の補助の中に入れていかないのか。

植田児童青少年課長 もちろん満額支給できればいいのかもしれないが、やはりその辺のところは今予算的なものもあるので、まずはキャリアアップについて事業所長的立場にある者の額を見込んでいます。ただ、その内訳として、必ずその立場にある人に使わなければいけないということではなく、そこまで限定していないので、その予算内であれば、例えば勤続5年以上の放課後児童支援員といった方たちに充てても差し支えないと考えています。

大くま委員 事業所内での配分は事業者任せられていることはわかったが、メニュー化して加算が取れば、もちろんそういった形でもっと処遇改善に回せる部分ができるのではないかと私は捉えているわけであるが、メニュー化されなければ加算が乗っていくことはないわけである。今後、今メニュー化されていない部分についてはどうされるのか。まずこれをやって経過を見ろというようなお話もあったが、どのような形で進めていこうとお考えか。

植田児童青少年課長 繰り返になってしまうかもしれないが、やはりこれまでの委託料についても処遇改善事業は盛り込んできており、来年度すぐに満額支給できるように委託料に盛り込むことは、現時点では難しいかと考えています。それが来年度以降段階を経てどのようにしていくのかであるが、やはり一定程度学童クラブの、市としての待機児童対策、あと小学校敷地内への移設等に係る予算が収束してきた段階で、他市の活用状況も見ながら改めて検討していきたいと考えています。

しらた委員 事業所長的な立場のある人ということであるが、では、行政側としては、どこをどのように振り分けて配分しているかは全然把握していないということではよろしいのか。

植田児童青少年課長 賃金確認表を確認する際に提出を求めているので、その中で、どの方が実際にキャリアアップしているのか、どの額がどの方に改善されているのかを私どもで確認して、国・都に申請をしていくということである。

岩崎委員 もともと保育士に限らず、そして学童支援員に限らず給与が低いので、市としては給与を上げていかなければいけないと考えているのかをお聞き

したい。

植田児童青少年課長 市として給与を上げていくということではなく、あくまでその法人がどのように支援員の処遇を考えるのかということになると思うが、市として委託料の積算をする中では、東京都の基準をもとに人件費を見込んでいるので、それについては各法人の考え方によるところが大きいと思うので、それらについては何とも申し上げられないところだと感じている。

岩崎委員 今後は待機児童をなくし、より充実した子ども施策をやっていく中では、やはり仕事をしている方の状況も処遇という意味では賃金が重要かと私は思っているが、このキャリアアップ改善事業を充実させることとその処遇というか賃金が改善されることが同一ではないという考え方に市は立っていると捉えていいのか。

植田児童青少年課長 あくまでも今年度キャリアアップ処遇改善事業について見込んでいるものであり、精算が行われる段階で法人から提出していただく賃金改善確認表を確認し、どれだけ処遇改善がされているのか、さらにキャリアアップ分の改善がされているのかを確認した上で、今後について判断していきたいと考えている。

岩崎委員 そうすると、賃金改善確認表が出てきて、どういった方がどの事業に当てはまったのだということは、それぞれ法人の中の人だということで市はわかると思うが、一応そうなるが法人それぞれが個別に改善しているという、処遇改善に限らずいろいろな観点から運営をしているということで、なかなか同一にはというか、同じような法人それぞれに差があるという考え方は仕方がないというのが市の見方なのか。

植田児童青少年課長 確かに言われるとおりの法人によっていろいろその考え方が違うところはあろうと思うので、その辺のところでは多少の違いは仕方がないかなと思っている。

岩崎委員 そうすると、給料というセンシティブな問題に関して、隣の法人と給料が幾らだったというようなことを言い合うことも難しいかなと思う中では、そこの何か給与改善とか、ある程度のことを変えていきたいと思った場合は、言い方はあれであるが、労使交渉ではないが、法人の中で自分たちの給与と勤務との関係性をもう少し改善することができないかというのは、

委託料は市から同額が来ているわけで、このように改善できないかというのは職員と事業者側というか理事者側が話し合う場が必要だという考え方なのか。

植田児童青少年課長 市から同額を出しているのではなく、各事業所の規模や支援単位、児童数によってもかなり変わってくるが、そもそもの考え方の根本的なところは同じような形で積算して出しているところである。そこでさらに各法人が雇用している支援員の方にどれだけの給料をどのようにして払うのかは、各法人の考え方によるかと考えている。

本間委員 もう一つだけ確認したいが、放課後児童支援員等処遇改善等事業、今までであった処遇改善の事業であるが、そちらのほうの実績はどのようになっているのかをお伺いする。

植田児童青少年課長 これはあくまで我々が国・都に補助金を申請する際にその分に充てた対象経費とお考えいただければと思うが、その中で事業所の全てを合計すると平成30年度実績の中で約740万円分を補助金として申請させていただいているところである。

本間委員 そうすると、今までの放課後児童支援員と処遇改善等事業があり、結局キャリアアップのほうは今までの処遇改善事業のほうが優先されると聞いているが、そのあたりのことと今回の37万7,000円の委託料との関係性をお伺いしたい。

植田児童青少年課長 これはあくまで補助金を市が都に申請する際のやり方というところでご理解いただきたいと思うが、最初に今まであった処遇改善事業のほうでまずは申請すると、さらにそこから上乗せ分として、そこで飲み込めなかった部分の額についてはキャリアアップのほうで申請することになっている。今年度新たにキャリアアップというところで委託料に見込んでいた額については、これから法人から提出を求める賃金改善確認表のほうで、何をどれだけ賃金改善をしたのか、この分が今までの処遇改善分で、さらにキャリアアップでこれだけしたのだというところを私どもで確認して、その分については市と委託法人の中で精算するというところで考えている。

本間委員 そうすると、そのキャリアアップでこの37万7,000円の委託料を見込んだわけであるが、それが足りなくなるといったことは考えられるのか。

植田児童青少年課長 実際はその賃金確認表が出てきて、どれだけ法人のほうで賃金改善をしたのかを確認して見なければわからない部分もあるが、これまで我々が都に申請をしていく上で運営費の補助、あとは障がい者推進事業といったところの支援メニュー等いろいろあるのだが、そういったところも優先して処遇改善をさらに先ほど言った実績額約740万円と出した中では、そこまでの分は今のところもしかしたらないのかなと予想しているところである。

大くま委員 基本的なことをもう一度確認したいが、37万7,000円という金額が出てきたが、これは一施設当たりの1年分のものである。だから例えば一人の指導員の方に1万円の処遇改善給料アップをしたとしたら、その分は純粹に月給分とすれば12万円分その中から出るような計算になるのかと思うが、どうだろうか。

植田児童青少年課長 20施設あり、一施設当たり37万7,000円を上乗せして見込んでいるので、我々市として見ると、合計で716万3,000円を委託料の中に見込んでいる計算になる。

大くま委員 市の総額というよりも、要は一施設に出す37万7,000円は1年分の金額なのかを確認したかったのと、あとこの処遇改善加算自身について、今給料自身は民間の事業所が決めるもので、直接多摩市が上げろと指導できるようなものではないのだというのが当然の前提だと思うが、加算を通じて処遇改善にインセンティブを働かせてそれを進めていこうという立場、先ほど岩崎委員から、この処遇を改善すべきかどうか、市はどう捉えているのだという質疑があったかと思うが、市も新設が落ちつけばその先ではやっていきたいと言っているわけであるから、個別の誰に幾らつけるということではなく、全体として放課後児童支援員の皆さんの処遇はもっと改善していかなければいけないという方向なのかどうかを確認したい。

植田児童青少年課長 まず最初の37万7,000円は年間である。処遇改善をしていかなければいけない立場かどうかであるが、やはり我々としては一定程度、学童クラブ支援員の方たちの処遇は改善されるべきものだと思っているし、我々も基本的に委託料の中に人件費を見込んでいる中では、他市の水準を見るとかなり上位のレベルで人件費を見込んで積算してお願いしている状

況であるので、多摩市の学童クラブの質というか支援員も含めて児童を育成する質といったところは、非常に高い水準で行われていると考えている。

大くま委員 最後にするが、現状高い水準で市としても頑張っているのだというところもあったが、とはいえ、やはりまだ処遇改善は今の現状で十分ではなく、もっと進めていかなければいけないのだということを確認させていただいたと思う。それで終わる。

しらた委員 これ委託業者ということで、事業者のどなたと確認してこういう話をするのか。決め方として。

植田児童青少年課長 最終的に委託というシステムというか仕組みであるので、市でこの金額でということを示させていただいて決めるのだが、その上では、委託法人の理事者との懇談会の場で情報交換、意見交換をしながら決めていくところである。

しらた委員 ということは、市が決めるにしてもある程度の情報がないといけないので、その情報は皆さんが委託業者と共有しているところもあるのか。

植田児童青少年課長 委託料の積算の内訳を全て明らかにしているわけではないが、人件費は例えばこういったところの本俸を基準にしていて、一施設2人以上の常勤職員が必要だというようなところを確認しながら、そういった中で委託料の積算はこういう考えであるという形で示させていただいている。

山崎委員 今回のキャリアアップ処遇改善事業は、まず今ある処遇改善事業で足りない場合に使われるものである。今あるもので足りないような状況にある園はかなり数が多いのか。

植田児童青少年課長 あくまで市が申請した補助金の考え方で申し上げると、対象は支援単位で、平成30年度にいただいた実績で申すと、50支援単位中これまでである処遇改善の中で11支援単位に対象者がいたところであり、実際にキャリアアップのほうでさらに賃金改善した人がいるのかについては、今年度の実績を見ないとわからないところである。

山崎委員 今ある処遇改善事業を利用している50園中11施設程度しか申請していないのか。

植田児童青少年課長 あくまでも支援単位である。

山崎委員 その11のうち、今回それで足りない園がどのくらい出るかはまだわか

らないということか。

植田児童青少年課長 そうである。あくまでこれは、先ほど申し上げたとおり市が申請した補助金の考え方で申し上げているので、そうではなく例えば施設側からこういった改善をここにしたのだと、さらにキャリアアップでここにこのようにしたのだというような賃金改善の確認がとれば、そういったところの部分で市は精算をするということで考えている。

山崎委員 では、今の状況だと最大でも11支援単位以上にはならないということか。

植田児童青少年課長 それもなかなかわかりにくくて申しわけないが、実際に法人施設側がどれだけ処遇改善をして、それに足りない分をキャリアアップでこれだけ使ったのだというところが確認として出てくれば、それは市として信頼関係の中で確認させていただいて見込むところであるので、もしかしたらこれ以上になるかもしれないし、その辺は出てきてみないとわからない。

山崎委員 今その11以外のところは、今ある処遇改善事業の条件もまだ満たしていないということか。

植田児童青少年課長 実際には運営のほうのメニュー、あと障がい児受入推進のほうの補助メニュー等もあるので、そういったものを申請の中で活用させていただいた上で、こちらのほうも補助メニューとして活用している状況であるので、市としては、トータルとして国・都に何をどれだけ該当させて申請するのが一番補助金の獲得として有効なのかを考えながらやっている。これまではそういう状況である。

山崎委員 そうしたら、まず最初に今ある処遇改善事業を優先して使用してもらって、それで足りない場合はキャリアアップのほうという考え方であると分かった。

岩崎委員 最初からもしキャリアアップ事業を満額とした場合、市はどれだけそこに予算をとらなければいけないのか。

植田児童青少年課長 実際に満額支給となると、こちらのほうは合計で現在の上限額が89万6,000円であるので、これを全ての施設で見込むと約1,800万円の予算がかかると計算している。

岩崎委員 そうすると、700万と少しは今とっていると思うが、それは

1,800万円の中に入った金額なのか。

植田児童青少年課長 言われるとおりである。

岩崎委員 そうすると、それをザッと引いて1,000万円ぐらいの金額を上乗せしてとることになると思うが、それをもし使えなかったとしたときの市側の考え方を教えてほしい。返還せざるを得なかったというか、結果的にはそれが残ってしまったとき、それは市としてどういう考え方になるのか。

植田児童青少年課長 予算としてそれだけの額を見込んだにもかかわらず、例えばそれが精算で戻ったとなってしまうと、やはり予算と決算の中で大きな乖離が出てしまうので、その分をほかに使えたものがつかえなくなってしまうというところでは、市としても、その辺の乖離が出てしまうことについては非常に苦しいところだと考えている。

岩崎委員 今ほかのところと言われたのは、もしその1,000万円をそこにプールしなかったとしたら何に使えた可能性があるのか。

植田児童青少年課長 それは我々所管の中だけではないと思うので、市全体としてそれがもしかしたらほかに必要な経費として使われなければいけないものが、それだけ残ってしまうところについては、あまりいいことではないと考えている。

岩崎委員 そうすると、その1,000万円がもし所管をまたいで使われる可能性もあると、子どもの中で使うのではなく、所管をまたいでというより部をまたいで使われる財源に変わるということか。

植田児童青少年課長 あくまでこれは予算の考え方になってくるので、市全体としてそれが本来どこに使われるべきなのか、あるいは削減しなければいけない額をもう少しきちんと考えて予算の積算を行わなければいけないというところについては、しっかりと市全体の中で考えていく必要があるかと思っている。

大くま委員 37万7,000円という金額が出ているが、補助率で言うと国が3分の1、都道府県が3分の1、市が3分の1ということだと思う。この37万7,000円を予算化すると、全体では1,800万円ほどということもあったが、予算化するというのであれば市の予算を1,800万円仮につけたとすると、それに上乗せして3,600万円、国と都から3分の1ずつの

負担が来るということなのか、それとも1,800万円のうち600万円程度を市が負担するということなのか。

植田児童青少年課長 今、後者で言っていたほうだと思っている。1,800万円のうちの3分の1を国、3分の1を都、残りの3分の1は市で負担をするというところで考えていると思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきものとの立場での討論を行う。
質疑の中では、多摩市の子どもたちのために働いていただいている学童支援員の皆さんの処遇がまだまだ十分とはいえない状況であることもわかった。処遇改善へ自治体としてもっと前に進めていくべき問題だと考える。加算を通じて処遇改善を進める、加算制度でやるのが妥当なのかどうかはあるが、もっと直接的にきちんと処遇改善が進むような方策をとっていくべきだということもあるが、現状あるこの加算を通じて処遇改善を進めていくというのは当然なことである。そのことを申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきものとしての立場での討論とする。

本間委員 元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業と現行の放課後児童支援員等処遇改善等事業は両方実施することが可能であるが、両方実施する場合には放課後児童支援員等処遇改善等事業の執行が優先されることになっている。多摩市令和元年度予算に放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の37万7,000円を委託料に見込まれたが、現在の放課後児童支援員等処遇改善等事業の実績を踏まえると、その予算が執行されない可能性が高い。よって、本陳情に対し不採択の意見・討論とさせていただく。

岩崎委員 今回の放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について不採択の立場

で意見・討論をさせていただく。

そもそもこの事業が職員の給与に還元することが前提であることが重要だと私は思っているが、この条件であるならばなかなかそれにそぐわないところは、市との話し合いだけではなく、この事業を調べた中でも考えられる部分である。確かに何かの方法でその職員の方の報酬を上げていくことは重要であるが、この事業を推し進めることで進むという考え方にはどうしてもなれなかったところがある。ただ、今の現状が全て都のやり方あるいは市のやり方で行われていることが正しいと思っているわけではないが、この陳情に対して採択することで満額支給にはならない、満額支給ということで改善されることは本意ではないと考えるため、不採択の立場の意見・討論とさせていただく。

しらた委員 フェアな市政会派を代表して、元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情を不採択の立場で討論する。

来年から満額にしてほしいということで、まず来年から急にそういうことは、もう少し、先ほど行政側の説明を聞いても、やはりそれぞれの立場、また情報をしっかりと把握して、それから徐々にというか、やはり貴重な税金であるのでいきなりということは難しいのかなと思う。確かに職員のそういう処遇に関しては、これからは大切な人材であるので上げることを考えることも必要かなとは思いますが、先ほどから私何度も申し上げるが、来年からと、やはり段階を踏んでしっかりと事業者と話をして情報を共有してからしていただきたいと思い、この陳情に対して不採択の立場での意見・討論とする。

山崎委員 元陳情第13号 放課後児童支援員の処遇改善に関する陳情について、新政会を代表して不採択の立場で討論する。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について満額の支給との陳情であるが、この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の補助金は現在施行されている処遇改善の補助金で足りない場合に補助されるものであるが、現在その処遇改善の補助金が十分に使用されていない状況であり、この放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の補助金を満額支給しても、あまり実効性はないものと思われる。また、市側の予算を待

機児童対策など最優先事項から対応していきたいとの考え方も理解できる。今回の陳情により、現場の支援員の方々の処遇改善についても十分に考えていかなければならない重要事項だと受けとめているが、さきの理由により、この陳情に関して、新政会を代表して不採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が4名である。不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、元陳情第14号 放課後児童支援員の職員基準に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者からの発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（笠井智文氏） 先ほどに続いて多摩市永山学童クラブに勤務している笠井智文と申す。どうぞよろしく願います。放課後児童支援員の職員基準に関する陳情で、陳情項目を読み上げる。

現在放課後児童健全育成事業設備及び運営の中の職員配置基準の参酌化が進められている。だが、多摩市としてはこの流れには乗らずに今までどおり1支援単位2名職員配置を守るようにしてほしいという陳情項目である。多摩市はほかの自治体よりも職員配置基準は本当に充実していて、高い育成水準を保っていると考えられる。だが、やはりこれから来るであろう職員配置基準の参酌化によってこの高い水準が低下してしまう可能性がある。なので、やはりこれ以上職員が薄くなるのは現場としてもとても大変になってくるのかなというところもあり、事故や急病、災害のときにおける

子どもの安全を確保できない場合も、職員が少ない場合はあると思う。だから、今までどおりの基準を守るようにしていただければという陳情である。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等あったら願います。

植田児童青少年課長 厚生労働省の児童福祉法であるが、放課後児童健全育成事業に留意するもの及びその員数に係る従うべき基準については、現行の基準の内容を参酌すべき基準とするということであった。それに伴って実際に施行後3年をめぐりとして、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。従うべき基準では、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置するところであり、それが参酌する基準となるが、多摩市としては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の職員のところであるが、第10条で、放課後児童健全育成事業者は放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とすると明記されている。これに基づいて多摩市の委託内容で仕様の中に、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上配置し、一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするというような配置基準をしっかりと明記している。したがって、今のところ多摩市ではこれまでどおり一支援単位2人以上の支援員の配置を仕様書の配置基準でも明記しているの、それに値する委託料の積算をしているところである。現在市は委託元として、一支援単位2人以上を配置基準として委託先と契約している状況である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 多摩市としては、条例で支援単位当たり2名というような規定をしているということである。以前の一般質問等でも確認はしているが、これを今国の参酌化に合わせて緩和していこうという方向性ではないとその一般質問のときにはお答えいただいたと思うが、現状を確認したいと思う。

植田児童青少年課長 今のところそのとおりの考えで、変更はない。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第14号 放課後児童支援員の職員基準に関する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して、採択すべきものとの立場での討論を行う。

質疑の中では、多摩市の基準を緩和するという方向性はないことも確認した。ただ、国が参酌化を進めるという方針を示している中で、現場で働く学童クラブの皆さんから不安の声が上がるのは当然のことだと思う。これまで市民や保護者の求める運動の中で多摩市が整備を進めてきた、ほかよりも高い水準をつくってきた学童クラブについて、学童クラブの皆さんや市民の皆さんとともに、この多摩市議会としてもその水準を切り下げるべきではないという声を示すためにも、この陳情は採択すべきものだと考える。以上申し上げ、日本共産党多摩市議団を代表して、採択すべきものとしての立場での討論とする。

本間委員 元陳情第14号 放課後児童支援員の職員基準に関する陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

多摩市放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例の第10に放課後児童支援員の数は支援の単位ごと2人以上配置とある。これを変更する予定はないということで、仮に条例の変更が出されたときに出される陳情かと考える。よって、本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより元陳情第14号 放課後児童支援員の職員基準に関する陳情を挙手により採決する。本件は

採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって本件は採択すべきものと決した。

日程第3、元陳情第16号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者からの発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言願う。

陳情者(小林君江氏) 福祉保育労東京地本南多摩支部こぐま保育園分会の小林君江と申す。こぐま保育園で保育士をしている。発言の機会を与您いただきありがとうございます。幼児教育・保育無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情について発言する。

私たちは、保育無償化については保護者の負担を軽減し保育を必要とする全ての子どもが等しく保育を受けられるようになる上で必要なことであると考え、賛成の立場である。しかし、今回の無償化には幾つかの問題点がある。その一つが、給食費の実費徴収である。無償化とうたいながら給食費を実費するという事実を知ったときには本当に驚き、がっかりした。子どもの育ちにとって食事は大切な要素である。保育指針にも子どもが生活と遊びの中で意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待するなど、食事が子どもの育ちにとって重要なものであることがうたわれている。この精神に立てば、給食費も当然無償であるべきであるが、今回の陳情に当たっては、徴収はせめて施設ではなく市で行うべきであることを訴えたいと思う。今でさえ事務量が忙しい保育職場において、毎月の集金の事務負担を負う

ことは困難である。また、その上滞納家庭への対応が必要になる。今まで保育料の徴収は市で行っていたためそういう懸念はなく、この家庭は保育料を払っているかいないか、今回で言えば給食費を払ったか払わないかということには懸念なく保育ができていたが、今後は未納の保護者との関係性が悪くなるおそれも出てくる。給食費は保育として必要な費用であるので、保育料と同じく市として徴収することを要望する。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったら願います。

松崎子育て支援課長 幼児教育・保育の無償化における食材料費の取り扱いについては、このたび市では実費徴収という方針を出させていただいた。こちらの実費徴収については、今回陳情では市で徴収をしてほしい旨の要望であるが、法令上給食費について保育所と利用者間の私債権という位置づけになる。市が債権を所有することは、地方自治法上所有することができない仕組みになっており、市が保育所にかわって給食費を徴収することは困難であると考えている。また、園側施設において今回給食費の徴収に当たっての事務負担が発生してしまうことは私どもも重々承知しているところであり、そちらの事務負担の軽減策は何かしら対応していく必要があるということ認識しているところである。それに当たって、認可保育施設の園長会側からも、当初は市のほうで徴収していただきたいという要望もあったのだが、法律上困難という状況もあり、では、それにかわる何かしらの対応策はないのかということで、負担軽減策を考えてほしいという要望をいただいていたところである。その要望があったことを踏まえ、市では保育施設が徴収事務を行うことに対する事務の負担軽減策として、徴収や児童の登降園管理を行えるシステムを施設が導入することができるようにICT化の補助を今9月議会の補正予算において上程させていただいたところである。そういったところを配慮しながら、また園側とも協力しながら今後の徴収等々に取り組んでいきたいと考えている。

いいじま委員長 では、これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 今、私債権であるから市としてはそれを徴収できないことが言われた。

これまでは保育料として徴収されてきた中では、市が私債権という扱いではなく保育料として徴収することができたということであるが、これは実費徴収することから債権が発生するという事、それが私の契約に基づくもので私債権だということになるのだと思うが、東京都でも多くの区や市で実費徴収を行わないと決めているわけであるが、債権化をさせない、実費徴収を行わない形で、債権になる前の段階で補助するという事であれば可能なのかを確認したいと思う。

松崎子育て支援課長 今、委員が言われた点については、要は徴収が発生しない仕組みというところで市が補助するという考えを述べられているのかと受けとめさせていただくが、市が補助をするという仕組みであるならば当然施設側での徴収事務は発生しないことになるので、そもそも債権のやりとりが発生すること自体は起きないものと捉えている。ただ、今回私どもとしては、給食費については徴収をするということで対応させていただくという取り組みを決めさせていただいている。そのため徴収行為が発生するような状況である。

大くま委員 そういった意味では、実費徴収化をすることがこういった問題を生み出しているのだと思う。今、一般質問でも伺ってきたが、滞納の問題などが発生すると思う。これについて市はサポートしていくと答えているが、その内容を具体的にお聞きすると公金徴収のノウハウを提供するとお答えになる。私は、公金徴収のノウハウの提供で、同じ方法論がこの私債権の回収に当てはまるのかどうか非常に疑問に思っている。例えばよく比較される小学校給食費でどういったことが起こっているのかを考えると、滞納が発生した際には、学校給食の申込書などで税務情報の確認ができるような同意を取っているから、そのご家庭がどういった状況にあるのかを確認することができて、払いたくても払えないのか、払いたくないから払わないのかの一定の状況は見えてくると思うが、今回民間園での私債権の回収を考えた場合には、公金の回収ではこういったことができるわけであるが、そうした税務情報の開示や確認は市に聞いても当然教えることができないだろうから、訴訟などの手段によって確認していく、そうやって回収を進めていくほうが、当然勧奨して払ってほしいということはや

ながらも、それで払っていただけない場合には法的な手段を講じてしか回収に当たれないのではないかと思うが、その辺はいかがか。

松崎子育て支援課長 給食費の徴収ができなかった場合、滞納される方への対応は、私ども保育料の徴収を子育て支援課でも対応させていただいているが、いろいろな面で事務手続等負担感があることは、実務の面から重々承知しているところである。まず1点、新たに施設側で滞納の取り組みをしていく場合が発生するかもしれないが、一つ市で考えているところとしては、私たちのほうで今回給食費の徴収をさせていただいているが、年収360万円未満の世帯の皆様方に関しては負担軽減策ということで給食費の徴収を行わない対応をさせていただく。そうすると、一定の方々、支払いに困難性を抱えやすい世帯の皆様方は徴収が発生しないので、滞納の対象にはならないので、滞納の徴収事務が数多く発生するとは捉えていないところである。だからといって、絶対発生しないとは言い切れないところである。まず市にない利点として捉えているところは、保育園の皆様方は対面でお子様の送迎で職員の皆様方と会うというところでは、市役所で滞納が発生しやすい、なかなかご本人と会うことができない、文書でのやりとりが中心になっているが、そういったところでのお支払いのお願いは、市役所よりもある意味防止しやすい環境体制は整えられるのかなとも感じているところである。さらに、逆に会ってしまうことでのなかなかの難しさも問題として抱えていくことも想定されるので、その際にはやはり私たち実務のほうで経験しているノウハウを提供しながら対応策を考えていきたいと思う。

また、先ほど税務情報の確認というお話も出たが、徴収に当たって必ず税務情報を確認しなければいけないのかというところでは、それは多分それ相応の段階が来てからの話になると思う。その際は当然施設側だけの対応ではなく、私どもも一緒になって、そのご家庭にどういったアプローチができるかを考えていきたいと思っている。

大くま委員 市としても間に入ったりしてやっていくということはあるが、保育園のお迎えのそれこそピークの時間などに対面することはあるが、ピークの時間を考えれば、そこで当然、その場で払ってほしいと言うわけにはいかないわけであるから、なかなか難しい部分もあると思う。私たちは学校給食

も無償化すべきだという主張を続けているが、学校給食について今徴収がどういった状況なのかも今回勉強した。文部科学省の学校給食費徴収管理に関するガイドラインでは、その見込まれる効果に、学校給食費の公会計化が進められているわけであるが、公会計化等に伴い見込まれる大きな効果としてまず教員の業務負担の軽減が挙げられるとし、学校が徴収業務を行う現状については、学校において学校給食費の徴収管理業務を行っている場合に滞納者が生じると教員や学校事務員が督促業務を行うことになる。しかし、滞納者への督促は、税金などの督促を専門とする部署でも苦勞するものであり、組織として督促業務の専門性を有しない学校において教員が対応することは、肉体的時間的にも精神的にも負担が大きいと言える。特に文書による督促が効果を発揮しなかった場合、電話や個別訪問による督促に移行するが、保護者が仕事などで不在であることが多い昼間通常の勤務時間帯は保護者と話をすることが難しく、どうしても夜間等を実施せざるを得ない部分があり、教員にとって大きな負担となってきたと、これは学校での徴収ということであるが、ある。こういった業務に当たっていただく可能性があるということだと思う。また、その中では、これは小学校か、1校当たりの年間190時間の業務削減効果を見込んでいるということも言われているわけである。こういった業務をお願いしていく中で、事務負担の軽減ということで今回ICT化がメニュー化されているが、私は、ICT化で事務全体の負担が軽減したとしても、この滞納回収に当たる負担は、それではなかなか補えないのではないかと思う。しかも、補正予算の審査で明らかになったように、このICT化の補助は今回限りで、今補助を受ける対象となる41施設中28施設が希望していると。それ以降はまた独自に努力して進めていかなければいけない状況もわかってきた。とても十分だとは思えないわけである。例えば対応の問題についても、私債権という性質上直接の穴埋めという形では難しかったとしても、例えば仮に一定の滞納が発生することを前提にした運営費の補助を設定していくとか、徴収に当たる職員分の加算を行うとか、市がきちんと支えていくような構造はつくれるのではないかと思う。直接的な私債権の中に手を突っ込む形でなければ、そのことについてはいかがか。

松崎子育て支援課長 滞納整理で事務負担が発生するその負担感というところでのお話であるが、支える構造、新たな運営費補助というお話だったと思うが、現時点で何かそれを考えているということはない。まず10月に無償化がスタートし、では、本当に実務にとっても負担が発生するほど滞納が発生するかどうか、まず状況をきちんと丁寧に把握していく必要があると捉えている。また滞納してしまう方々にはどういった方々がおられるのかも、現在の私たちの保育料の徴収事務と照らし合わせながら、実際園とどういった徴収の工夫ができるのかを考えていくことがまず大事にすべき点と捉えている。先ほどICT化の保育施設のお話が委員から出されたが、今回事務がかなり負担となる認可保育所の施設に関しては、現在19施設あるが、そのうちICT化の希望をされていない園が3施設ある。それ以外の施設においては導入を検討されるところである。加えてそれ以外にICT化を導入されない施設においては、ゼロから2歳時の小規模保育施設、それから家庭的保育施設、人数が少ないというところで新たにICT化を導入することはかえって自分たちの実務の負担感につながるということでICT化を希望されないところなので、一定の規模のある施設においては基本的にはICT化を導入されるという見解で、調査した結果、要望をいただいているところである。

大くま委員 ICT化すれば、それに伴うシステムの研修といった負担も出てくるわけであるから、人数が少ないので導入しないような判断をすることもあり得ると思うが、滞納が絶対発生しないとは言えない部分だと思うが、滞納が発生すれば、私は建前だと思っているが、実費負担だということすら突き崩していくことになるわけであるから、本当にそういう状況に対して市が丁寧に対応していくことが必要だと思う。現状は運営費の補助をしていくようなことは考えていないということだったが、私がお聞きしたのは技術的には可能なのかどうかである。今やるかどうかではなく、技術的にはそういうことも考えられるのかどうかをお聞きしたいが、そこを確認させてほしい。

松崎子育て支援課長 技術的に可能かどうかというところで、市が私債権の肩がわりをするのは難しいと認識している。

大くま委員 　私債権の肩がわりということではなくて、一定の滞納が見込まれるということ、その滞納部分も含めての運営費の補助であるとか、例えば職員の加配を独自に市が支えるとか、そういうことはできるのかできないのかをお聞きしている。

松崎子育て支援課長 　まず徴収事務の負担感があるというところで事務員の加配というお話、その部分の何かしらの運営費の補助ということであるが、考え得るかどうかであるが、それ以前に滞納させない工夫に取り組むべきと考える。滞納される方を認めてしまう仕組み、支援するという制度はあまり好ましくないと考えてるので、私たちとしては、各施設と協力しながらその滞納を発生させない努力にまず取り組むべきだと考える。

大くま委員 　滞納を発生させない努力というのは当然進めていかなければいけないと思うし、とはいえ滞納がゼロにはならない実態の中で、私は具体的な方策を考えることが必要ではないかと思っている。これは市は現状考えていない、まずは滞納を発生させないことに取り組むのだということであるから、それはそれとして、きちんとこの滞納を発生させずに、実費負担という、滞納が発生すれば当然実費負担ではなくなるわけであるから、そういった取り組みをもっと園に寄り添って進めていただきたいと申し上げて終わる。

本間委員 　給食費を市で徴収してほしいということであるが、他の市区町村でそれをやることを決めているようなところはあるのか。

松崎子育て支援課長 　現在市が私立保育園にかわって徴収するというお話は何っていないところである。

本間委員 　これを徴収することが私債権を預かって保管することになるということは、法律を犯してしまうことになるのか。

松崎子育て支援課長 　言われるとおりのことである。

岩崎委員 　地方自治法で無理だということを、まずは園長会等でお話しされたのか。

松崎子育て支援課長 　園長会にもこちらの説明をさせていただいたところである。

岩崎委員 　その後、園がそれぞれの保護者に伝えている流れはあるのか。

松崎子育て支援課長 　園が徴収する仕組みが変わるということでの話はさせていただいていると認識しているが、地方自治法上云々、これによってできないから園が徴収するというところまでのお話をされているかどうかは各園のご判断

もあるので、把握していないところである。

岩崎委員 やはりそこが重要かなと私は思った。つまり園がやりたくても、あるいは市がやりたくても、法律上の縛りがあってなかなか皆様にといいか保護者のほうには、そういう状況が起こるのだということを、知らなくてもいいことかもわからないが、やはりお伝えする必要性は感じるが、その辺はいかがか。

松崎子育て支援課長 丁寧にといいことであれば当然そこまでお伝えする必要があるかとは思いますが、私ども園長会とも話をさせていただいて、今回事務負担の軽減でICT化の補助金を創設するという話で話をさせていただいているので、各施設におかれては、その辺は重々承知していることと認識しているので、認識した上で保護者の方に各園で丁寧な説明をさせていただいていると理解している。

岩崎委員 そうすると、今後保護者の方は、お金を払う払わないではなく、手続上どういう負担が生じるのか。これから実費徴収になった場合。

松崎子育て支援課長 手続きのものは、各園が徴収に当たっては口座振替の取り組みを進めるというお話を伺っているので、保護者の方々には口座振替の手続をさせていただくという手続が発生し得るものと考えている。

岩崎委員 そうすると、その口座にお金が現状あれば自然と自動引き落としのようになっていき、もしお金がなければ滞納となっていくのかなと思うが、よく市の学童クラブ等いろいろ保護者が払うものが、滞納が起こっていくと時効のような形で何年かするとそこは償却的に負担をこれ以上支払うようにはしないような状況が起こるが、民の場合といいいかそれぞれの事業所でそういうことが起こった場合、時効といいいことはあるのか。

芳野子ども青少年部長 これは法律上の問題になると思っている。公債権と私債権ではそれぞれ時効の範囲が違うので、今何年かはっきり覚えていないが、たしかどちらかが2年でどちらかが5年だったような気がするが、そういった時効といいいものはあるので、それにひっかかってくる可能性はあるかと思っている。

松崎子育て支援課長 補足であるが、私債権に関しては時効が2年となっている。ただ、督促をかけるとそこからさらに時効が延びる形になるので、徴収事務を丁

寧に、催告の手続を丁寧に行っていくという仕組みになっていくと思う。

岩崎委員 そのような可能性があるのだということはわかったが、今園のそのような心配は、個別にやりとりしなければいけないのではないかというところに心配が起こっている部分もあるかと感じるが、そうなる前に市が支援するような状況は可能なのかをお聞きする。

松崎子育て支援課長 滞納が発生する方は基本的にそう多くないと捉えている。したがって、大勢発生する個別の前の集団対応というのはどういうものを想定するかであるが、基本的にはいつが徴収する日である、したがって事前にきちんと口座の中にお金を入れておいてと注意喚起をしていくというところが、まず一つやれることなのかなと思う。ただ、それでもついうっかり忘れてしまった、引き落としができなかった方が発生すると思う。その方は滞納ではないと思う。忘れてしまった、一時的な支払いがおくってしまった方になると思う。そういった場合の方に関しては、当然次の引き落としのときに引き落とすというやりとりができるのかなと思う。私たちが考える滞納というのは、何カ月にもわたって支払いに応じてくれない方だと認識しているので、そういった方はやはり個別対応せざるを得ない状況になってくると思うので、そのことに関しては園とどういった対応が、まだ対応が初めての取り組みでどういったことが想定されるか見通せないところもあるが、いろいろなことを想定しながら何ができるのかというところはこれまでも園長会といろいろ話を積み重ねてきているので、引き続き話を積み重ねていきたいと思う。

岩崎委員 私の言い方が悪かったが、数は少ないと思っているところは私も感じる。そして、これから実際に滞納が起きてきて、実態を把握することになると、いつごろを考えているのか。

松崎子育て支援課長 制度がスタートするのが10月、給食費の徴収がスタートするのも10月と捉えると、10月に1回引き落としがある、月日が進んでいくなると、3カ月、4カ月ぐらいの見通しが必要かと考えるので、その先になるのではないかと考える。

芳野子ども青少年部長 先ほどからお聞きしていると、滞納が発生するから実費徴収をするなという言い方にも聞こえなくはない。そもそも滞納に対する対策と今

回給食費を実費徴収するという考え方は基本的に分けて考えるべきだと考えているので、そこが今一緒になって、滞納するから実費徴収はだめなのだという考え方は、議論が少し錯綜しているような気がする。

岩崎委員 聞き方が申しわけなかったかもしれないが、保育に支障が出るのが陳情者の中にあつたところで、滞納になったときの対応のことが一番大きいのかなと私は理解していた。ただ、保育に支障があるというところはまた別に考えなければいけない部分で、滞納があろうが、どういう方であろうが、そこで差別というか区別する必要はないところだと思うので、そのところは違うかなと思ったが、いろいろな事情で何かしらの状況が起こることをどのように市が捉えているかお聞きしたかったところで、お聞きした。

芳野子ども青少年部長 滞納があるからといって、その子どもに対して給食を出さないということはあり得ない話である。そのところをご理解いただきたいと思っている。

岩崎委員 給食はもちろん出すと思うが、保育士のほうが何かしら保護者に言ったりしなければいけない、あるいは無意識にそういう感じで見えてしまうことが心情的に起こり得ることは理解できるが、ただ、ここでそういうことを議論するのは違うかなというところはわかった。

大くま委員 一つ確認をしておきたいが、滞納があるから実費徴収するなど私は言うつもりはなくて、実費徴収そのものが問題だということで問題提起していて、滞納が発生した際に、実はこれ私債権だと市はずっと言って、私債権という扱いになるわけであるが、一つ大きな課題が出るなど感じているのは、例えば認証保育所などで言えば個人対個人の契約の中で利用が決まって給食費を負担するという関係になるから、純粹に個人の私的な契約の中での債権だと言えると思うが、こと認可保育園に関しては、利用の決定はポイント制の中で市が行うということがあるわけである。そういった中で、私は、純粹な契約行為の中の私債権だと扱ってしまうのか、またはやはりその利用決定をした市としても、だからこそ解消にも力を尽くすと言われているのだと思うが、そこにはやはり一定の責任が発生する問題だと思っている。そのことは滞納だけを殊さら問題にするのではないと部長が言

われたように私は受けとめたので、これはきちんとお伝えしておかないといけなかなと思ってお話しさせていただいた。意見である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第16号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、趣旨採択の立場での討論を行う。

私債権として市が徴収に当たることはできない、法的な縛りがあることが非常に大きいですが、保育の現場からこういった声が上がっていることは非常に重大な問題だと捉えている。給食を実費徴収することがこうした保育の現場にさらに事務負担をかぶせることにつながっていくことになるし、保育現場の処遇改善を進めようという方向と逆行するものだと捉えている。徴収事務や滞納対応などの新たな仕事をふやす結果につながるということである。そのことを考えると、やはり実費徴収すべきではないだろうというのが私の意見である。この実費徴収化という流れは、子育てにかかわる負担を軽減するという幼児教育・保育の無償化という方向性からも、給食費を保育料から取りだして実費徴収することは相反するものだと捉えている。ただし、私債権の徴収を市が代行することはできないこともあるので、給食費の実費徴収化こそがこうした今の状況の元凶であることを申し上げて、市には新たな事務負担や滞納による過大な負担解消をすべく、多摩市の保育園に真剣に向き合った対応を求めて、日本共産党多摩市議団を代表して趣旨採択の立場での討論とする。

本間委員 元陳情第16号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

地方自治法第235条の4第2項に債権の負担として徴するもののほか、普通地方公共団体の所属に属さない現金または有価証券は法律または政令

の規定によるのでなければこれを保管することができないとある。他市と同様、多摩市として法律を犯して給食費を徴収することはできない。とはいえ、保育の現場の負担がふえることは事実で、多摩市としても給食費徴収を含む事務負担の軽減策としてICT導入の補助を決めた。保育園、保育士の負担が最小限になるようにしていくべきとは考えている。今後給食費未納の保護者に対する対応について多摩市がしっかりとサポートするように申し添えて、本陳情に対し不採択の意見・討論とさせていただく。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより元陳情第16号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について多摩市が徴収することを求める陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって本件は趣旨採択しないものと決した。

続いて本件について、採択について採決する。本件は採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第4、元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔

明瞭に、陳情書に沿って発言願う。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（小林君江氏） 福祉保育労東京地本南多摩支部の小林君江と申す。こぐま保育園の保育士である。幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について発言する。

無償化に伴い、給食費が実費徴収されることになる。国基準では主食費は保護者負担となっていたが、東京都においては都が補助をしてくれていたため、都内のどの自治体でも長い間主食費の保護者の負担はなかった。これは全国に誇る東京都の保育水準であったと思う。東京都は今回の無償化に当たっても、現行の都が出している補助水準を下げることは考えていないとのことである。給食費はそもそも保育として必要な経費であることから、保育料に含めて全て無償化にするべきと私たちは考えている。都内では無償化に当たっても引き続き自治体の負担とするところも多くある。また、東京都以外でも、例えば秋田県などでは新たに主食費も含めて補助を行うということで、自治体が補助をして保護者の負担をなくするところもできていると聞いている。このようなことから、せめて主食費は保護者から徴収せずに市で負担してくださるよう要望する。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったら願います。

松崎子育て支援課長 幼児教育・保育の無償化に伴って保育料が無償化されることになった。食材料費、給食費については無償化の対象外ということで国の方針が示されたところである。私たち多摩市においては、給食費について在宅の子育て家庭や幼稚園の方々においても今現在かかっている経費であり、全ての子育て家庭の負担の公平性に配慮する必要があると考えている。その考えに立って、これまで保育園、認可保育所においては基本的に保育料の一部として保護者の方に給食費を負担していただいていたが、これからは施設において徴収するという形で取り組み方法が変わるが、給食費については実費徴収という形をとらせていただくことにした。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員　今回陳情の中でも、東京都は主食費の部分が続けていくということがある。一般質問の中でそういった質問をしたわけであるが、その答弁の中では東京都と市の見解が食い違っているように私は捉えているわけである。その中で根拠がないというような発言もあったが、その点についてどういうことなのか確認したいと思う。

芳野子ども青少年部長　一連の答弁の流れを見ていただければ、今の東京都の交付金について、その算定根拠が、既に包括化された中で金額の根拠が曖昧になっていることは明らかだということで申し上げたものである。

大くま委員　金額の算定根拠がないと。ただ、子育て推進交付金自体は民間保育所補助事業の決算の資料の中でもあるように、都の加算があり、そういった中でつくられてきた事業だと、そこは変わっていないということだと思う。それは確認させていただく。今回6,000円という金額がやはり他市と比べても高いと私は捉えているし、もともと実費徴収化すべきではないこともあり、他市と比べても高いと。それはやはり主食費の部分をどう扱うのかが大きな意味を持つのだと私は思っている。この金額であるが、今後見直すことはないのかどうか確認したいと思う。

松崎子育て支援課長　現在公立保育園の徴収金額については6,000円ということで試算させていただいている。こちらの給食費が6,000円のままなのかについては、さまざまなこの先の景気の動向等もあるので、この先ずっと6,000円であるとは考えていないところである。

大くま委員　景気の動向、物価などもあるし、調理の効率化などもあるかもしれないが、そういったことの中で変化することはあり得ると。今は公立保育園、民間保育園は民間保育園で決めるものだということがあるから、公立保育園のということでお答えいただいたのだと思うが、他市の状況などを見ても、やはり公立保育園の水準が一つの基準になって設定されているようなことがある。運営費の補助と給食費をどう考えるのかという中では、やはりその金額の設定は大きな意味を持つと思っている。今回この後で行われる条例の審査にもかかわるが、私の認識では、6,000円とすることは主食費部分の補助を削減するものだとして捉えている。その額が幾らぐらい

なのか計算をしてみた。補正予算の審査の際には認可保育所の給食費を全て無償化するのであれば1億4,200万円かかるはずだとなった。これは新設をする、逆転現象を解消するための補助についての質疑の中であったと記憶しているが、1人当たり7,500円という金額で計算しての1億4,200万円だということだったから、これを割り返すと1,500円はおおむね総額で2,840万円になるかと計算している。実はこれ昨年12月の議会で日本共産党の橋本議員が一般質問の中で試算を示しているが、園児の数が変わってくるから若干変更はあるが、おおむね一致している。今回実費徴収化をしていく中では、逆転現象を防ぐために新たな補助を新設していくとなっている。その予算はどのぐらいを見込んでいるのかをお聞きしたい。

松崎子育て支援課長 このたび無償化を行うが、給食費を徴収することによって無償化された保育料よりも給食費の負担が増してしまうご家庭が出てくるものと想定している。そういったご家庭に安定した給食の提供をしていくところからも負担軽減策の補助を考えさせていただいている。そちらの予算であるが、今回9月補正にも計上させていただいて、その内容としては、給食費の補助が、金額としては半年分であるが722万7,000円という試算をさせていただいているところである。こちらは国から公定価格で副食費の減免の加算、4,500円の副食費の加算が行われるというところもあり、7,500円補助から年収360万円で国の副食費の加算の対象になる方々の人数を差し引いての試算という形になるので、その金額は目安、試算では722万7,000円を見込んでいるところである。

大くま委員 先ほど私が先ほど申し上げた2,840万円というのは1年分の金額だと捉えているが、そういうことで考えると、これは半年分で722万7,000円であるから、1年分に直すと1,400万円少しということがある。そういったことで考えると、主食費部分に限って検討するのであれば、本来私は全て実費徴収すべきではないという立場でなければいけないが、この陳情にかかわる主食費部分だけで考えると1,400万円ぐらいの差しかそこにはないのかなと思うが、いかがか。

松崎子育て支援課長 先ほど委員が一般質問の答弁から試算されたという主食費を市が徴

収した場合、その金額が今回1,500円となっているが、そちらを全体でどのくらい年額かかるのかと試算すると、委員の言われるとおり約2,800万円相当と考えている。これが主食費を徴収した際、民間保育所補助事業から削減する金額となるが、この補助の負担軽減策を差し引くと、おおむね委員の言われるとおり市としては1,400万円分の一般財源が削減できるような状況になる。

大くま委員 今6,000円ということの中でそういう差があると、市としての削減効果が1,400万円ぐらいだということが明らかになった。これは逆転現象を穴埋めする補助を差し引く形でやっているから、例えばこういった数字になるのだということを確認させていただいた。

山崎委員 今の主食費分の2,800万円というのは、幼稚園は除いているのか。もし全員に対して公平に主食費分を補助するとなったらどのくらいになるのか。

松崎子育て支援課長 市が主食費だけ全員分補助するというお話でよろしいか。幼稚園までを含むと、幼稚園は現在新制度幼稚園と現行制度幼稚園があるので、全員補助した場合には1億3,500万円ぐらいの年間予算が必要になってくる。主食費分である。

山崎委員 今給食費については、各園それぞれ設定料金が違うと思うが、その辺市は最低と最高についてどの程度まで把握しているのか。

松崎子育て支援課長 徴収金額については各施設で決めていただくのが原則となっている。現在多摩市の園長会では、入所される市民の方にわかりやすくということころ、混乱を生じさせないために園長会としては各施設なるべく同じ金額で徴収を行いたいというお話を伺っているので、差が開くというよりも同一の金額になっていくとお話を伺っているところである。

山崎委員 幼稚園も含めて現状はどのくらいかかっているのか把握しているのか。

松崎子育て支援課長 幼稚園については、給食費は各園がそれぞれ徴収を実施しているので、済まないがそこまで金額の把握はしていないところであるが、幼稚園は1食あたりの給食費が大体300円、安いところで2百幾らから400円いかないぐらい1食単価だと聞いている。単価300円で計算すると、保育園の場合だと月から土までフルに見ると7,500円で、幼稚園

の場合は明らかに登園数が保育園よりも少なくなるので、7,500円を超える月額徴収金額はないものと思っている。

山崎委員 通う日数が園児によって違うと思うが、その辺は今後どのように考えているのか。

松崎子育て支援課長 保育園の給食の提供の仕方であるが、基本的に委員の言われるとおり全員が必ずしも20日とか25日登所するわけではない。かといって、では、その子その子に合わせて給食費の実額を計算するのは非常に困難である。園に食材の状況をお聞きすると、1カ月まとめてこれぐらいの量が必要であるということで事前に予約というか発注をかけるという話や、最低でも2週間分はきちんと園にまとめて届けていただくということで、個別のないいわゆる一人一人1食幾らというのは非常に準備が難しいというお話を伺っている。そういったことから、基本的な給食費の捉え方は日割り単位ではなく月額で徴収すべきということで国の通知も出てきているので、給食費に関しては、休みを考えずに基本的に月額単位で徴収するという考え方になっている。

山崎委員 その辺は園も保護者も納得しているということか。

松崎子育て支援課長 今回給食費の徴収に当たっては、園から保護者の方にご説明をしていただくようお願いしているところである。説明をして同意をいただいた上で徴収をさせていただくという仕組みになるので、保護者の方にはご理解を得ていただいているというところで理解している。

山崎委員 この交付金のところで、今まで都からの子育て推進交付金を主食費に充てていたと。今まではその交付金は園に渡されて、園がその交付金から食費に充てていたという形でよろしいのか。

松崎子育て支援課長 先ほど大きく委員からも出た東京都の推進交付金のお話と受けとめさせていただく。これに関しては、交付金という形になるので、園に直接ではなく市で歳入として受け入れるような仕組みになっている。市から園にどういった運営費の補助をするかということ、民間保育所補助事業という補助要綱に沿って各園には運営費の基本額、それから、ゼロ歳児の人数や在籍児の人数によってそれぞれ職員の増配置加算という加算額などもあるので、そういった加算を加えて1カ月単位で園に運営費を払い込むような

形になっている。

山崎委員 その中に主食費も含まれているということか。

松崎子育て支援課長 主食費に関しては、民間保育所補助事業の要綱において主食費は徴収してはいけないというような位置づけで現在示させていただいている。では、その主食費分をどのように園が給食費として提供しているかということ、運営費の中から主食に充てるものもあれば、それ以外の園の活動に充てるものもあればということで、園の考え方によって運営費全体をそれぞれの園の運営の費用に充てていただいているというところで、主食費にもその運営費分は充たっていると受けとめている。

山崎委員 実際保育料の中には副食費しか入っていないので、副食費は必ずそこから抜かれているという形よろしいか。

松崎子育て支援課長 副食費に関しては、国・都・市で負担はしているが、公定価格という形でこれまで支払ってきているので、副食費分に関しても園にお渡しして副食費分を給食費に使われていると認識している。民間保育所補助事業は市の単独補助になるので、民間保育所補助事業の中には副食費は含まれていない。

山崎委員 そうすると、都から来ている子育て推進交付金から今まで主食費に充てられていたものが、今度はそれを充てずに保護者から徴収するという形になるのか。

松崎子育て支援課長 先ほど部長からもお話をさせていただいているが、東京都の推進交付金の中には主食費にこれだけ幾ら充てろという明示はない。要素として主食費が含まれているという東京都のお考えは伺っているが、推進交付金が包括化されているので、市が主食費に充てるかどうかは、それぞれの自治体の判断になっていると認識している。

山崎委員 今までは明記されていなくても実際はその交付金から各園が主食費に充てていた実績というか実際はそういう状況だと思うが、今都が渡している交付金の金額は、今後そのまま同じ金額を、保護者から実費徴収した後もまた渡されるのか。今都から来ている子育て推進交付金をもとに、各園に保育園の補助金を市から渡している。各園は今その中から主食費に充てている。それが、保護者からお金をいただいて、もともとあった交付金はそ

のままの同額を園がもらえる形なのか。

松崎子育て支援課長 今回市で主食費を徴収するという考え方に立たせていただいているが、まずその考え方として、民間保育所補助事業、市の単独補助において、主食費分に関してこれまで保護者の方からいただいてきていなかったのが、市が補助していたという形になる。今後は保護者の方から徴収する形になるので、市の補助はなくなる。今回私どもは、その部分に関しては民間保育所補助事業から減額させていただくという考え方で条例改正を出させていただいているところである。では、その推進交付金がどういう形かというところであるが、東京都からいただく子育て推進交付金に関しては、主食費に充てるものということではなく、まず交付金の算出方法として、先ほど話にも出たがかつて平成17年以前のお話であるが、明確に東京都としてはこの金額を主食費分として都は補助するという時代があった。それが平成17年以降交付金のあり方の見直しがされ、現在は幾ら主食費に充てるということは明確になっていないところである。交付金化されたこともあるので、その東京都からいただく交付金に関してはそれぞれの自治体が必要と思われるところにその交付金を活用してほしいということになっているので、市としてはそれぞれ主食費ではないところで優先されるものに充てていくという考え方を持っている。では、その交付金が今回主食費を実費徴収することで金額が変わるのかというところであるが、その都度交付金の算出方法、計算方式もあるので必ずしも同額になるとは思わないが、多摩市がどういった子育て支援施策を展開したかということに対して交付金を申請することで東京都からの交付金を受け取ることができるので、主食費の影響を受けて交付金が減らされると考えていない。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、山崎委員の質疑から開始したいと思う。

山崎委員 先ほどの話をまとめる。園に対する補助金が今までと同じような金額で

それほど変わらずに入るのであれば、今までどおりそこから主食費に充てればいいのではないかと思うが、いかがか。

松崎子育て支援課長 園への民間保育所補助事業は今現在運営費のために補助を実施しているが、今回無償化によって給食費を徴収することに決めたところである。それによって現在運営費の中に主食費を賄うところも含めて運営費を補助しているような状況であるので、市民の方から主食費分を徴収するに当たっては、その分を補助から削減する必要があると考えている。その金額については、先ほど来何回か数字を出させていただいているが、1,500円が主食費相当分ということで考えている。その主食費相当分の考え方については公立保育園の実績をもとに積算させていただいており、公立保育園の徴収額6,000円、そこに対して副食費は国が例示に示すとおり4,500円ということで捉えており、6,000円から4,500円を差し引くと主食費相当分が1,500円ということで、私たちは主食費分を1,500円と捉えさせていただいているところである。今回徴収するに当たっては、その分を民間保育所補助事業から差し引くという考え方を持たせていただいている。

岩崎委員 インターネット等での資料を見ると、多摩市が副食費と主食費を徴収する以外にも別の市でそういうところがあるが、多くの市が4,500円の副食費を徴収するのみとなったわけであるが、それを知って、他の自治体のこういう徴収の仕方についてはどのようにお考えかお聞きする。この4,500円という自治体が多いということへの多摩市としての考え。ほかの自治体は4,500円のところが結構多い中で、多摩市は独自の考え方で金額を設定しているが、この副食費のみという自治体が26市の中で多かったことを見てどう思われているかお聞きしたい。

松崎子育て支援課長 今回市では、主食費、副食費ともに徴収するという考えを持っている。同様な自治体は、私どもの市以外に5市ほどであると認識している。それ以外の副食費分のみ徴収すると考えられている市が多分18市相当になっているかと思うが、私どもの市としては、他市においては副食費4,500円の徴収という考えに至っているが、多摩市としてはまず、先ども申し上げたが、幼稚園、在宅子育て家庭の方々も含めて多摩市にいる

全てのお子様が当然食べ物を召し上がる、その部分のお昼に関してはすべからく公平性を担保していくことが必要であろうと考えた。その観点から今回、認可保育所に関して主食費分をこれまで補助していたところを、無償化の対応に合わせて徴収という判断をさせていただいたところである。

岩崎委員 　　他の自治体の園は4,500円が多いであろうという推測があった中で
の決定なのか。

松崎子育て支援課長 　各市がさまざまな対応を考えているのは情報としてつかんでいたが、
ここまで多くなる場所は当初想定していなかった。各自治体それぞれ子育て支援策には考えを持って対応しているかと思うので、私たちとしては、
一般質問等でもお答えさせていただいているが、認定子ども園という幼稚園のお子さん、
保育所のお子さんが同じ部屋で生活するといった方々が給食費の徴収の違いを目の当たりにして、
そちらを非常に課題に捉えておられることをまずは解消したいという強い思いから、
公平性という立場に立たせていただいている。

岩崎委員 　　それで、食材とかを仕入れる場合、給食の場合、主食と副食とに分け隔
てられるところのメニューとは限らない場合があるかなと思うが、園長会
があるかと思うが、他の園との関係性あるいは情報関係で栄養士同士の連
携の会もあるのか。

田坂公立保育園担当課長 　多摩市には認可保育所の中に保育協議会というものがあり、そ
の中に栄養士部会、看護師部会、保育士部会の3つの部会があるが、その
栄養士部会の中で、栄養士たちは割と孤独な職種で、そこでの情報交換は
大変盛んにされていて、保育園の離乳食でカブを1個欲しいとかニンジン
を1本欲しいとか、本当に少量の発注をしなければならない関係で、そう
いうところにも対応してくださる業者を探すのは非常に困難で、栄養士た
ちはその場でそういう情報交換をしながら、自分のところにより安全で
安心な食材を入れてくれる業者はどこかというような情報交換をまめにし
ていると聞いている。

岩崎委員 　　今後もその栄養士部会は定期的に行える状況にあるのか。

田坂公立保育園担当課長 　栄養士部会は2カ月に一回の頻度で開催しており、そのほかに
も研修会、献立交流会で情報共有は盛んに行われている。

岩崎委員 一応そういう意味では、メニューに関しての大変さなども解消できる部分で、孤独な仕事とは言っても連携できるのは非常に評価できるなど思った。ただ、今市は6,000円で逆転現象は起こさないとして、6,000円を保護者から徴収するが、今の段階でそういうことができない世帯に関しては市が補助すると言っているが、副食費のみの4,500円という考え方にもし多摩市が立つとしたら、その逆転現象についてはどういう考え方になるのか。

松崎子育て支援課長 現在負担軽減策として、まず7,500円を上限として必要な経費として考えている。その7,500円の根拠は、国が示している主食費相当分3,000円、副食費相当分4,500円、それを足したものが7,500円。この7,500円という給食費の額があれば、基本的にはどの施設においても安定した給食の提供ができるだろうということで、公立保育園に関しては6,000円という徴収額を考えているが、補助に関しては7,500円という補助を実施する考えでいるところである。委員の言われるところで、これが主食費は補助して4,500円だけ徴収する仕組みになると、当然7,500円の補助をするのはあり余る補助となってしまうので、補助の仕組みを見直す必要が出てくると考えている。金額は7,500円ではなく、4,500円に負担軽減の補助は下げるような考え方になってくるかと思う。その見直しの必要性に迫られるような状況だと思う。

しらた委員 少し外れてしまうかもしれないが、市立認可保育園に多摩市単独で補助金を今出していると思うが、それは26市それぞれ単独であるからばらばらだと思うが、多摩市として今大体1人当たり幾らぐらいの補助金を出して、26市の中で平均であるのか、その辺の位置づけも少しお聞きしたいと思う。

松崎子育て支援課長 市の単独の補助というところでは、民間保育所補助事業という補助制度が、市の単独補助の仕組みになる。私たちは、その民間保育所を使って各保育所に運営費を補助しているところであるが、こちらの運営補助に当たっては、平成30年度の予算で考えると約13億5,000万円の予算を見込んで当初予算で計上させていただいている。そのときの見込みの延べ入所児童数は2万9,375人という人数である。そちらで除すとおおむ

ね月額1人当たり約4万4,000円の保育サービスを提供しているような状況である。こちらが各市同じような計算方法で平成30年度の予算額と延べ入所児童数を除すという考え方で試算した結果であるが、多摩市は26市中8番目というような状況である。各市が実施している市の単独助成の平均額は2万5,000円相当という試算も出させていただいているところであるが、その平均額から言っても多摩市はそれ相応の高い保育サービスを提供していると自負しているところである。

大くま委員 午前中の質疑の中で幼稚園と保育園の給食を比較するようなことがあったが、私は、これは一概に横引きはできないのではないかと一般質問でも述べたが、幼稚園の中で給食を毎日行っているところもあるし、ただ、調べてみると週1〜2回のところもある。もともと幼稚園には調理施設の設置が必須ではなかったこともあるから、そういった中で今宅配の弁当で対応して給食としているようなところもある。特に整理が必要ではないかと思うが、宅配の弁当については、この負担は今保育園で市が求めようとしている食材料費の実費負担とはイコールにならないような気がしているが、その辺の整理はどうなっているのか。

松崎子育て支援課長 実費というところのご質問だと認識させていただく。今回給食費は、当初幼児教育無償化の話を国が示している中では、食材料費であること、かつ実費ということを確認に国のほうは話していた。その後国から通知文等も出てきているところであるが、いわゆる食材料費、明確にニンジン何本、それこそキャベツ何個というふうにしてその月の実費を計算する、かつAさんは20日間給食を食べた、Cさんは15日間だったと、全て実費で計算するのは非常に困難であることが課題として出されてきたところである。したがって、月日がたつとともに、「実費」という言葉は現在も表現で使っているが、基本的には先ほど山崎委員からも質問があったが、給食費はその人その日で計算して徴収するのは非常に困難であるところから月額で徴収しよう、かつ安定的な徴収が必要であるということで、「実費」という言葉を使いながらもそこまで厳密に求めないということで国からも通知が出ているところと認識しているので、もう少し受けとめとしてはおおらかなというか給食を安定的に園児の皆様提供できる額を徴収して日々

の安定したおいしい給食を召し上がっていただく仕組みになっていると捉えている。

大くま委員　　当初実費徴収というのが出てきた際に、それだけの事務負担が負えるのか、実費が幾らなのかを毎食毎食計算するのか等さまざまな批判の高まりの中で国も表現を変えてきて、それに丁寧に対応してきた自治体からすれば、いわばはしごを外されたような状態に今なっている。そういった中で、多摩市も大変苦勞されているのだということは認識している。今そういった中で実費という概念が、厳密な実費ではなくて大きな広がりを持った概念になってしまっていることは、これまでもお聞きして理解している。宅配の弁当や外部業者から入ってくる弁当には当然利益が乗っていると思うが、それでも給食費という扱い、食材料費という扱いで整理されるべきものなのか、私はそこに一定の差がある、今イコールで比較をされているのが大変気になっている。保育園での給食費と食材料費と幼稚園特に外部から入ってくる弁当、外部業者であれば当然利益が乗っているもの、私は、それとは一概にイコールではないのではないかと思うが、それはどのように今国のほうで、Q&Aでもいいが、整理されているのか。

松崎子育て支援課長　委員の言われる給食というところで、食材料費はいわゆる人ではなく原材料、口に入るもの、宅配のものは利益が入るところでいわゆる人件費も含まれているとお考えだと思うが、そこに関しては明確に今仕分ける考え方は国からも示されていないし、私どもでもそこまでの整理はできていない。基本的には宅配も含めた給食費という言われ方をしている。

大くま委員　　一般質問の中でも市長からP D C Aサイクルを回しながら今回のことは詰めていくというお話があったから、そういった中で課題になるなり、検討が進められるものなのだろうと、今のお話を聞いて受けとめはするが、やはり私の意見としては、単純にイコールにすべきものではないのではないかとということも申し添えておく。

松崎子育て支援課長　委員の言われるとおりに今後P D C Aサイクルを回していくという国の考えは示していただいているところである。事務の状況としても、現時点でF A Qが更新されてきているような状況で、本当にこの制度はやりながら課題点を出しながら見直ししていく制度になっていくものであろうと、

私どもも今考えているところである。

山崎委員

先ほどのしらた委員へのご回答で、1人当たり大体4万円と少しぐらいの他市に比べて手厚いサービスが行われているということであるが、そういった努力をされているのに今回6,000円という他市に比べて少し目立った徴収額になってしまうと、他市よりも手厚いサービスを行っているのにそれが見えなくて、逆に何か多摩市は高いというイメージにとられてしまうような気がするが、その辺うまく4万4000円ぐらいの中で調整して見えないようにすることはできないのか。

松崎子育て支援課長

民間保育所補助事業、保育サービスという観点から考えると確かにそういった考えがあるのかもしれない。私どもも、幼児教育無償化の制度を設計するに当たっては、さまざまな角度から何がどうなるのだというところで試行錯誤をさせていただいた。ただ、私どもが最終的に重きを置いたところは、今回の無償化に関しては幼児教育に加えて保育の保育料を無償化していく、当初は幼児教育だけであったのを保育に広げた、より広範囲のお子様に対しての支援を充実させていく、経済的な負担軽減を図っていく。それによって今回無償化を実施するために子ども・子育て支援法の一部改正もされているが、そちらに関しても法に示されているのは「すべての子どもたち」というワードが記載されている。私たちの子育ての支援事業計画においても、全ての子どもたちが幸せに生きる場所で一人一人の子どもたちの健やかな成長を目標として掲げている。その点を踏まえて、保育という観点だけではなく、幼児教育というところにもきちんと目を向けて、先ほども話したが、認定子ども園で、目の前で同じ部屋で過ごしているお子さんが給食を食べる段階になって、片方は無償、片方は有償という現実的な課題があるのは今回ぜひ解消したいということが大きな目標というか見直すべき点だと考えているので、確かに苦しい点はあるが、このような判断をさせていただいているところである。

山崎委員

では、最後にするが、新政会としては、給食費はやはり無料化を目指すべきだと考えている。今回6,000円となったとしても、その後市で努力する、また都や国に対して補助金を要求するよう努力していただいて、次は4,500円、次は無償化を目標とするといった体制を目指していただき

たいと思うが、その辺、子ども青少年部長はどのように考えておられるのか。

芳野子ども青少年部長 市としても、保護者の方になるべく負担をかけたくないという思いは、皆さん共通の思いだと思っている。苦渋の決断をさせていただいた経緯については本会議等においてもいろいろ回答させていただいているところであるが、言われるように今後のことについては必ずしも6,000円でずっと不変なものとは当然考えていない部分もあるし、何か市としてできることがあれば、または当然これはもともと国が始めた制度であるので、当然基本的には国で対応していただきたいと思っている。また、今回義務教育までの医療費の助成等をさせていただいている。ああいうことについても26市の中では本当に多摩市が数市しかないうちの1市ということで非常に頑張っているような状況もあるし、多摩市としてはその辺については今後国、さらに今回この件について混乱に拍車をかけたのはいわゆる東京都の交付金の件が一つ大きいと思っているので、その辺について東京都に対して働きかけていったり、いろいろな働きかけをしていきたいなど思っている。さきにお話があったように国ではPDCA協議会のようなものがあるので、常にこういうことについては見直していくことを図っている状況であるので、全国市長会等を通じて国へ直接働きかけたり、市長会を通して東京都に働きかけたり、そういった中で今後の方向性についてもできるだけ変えられるものについては変えていきたいと考えているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択の立場での討論を行う。

この間公平性の観点から子育て施策を進めるためにも実費徴収を進めることが必要というような説明がされてきた。今回新たに保育料から切り分

けられる副食費部分は、それを支えるためには一定規模の新たな財政負担を伴うということであるが、こと主食費の部分については都加算の時代から維持してきた補助をこれからも維持していけば、市の財政的な負担は大きくは変わらない、今質疑の中では1,400万円程度ということが出てきたし、これは市の予算全体から見ればそう大きな枠ではない。民間保育所補助事業に限っても13億5,000万円のおよそ1%程度の問題だと受けとめている。しかし、その1,400万円程度が他市との負担額の差を生むことになり、大変注目を集めている。こうした中、まさに保育の現場で子どもたちと向き合う保育士や栄養士たちの間からこういった負担をさせないでほしいという声上がるのは当然のことだと思う。本来保育の一部として行われる給食を実費徴収化することからこうした混乱を生み出していることを指摘し、この状態を解消するために国に対しては給食費も無償化分に含み、保育園でも幼稚園でも子ども園でも保育としての給食を誰もが無償で受けられる体制づくりを進めることを市として求めること、東京都に対しては23区と26市の実費徴収差を見れば新たな多摩格差が生まれている状況がはっきりしているからその解消を求めること、こういったことが必要だということを申し上げて、元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択の立場での討論とする。

本間委員

元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

現在の子育て推進交付金はさまざま包括されていて、給食費に充てても充てなくても自治に合わせて使える交付金となっていて、主食費が明確にされていないので判断をしかねる。公明党は学費、学校保育などの給食費などの負担を軽くして子育てしやすい体制をつくり、全世代型社会保障制度を構築すべきと考えている。しかし、多摩市として今の段階では在宅保育の方々の公平性を考慮し、まずは待機児童をなくす政策を進めている。いずれは全ての給食費が無償化になるように後押しをさせていただきたい考えであることを申し添えて、本陳情に対し不採択の意見・討論とする。

岩崎委員

元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について、ネット社民の会を代表して不採択の立場の意見・討論をする。

国が一億総活躍とする中の今回の国の保育無償化を肯定するものではないが、まずやってほしいことは待機児童対策や保育士の処遇改善であると思うところである。給食が保育に含まれていることは当然理解できることである。したがって、保育無償化と聞いて市民の方あるいは保護者の方が、区部などが完全に無償化になっていてゼロ円ということを知ったり、あるいは他の自治体で4,500円であることを聞いて違和感を持つことも理解できる。しかし、多摩市の保育の質を考えると、小1の壁になっている取り組みであることや、あるいはそのようなことを認可・認証保育所を問わず検証していることもあわせて考えると、このことは大きく評価できることである。また、逆転現象を起こさない取り組みもある中、今後保育については必要全体から考えることが重要であると考えている。市の限りある財源を有効に使うためにも、今後6,000円が続いていくことはまだわからない部分もあるが、まずは質を落とさない保育について市は取り組んでいただきたいことを申し添えて、不採択の立場の意見・討論とさせていただきます。

山崎委員

元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情について、新政会を代表して趣旨採択の立場で討論する。

今までは陳情者のご指摘のとおり東京都からの子育て推進交付金の中に主食費が含まれており、各保育施設に渡された交付金の中から主食費に充てられていたと考えられる。市は子育てしやすいまちづくりを推進する中で、今まで主食費に充てていた分を待機児童対策費などほかの子育ての環境をよくするために使用したいとの考えであるが、23区では給食費も無償、多摩地域では4,500円程度の徴収が主流となりつつある中で、多摩市が6,000円の徴収というのは近隣市の条件と比べ飛び出ている状況である。そのような状況で多摩市が近隣に比べ保育条件が極めて悪いと子育て世代に思われてしまうことが懸念される。今多摩市は若者世代、子育て

て世代を誘致し、取り込んでいかなければならない状況にもかかわらず、このことにより逆に近隣市へ流出してしまう可能性も出てくる。今後多摩市のまちづくりを考えると、給食費も無償にする方向で考えていくことが理想であり、多摩市は給食費無償にこだわっていただきたいと思う。よって、本陳情に対し、新政会を代表して趣旨採択の立場での討論とする。

しらた委員 会派フェアな市政を代表して、元陳情第17号 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費徴収について主食費の徴収を行わない陳情に対して、不採択の立場で討論する。

先ほど質問して、多摩市の私立認可保育所に市単独の助成補助金の金額を聞いても、4万4,000円ということで大変補助金としては、先ほどご答弁にもあったように26市でも8番目で、大変高水準だと私も思った。そういうことも含めて、これからはそういう補助金を何に出しているのかがしっかりと見えるように、こういうところに補助金として出しているということで、今回のように主食費と副食費という一部分だけではなく、多摩市が行っていることをしっかりと明確に市民の皆様や、また父兄の皆様方にもわかるようにお示ししていただいて、これからの多摩市の貴重な財源である税金をお子さんの子育てのためにもぜひとも有効に使っていただきたく思うので、今回は主食費を徴収しないでほしいということだけではなく、やはり全体のことを考えて、不採択で討論をさせていただいた。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が3名である。不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第5、元陳情第18号 保育士等の処遇改善に対する陳情を議題とする。

本件については、陳情者からの発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げます。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（小林君江氏） 福祉保育労東京地本南多摩支部の小林君江である。こぐま保育園の保育士である。発言の機会をいただきありがとうございます。保育士等の処遇改善に関する陳情について発言する。

保育現場では人員確保が年々困難になっている。採用募集に対して必要な人数が集まらないことも多く、産休や病休の人が出てかわりの人が見つからず、残った人数で回すために負担が重くなっている状況がある。待機児童解消のために保育施設がふえていくことはありがたいことであるが、保育士の確保が追いつかず、施設ができて開園できない状況も中にはある。東京都が行った平成30年度保育士実態調査の結果を見ると、5,000人ほどが答えたようであるが、正規保育士の年収の平均は290万円、改善希望の事項は給与、賞与等の改善が65.7%でトップとなっている。保育士の賃金は国の定めた公定価格の中に見積もられた財源をもとに支給されている。国や東京都では処遇改善の施策が行われるようになったが、国の施策特に処遇改善Ⅱという制度は、対象者の中の特定の人には必ず全額をつけなければいけない等制約があり、職員平等に分けるような仕組みとはなっていない。職員の分断をもたらしおそれもある。保育士資格の取得者が保育の仕事についてくれるよう、働きやすく労働に見合った賃金を確保することが必要と考えている。職員の配置基準の引き上げも働きやすくするための施策の一つと考えている。全ての保育労働者に平等に賃金の底上げをできるよう公定価格の引き上げが必要である。国に意見書を上げてくれるようお願いする。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったらお願いします。

松崎子育て支援課長 まず現在の保育士の配置基準であるが、こちらは児童福祉法第

45条に基づいて児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第33条に定められているところである。これは国の基準であるが、現在保育士の数はゼロ歳児が3対1、1・2歳児が国基準では6対1、3歳児では20対1、質の改善を図る公定価格の配置基準の改善については15対1にする
と3歳児の配置改善加算がつくような仕組みになっている。4歳児以上については30対1というような状況である。それに対して市が今どのような対応を講じているかであるが、多摩市の民間保育所補助の運営の実施要綱に定めて、1歳児については国の配置基準を上回る5対1の配置基準ということで運営補助を実施しているところである。そのほか市の独自基準を設けており、児童の処遇の改善や保育所の運営の充実を図るところでは、利用定員に応じて常勤保育士もしくは非常勤職員1人を増配置するようにという増配置加算を行っている。加えて、ゼロ歳児の利用定員が9人以上の保育施設については、保健師もしくは助産師または看護師のいずれかの常勤を1人配置してほしいということで安定した、かつ安心な保育環境をつくるということで補助要綱で定めており、ゼロ歳児の加算の対応を実施しているところである。こういった対応をしているところであるが、陳情者が言われたとおり保育士の人材確保は現在非常に厳しい状況である。各園からも保育士確保が難しいというお話は聞き及んでいるところである。そういった点があること、あとは多摩市は今年度平成31年度4月の待機児童数77名、昨年度の83名から6名の減少を図ったところであるが、現在まだ待機児童がいるような状況である。そういった中で、国基準を上回る市の単独補助の実施をしている、さらに職員配置を手厚くしていくのは、待機児童の対応、保育士確保の困難性を考えると非常に難しいと捉えているところである。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 今職員配置基準については市独自に充実させている部分もあると、ゼロ歳児については配置を促進するような補助を実施しているとお聞きした。ただ、この配置基準自体は、例えば公定価格で言えば4・5歳児は30対1、1人で30人のお子さんを見るような配置基準なわけで、なかなか

大変な状態だということだと思う。これは介護の現場等で問題になったが、国の配置基準では実質的には仕事が回らないような状況があるわけである。そういった中で、本当に子どもたちの育ちを支える高度な仕事が求められる現在の保育の現場では、不十分な基準だと言わざるを得ないのではないかと思う。今回多摩市も配置加算を行ったり基準を厚くしたりという対応をしているということであるが、これが例えば国の公定価格の配置基準自体が改善をした場合には、市の独自で行っている部分などは、そのままの基準でやるのだとすれば改善の中で市の負担も減っていくのではないかと感じるが、その点はどうか。例えば国の公定価格の中で1歳児の配置を5対1にするようなことになれば、市の負担はその部分では減っていくということか。

松崎子育て支援課長 国の基準を手厚くしていただけるということであれば、市の負担は場合によっては減ることが考えられると思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第18号 保育士等の処遇改善に対する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論を行う。

保育の現場から重労働な上に賃金が安い状況が有資格者の保育士離れを生み出している、そういったことが解消すれば保育士として働こうという人もふえるのではないかと陳情の中では述べられている。子どもたちの育ちを支える専門家として保育士や保育園の職員の皆さんの仕事の大変さは、私自身子育て中の一人の父親としても目の当たりにしている。根本的に解消する、そのためには公定価格の引き上げによる運営費の充実、職員の配置基準の見直しによる、増配置によるきめの細かい対応と当たり前の処遇の確保が必要だと考える。それを前に進めていくためにもぜひ多摩市議会としても意見書を上げるべきだと申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表して採択すべきとの立場での討論とする。

本間委員 元陳情第18号 保育士等の処遇改善に対する陳情について、公明党を

代表して不採択の立場で討論する。

国は平成25年より保育士の処遇改善に取り組み、公定価格引き上げの取り組みとして11%アップをしているが、まだ労働に見合った給与になっていないという現状を考えて、しっかりと保育士確保、現状を打開できるように処遇改善をしていくべきだと考えている。ただ、多摩市の保育士の配置基準は国が定める基準を上回る手厚い基準になっている。国として保育士不足の状態のまま職員の配置基準を引き上げれば待機児童をふやしてしまうほかの自治体も出てくることが予想される。多摩市としてはほかの自治体の保護者への影響がわからないまま意見を提出することは無責任であり、多摩市議会として立つべきではないと考えている。よって、本陳情に対し不採択の意見・討論とさせていただく。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより元陳情第18号保育士等の処遇改善に対する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書を提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったため、委員会としては本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

日程第6、第99号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 それでは、本議案についての提案理由について述べさせていただきます。これは市長の提案のほうから申し上げたとおり、内容としては全部で3つほど含まれているものである。1番目については、主食費関係であるが、この主食費については国の方針どおり保護者の負担として

整備させていただくということで、現在行っている認可保育所補助事業の3歳児以上の入園費補助の基準額から主食費相当額について減額改正することがまず1点。

2番目については、延長保育に対して充実費補助金というものがある。これは平成29年度より事業費を児童数で割り返して、市外の特に児童の補助費等を割り出して、多摩市の施設から正確に言うと市内の児童分のみを支出して、市外の児童分については施設が直接その市外の自治体に請求するという方法で条例を改正したものである。しかし、歳入の性質上この事業の補助金がそもそも1人当たり幾らという算出方法ではないことから、この補助金に対しては各自治体の中での取り扱いというものが、特に多摩市と稲城市だけ市外に請求するというやり方をとっている。ところが、ほかの自治体についてはお互いさまということでそれぞれ市外の保育児を預かっていても請求をお互いにしていないという状況の中で、特に市の中でその事務が非常に煩雑化して、中にはお支払いをいただけない自治体も出てくるということで園としても非常に困っている中で、この辺については他の自治体と同様の扱いをさせていただくように今回改正をさせていただきたいと思っている。

3点目については、アスベスト関係となる。これは今回市内の保育所の増改築に当たって、その壁面の外壁塗装の中に一部アスベストが含まれていることが判明した。これは当然除去しなければならないが、それに対する補助金が東京都にあるので、その補助金を活用させていただくために本条例を改正させていただくものである。以上3点が内容的に含まれているものである。よろしくご審議いただくようお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 この間再三、実費徴収すべきではないと言ってきたが、多摩市では総合計画でも子育て施策での位置づけで、高水準の子育て施策を整備してきた。これは先ほどの質疑の中でも明らかになった。また待機児対策についても、この間認可保育園の新設等を進めたり、認可園化を進めたり、積極的に行ってきた。こういった施策は高く評価しているところである。こういった

高い保育サービスというものが多摩市の一つの目玉、売りになっていることはそのとおりだと思う。しかし、その財産は多摩市だけでやってきたものではなく、やはり多摩地域での保護者の皆さんの運動や、特に多摩市の保育の中で大きな役割を果たしていただいた民間保育園の中での運動といったものに押されて、多摩市でも整備が進んできたものだと受けとめている。つまり多摩市だけの財産ではなく、市民や民間園などと共同で育ててきた財産だと私は受けとめている。その流れの中から今回他市よりも頭一つ出た保護者負担の問題は、非常に唐突なものだと受けとめている。この条例が通れば近隣市と差がつくことになる。しかし、そのことについては今後検討していくのだとも言われたが、やはりこの部分で差がついてしまうということなのだと思う。総合計画の中で子育て施策を位置づけた背景の中には、子どもの豊かな育ちをきちんと保障するという児童福祉の観点と同時に、多摩市としてはその施策を通じて子育て世代を市に呼び込んでいくのだという意図があるのだと思う。だからこそ負担が近隣市より高いという状況になれば、本当に大きな影響がある。先ほど山崎委員からも言われたが、この影響を本当に解消していくためにはどうしていくつもりなのか、もう一度確認したいので願います。

松崎子育て支援課長 給食費の徴収に当たっては、多摩市は主食費、副食費双方を徴収するが、近隣市が副食費のみというところでは差が出ているような状況である。私ども、先ほど委員が言われたとおり総合計画において子育てがしやすいと思える保育、そして教育環境の充実というところで、保育だけではなく教育の充実もしていくということで考えているところである。そういう点では、保育児童福祉も当然しっかりやっていくべきもの、加えて幼児教育の振興もしっかりやっていくべきもの、両方とも歩を進めていくものと所管としては認識しているところである。そこでは確かに給食費という観点で考えれば数字的には差があるものと捉えているが、全体を捉えたときには多摩市は子育てしやすいまちだと思える子育て支援策に力を注いでいきたいと考えている。

大くま委員 この間お聞きしてきた中で、そういうことだという認識は確認した。ただ、本当に高い水準、財産を築いてきただけに、ここが本当につまづきに

ならないことを祈っているし、そういった状況にしないことがやっぱり必要だったのではないかということは申し上げておきたいと思う。

アスベスト関係について少しお聞きしておきたいが、これは東京都の補助制度を利用できるようにする改正だと思うが、補助率はこういった状況なのか。

室井子育て・若者政策担当課長 こちらの補助金を活用する補助率については10分の10となっている。

しらた委員 そのアスベスト関係であるが、含有される園があるということであるが、今後どのくらいの園が何件ぐらいあるのかわかれば。もう全然ないのか、ここ1件なのか2件なのかわからないが。

室井子育て・若者政策担当課長 来年度老朽化対応で改築工事を予定していたところが2園あり、2園ともこのたび検査をしていただいたが、そのうち1園から出てきたところになってくる。その後老朽化対応する施設についてはあと2園ほどあるので、そちらについては検査をしてみないとわからないが、年代的には入っている可能性もあると言われているところになっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第99号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論を行う。

幼保無償化の中で給食費を保育から切り分け、負担の公平性という言葉で幼稚園と比較して保護者に負担を強いるという今回の括弧付きの無償化の矛盾については、今議会の一般質問や陳情の審査等の中でも述べてきた。その中では少なくとも主食費部分については、新たに保護者に負担を求めた場合でも、現状の補助を維持した場合でも、市の財政負担には大きな差がないことも明らかになってきた。市はこれまで子育て施策を総合計画にも位置づけ、高い水準の子育て施策を整備してきた。しかし、それは市だけの財産ではなく、市民の運動、特に多摩市内の保育を担ってきた民間保

育所の皆さんの運動、こういったものの中で築き上げられてきた財産だと捉えている。今回の実費徴収化、また近隣市と比べても高い負担を保護者に求めることは、そうした流れからまさに保護者の皆さんや保育園の皆さんに負担を強いるということであるから、この流れから整合性をとれるものではないと考えている。また、保育施策を充実してきた背景には、もちろん第一に子どもの豊かな育ちを保障する児童福祉の観点がある。しかし、多摩市当局にとってみれば、子育て施策を充実することで子育て世代の方々に多摩市に住んでほしい、入ってきてほしいという狙いもあるはずである。そうした中で全体的に充実していた、高い水準を維持していたとしても、その一方で他市よりも高い負担を求めることがあれば、多摩市の高水準の子育て施策を、この財産を額面どおりに受けとめてもらえなくなることが起こり得ると考える。特に23区や他市から多摩市への引っ越しを検討する方などに与える影響は大きなものになるのではないだろうか。アスベストの吹きつけ塗装の改修に対する東京都の補助の活用や延長保育充実費補助金については否定するものではなく、進めるべきものだと考えるが、本条例は保育を切り分け、切り裂いていくという問題のあるものであること、また他市よりも高い負担を設定することにより市が充実させてきた高い水準での子育て施策が多くの方の目に触れなくなる危険性があることを指摘し、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第99号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第100号議案 多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 現在議題となっている多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。これについては、今回の幼児教育・保育の無償化ということになった関係から、3歳児から5歳児までの保育料が無償になるので、3歳児と4歳児用の特定保育施設で行われている教育・保育、こういった利用者負担額をゼロ円とさせていただくことがまず1点、次に、この無償化によって今回施設保育以外にファミリーサポートセンターとか病児病後保育、こういった施設保育を受けておられない方についても、幼児教育・保育の無償化の対象になる。その場合には保育の必要性という認定を受けていただく必要があるので、その規定を追加させていただきたいということが1点、最後に、副食費について保護者負担とすることによって無償化されるその保育料以上に負担額がふえる世帯があるので、360万円未満の世帯及び全ての所得階層における第3子以降の世帯に対する副食費加算による負担軽減策を実施していると。そのために食事の提供に要する費用を新たに保護者の負担とする項目を追加する一方、副食費の加算対象者を食事の提供に要する費用の徴収者から除く規定も同時に創設するという改正になっているのでよろしく願います。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第100号議案 多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論を行う。

一般質問、陳情の審査、条例の審査と問題点を指摘してきた。保育料をゼロ円とし負担を軽減していくこの部分については賛成をするものであるが、同時に無償化とは逆行する給食費の実費徴収化が含まれており、大き

な問題をはらんだものと考えている。保育支援を切り崩していく糸口にもなりかねないと指摘してきた。さきの条例審査の答弁などともあわせて、市の進めてきた子育て施策の充実にも逆行するものであるということを申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきものとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第100号議案 多摩市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第101号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 ご存じのように家庭的保育というのは2歳児までを預かることになっている。ただ、当然3歳児以降の預け先については連携施設を設けるべきということになっているわけであるが、これについては当初子ども・子育て支援新制度が始まった当初から5年間そのことについては猶予することになっていたわけである。ところが、それが今回省令が改正されたことによって今までの5年間が延長されて、さらにもう5年間延長されるような省令改正があったので、それに合わせて条例についても5年間延長するというので改正をさせていただきたいという内容である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 今現在多摩市内の家庭的保育事業所の数と、そのうち連携ができていない数、今、日常の連携とはまたこれは別なわけである。卒後の連携ということだと思うが、卒後の連携ができていないかと、今後どのようにしていく

のか見込みをお伺いしたいと思う。

松崎子育て支援課長 現在家庭的保育事業所については6施設ある。その中で卒園後の連携ができていない施設、家庭的保育事業所としては1施設のみとなっている。現在の多摩市の家庭的保育所における連携の状況であるが、連携のあり方として3点ポイントがある。まず1つ目は保育内容の支援の連携、加えて代替保育の提供という点、最後に卒園後の受け皿の設定というところである。多摩市の家庭的事業保育所については、保育内容の支援と代替保育の提供はどの園も連携できているところであるが、卒園後の受け皿の設定が今課題になっているところである。今後については、各事業所において責務として継続的な預け先の確保をしていただく必要があるが、今回連携の猶予期間が延ばされたが、市としても引き続き連携施設、各事業所が連携できるように調整に入る等、積極的な関与をしていきたいと考えている。

大くま委員 事業所がというのは、一義的にはそういうことなのだと思うが、やはり市もそこには力を尽くしていかないと、事業所任せにしていれば、保育もやりながらその連携を探して調整していくのはなかなか大変であるから、そこはきちんとつなぐような仕事をしていただきたいと思う。この制度自体は5年間今まで猶予があった中で、今まで卒業というか卒園されてきた方々もおられると思うが、そういった人たちの行き先がなければ大変な問題になるわけであるが、そういったことに対して市はこれまでどのように対応してきて、今後これが延びることになれば、その対応を継続しながら連携の構築に力を尽くしていくと思うが、現状はどういった対応をされているのか。

松崎子育て支援課長 現在家庭的保育事業所は、主に小規模保育所も含めてであるが、2歳児以降もう一度保活しなければならないという、保護者の方たちにとっては非常に負担があるような状況である。私どもとしては、その対応として加点をして受け入れ先を確保していくような対応をさせていただいている。したがって、引き続きこの加点対応は継続させていただき、かつ連携施設が確保できるように認可保育所に加えて幼稚園、市も現在一緒になって調整を行っているところであるが、そこについては引き続き調整を行っていききたいと思う。ただ、開所時間の違いであったり、運営、利用形態の違い

がある等さまざまな状況があるので、本当に各施設とは綿密に話し合いしながら調整していく必要があるかと思っている。

大くま委員 運営時間を考えれば、実質的には本当につながりのあるような中で設置していかなければ1対1の関係での卒後の連携はなかなか難しいのが、この制度の大きな課題なのだと思う。今加点をしてというのは、入所申請時のポイントに加点をしてということか。それだけ確認して終わりたいと思う。

松崎子育て支援課長 入所申請のときもそうであるし、継続していくに当たってのときもそうであるが、加点对応をとらせていただく。

岩崎委員 この施設は最初から第一希望にされてもゼロ～2歳児までしかないが、どうしてもここに入りたいという方も現在いるのか。

松崎子育て支援課長 委員の言われるとおり家庭的保育事業所がいいと言って第一希望で入られる方もおられる。中にはゼロ・1・2歳児は家庭的保育所で過ごして3歳児以降は幼稚園を選択するという方もおられるので、申請の状況はそれぞれ異なっているところである。

岩崎委員 そうすると、就労していなくても預けている方、あるいは就労が常勤でなくても預けている方がおられるのか。

松崎子育て支援課長 基本的には保育施設であるので、保育の必要性があるということで就労が一応要件とはなっているが、その就労の内容は人によってフルタイムで8時間の方もおられるし、短時間の方もおられるので、勤務時間はその人その人でさまざまな状況である。

岩崎委員 そうすると、今までの5年間が終わりそうで、また5年間延長されて受け皿を充実していくということだと思うが、その充実の、先ほど大くま委員も言われていたが、幼稚園もあるのかということはあるが、今後小規模施設は2歳児までというのは変わらないのか。

松崎子育て支援課長 家庭的保育事業所に関しては、基本的には受け入れ年齢はゼロ～2歳児、小規模保育施設に関してもゼロ～2歳児と考えている。

岩崎委員 これは延長されたことでの条例改正だけだと思うが、子どもの側からすると最初から2歳児までしか入れられないところに入ったことになると思うと、その部分は保護者の方にはどういうお伝えの仕方をしているのが気

になるところであるが、つまり最初からそこしか入れなかったからそこに入ったのではなく、希望して入ることが前提になっていることを今お聞きする中で、一応2歳になったらまた違うところを探さなければいけないことはどういう段階で、最初からわかっているということか。

松崎子育て支援課長 委員の言われるところでは、保育の継続性も考えられてお話しされていると思う。基本的にはやはり連携施設を確保するのは、ゼロ～5歳児まで安定した保育環境を整えることを大事にしているところであるので、本来であればゼロから5歳まで継続した保育環境を整えてくる必要があるようになってくる、それを整えるべきだと認識しているが、一応保育の家庭的保育事業所に関しては、まず委員の言われるとおりの希望して選択される方もいるし、あと行き先がない方もおられる。それに当たっては、入所のしおりで家庭的保育事業所に関して開所時間のご案内と、どういった利用ができるのかお話をさせていただいているところである。加えて、申請書には米印で小さく利用の注意事項も載せさせていただいているが、連携保育所とはどういうところなのだという説明をさせていただいたり、家庭的保育事業所の中で1施設に関しては受け入れ先が確保されているという具体的な説明を書き、入所申請の申し込みをされる際にほぼ対面でお話をさせていただいているような状況である。

岩崎委員 全て保育園の場合は親が預けなければいけないことが前提かと思うが、やはり2歳ぐらいになってきたときに、もうすぐ3歳になるぐらいのときに環境がガラッと変わることの子どもへの負担が少し大きいかと感じる。そういう意味ではゼロ歳～2歳の間であっても、保護者がどうしてもここに入れたいという場合は仕方がないが、ゼロ歳から例えば1歳になった時点でも、あきがあればこういうところがあるというような案内、あるいはポイントがつくのであれば途中で変えてあげられる、仕事が変わったのであればこのように違う保育園にも移れるという、早目の対応があり得るのかお聞きする。

松崎子育て支援課長 保育には転園の仕組みもあるので、移りたい方に関しては転園申請をしていただくような仕組みがある。加えて家庭的保育事業所に入所された方については、先ほど保育内容の支援、代替保育の提供のお話をさせて

いただいているが、連携している園がある。そういった園で集団保育を経験する場の提供もさせていただいているところであるので、急激な環境の変化でお子さんが混乱しないように、ひいては預けている保護者の方が不安にならないようにさまざまな取り組みをさせていただいているところである。

岩崎委員 かなわない部分もあるかと思うが、なるべく子ども視点で考えていただきたいと要望する。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第101号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して可決すべきものとの立場で討論を行う。

家庭的保育事業いわゆる保育ママはゼロ～2歳児に対して家庭的な環境の中で保育を提供する。しかし、卒後の預け先の確保が大きな課題となっている。暫定的な期間を5年間延長するのはやむを得ない判断だと考えるが、今後連携の整備など、市も協力して丁寧にすることが必要だと思う。そのことを申し上げ、日本共産党多摩市議団を代表して可決すべきものとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第101号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第9、行政視察についてを議題とする。

本件については、本委員会の所管事務調査に資するため委員会として先進地の視察を行いたいと思う。よって委員派遣について議長に申し入れたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員派遣については、日程は10月17日から10月18日までの2日間、場所は10月17日が兵庫県明石市、18日が大阪府大阪市阿倍野区である。内容は、明石市がこども健康センター(子育て世代包括支援センター)の取り組みについて、阿倍野区が阿倍野区子ども・子育てプラザについてである。経費は約38万円である。以上の内容で申し出することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。

日程第10、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午後 2時21分 休憩

(協議会)

いいじま委員長 松尾部長、1、2は別々にやったほうがいいか、まとめたほうがいいか。

松尾くらしと文化部長 それでは、1番、2番については麻生課長からになるのであわせてやらせていただいて、もしよろしければ、3番と4番の案件についても、古谷課長で一緒になるので、もしよろしければ一括して説明をさせていただいて、あと5番目は立花課長からになるのでということで、大きく3分割させていただいてということによろしいか。

いいじま委員長 わかった。

松尾くらしと文化部長 それでは、そうさせていただきます。

いいじま委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、1、連光寺複合施設の大規模改修について及び2、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について、市側の説明を求め
る。

松尾くらしと文化部長 それでは、協議会案件の1番、2番について一括してご説明させて
いただく。

まず、1番の連光寺複合施設の大規模改修についてだが、これについては、この9月議会で基本実施設計の補正予算をお認めいただきありがとうございます。補正予算の審議の中でも幾つかご質問等いただいているが、改めてこれまでの進捗と今後の予定について麻生コミュニティ・生活課長のほうから説明をさせていただきます、また児童館関係については植田児童青少年課長から報告をさせていただきたいと思う。

続いて、2番の案件だが、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてである。こちらについても、これまで本協議会において進捗状況についてご報告をさせていただいていたが、このたび、8月18日に市民説明会を実施した。その状況も踏まえて、今後の予定等について概要を麻生コミュニティ・生活課長のほうから、そして児童館関係については植田児童青少年課長のほうから報告させていただきたいと思う。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、連光寺複合施設の大規模改修についてからご説明
申し上げます。

今回については、本年6月議会で報告した以降の案件について、進捗状況を報告させていただきます。

こちらの連光寺については、地域住民と懇談会形式の話し合いをこれまで実施してきた。本年6月30日に第6回目の連光寺コミュニティ会館整備懇談会を開催した。参加者は20名だった。懇談会の中では、老人福祉館を廃止し、コミュニティ会館として整備することや、工事を全館閉館して行うこと等について確認を行ったほか、これまでの懇談会での意見等を踏まえ、建物は増築や建てかえ等を行わず改修で進めるということで合意をいただいた。施設の内容や機能、管理運営等については、今後設計を進

める中で継続して話し合いを進めていきたいと考えている。

こういったことを踏まえて、先般、定例会に基本設計、実施設計の業務委託料の補正予算を計上させていただいた。お認めいただき、まことにありがとうございます。

連光寺児童館については、後ほど植田児童青少年課長からご報告申し上げます。

今後の予定である。令和元年10月から令和2年11月にかけて基本設計、実施設計を行い、令和3年3月から令和4年1月までが改修工事の期間になる。令和4年の4月にリニューアルオープンする予定である。

連光寺については以上である。

植田児童青少年課長 連光寺児童館関連である。改修中の連光寺児童館については、代替施設での運営を検討していて、代替施設については、今、事務等と調整中である。

以上だ。

麻生コミュニティ・生活課長 続いて、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてである。こちらも、本年6月議会でご報告した以降の進捗状況をご説明申し上げます。

本年8月18日に、トムハウスの改修工事市民説明会を運営協議会の皆さんと一緒に合同で開催させていただいた。参加者は、資料にあるとおり、利用団体61名含め、合計で91名の方にご参画をいただいた。

説明会では、1階児童館の集会室及び倉庫を将来の機能変更にも対応可能なスペースに改修すること、それから児童館エリアの遊戯室のフローリング化、授乳室の設置、出入り口のドアの改善、中庭の改善、またコミュニティセンターエリアの談話室及び和室を改修し、誰もが利用できるフリースペースや学習コーナーを設置すること、こういったことの説明を申し上げた。

この説明に対して特段の反対意見もなく理解を得られたと感じている。については、今後、基本設計、実施設計に着手する予定である。

なお、今後も基本設計の中で工事費や運営方法を確認し、改修内容についても精査していく予定である。また、改修内容の調整は運営協議会と継

続して行う。

なお、閉館中の運営協議会だが、この閉館中も指定管理者として行うこととなっている。休館中の運営協議会の活動拠点、それから活動内容については引き続き調整を行う予定である。

児童館については、後ほど植田課長からご説明申し上げます。

今後の予定である。令和元年11月から令和2年10月まで、基本設計、実施設計を行う。令和3年4月から令和4年3月上旬で改修工事を行い、令和4年4月にリニューアルオープンする予定である。

説明は以上だ。

植田児童青少年課長 閉館中の落合児童館の運営については、西落合小学校内で実施する予定で今考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

1つずついきたいと思う。まず、1について質疑はあるか。

岩崎委員 トムハウスもそうだが、こういう工事日程みたいなのは、張り紙みたいにしていくのか。

麻生コミュニティ・生活課長 説明会終了後に工事のスケジュールについて館内に張り紙をさせていただいた。ご利用者等にも見ていただきたいという思いで張り紙をさせていただいている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 こっちの工事費と運営方法というのは何も書いていないが、何も検討しないのか。

麻生コミュニティ・生活課長 連光寺複合館の工事費、それから運営方法についてだが、工事費についてはこれから設計を始めるので、その中で詳細が決まるかと思っている。現状で申し上げると、恐らく数億円の規模になるかという見積りである。

運営方法については、今、懇談会の中で、どういった方法がいいのか、それを話し合っているところだが、基本的に、聖ヶ丘コミュニティセンター運営協議会は運営が難しいということ、それから地域の皆様も運営はなかなか難しいだろうということでお話をいただいているところである。

今後、どういった方法が一番よいのか、市もそうだが地域の皆様方と話し合いながら決めていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 コミュニティセンターの改修ということで、マンホールトイレは設置する予定になるのか。

麻生コミュニティ・生活課長 マンホールトイレについては、防災の視点等あるので、施設保全課、それから防災安全課と調整しながら検討していきたいと思っている。今現状で、すぐにつく、つかないというのはまだ決定していない。

本間委員 去年、おとししてきた大栗川・かるがも館も幾つかマンホールトイレがついていると思うが、その施設、新しくした、改修したりというときには、幾つかマンホールトイレをつけるのが基準であるということも決められるような基準があると聞いているので、そちらのほうをつけるという形になるのではないかと思うが、違うか。

松尾くらしと文化部長 今、委員からお話があったところについては、庁内でのグレード等調査検討委員会があって、これについては、コミュニティセンターについては新築、学校については改修というところでの基準で今検討しているので、コミュニティセンター自体の改修についての基準というところは、現時点ではない状況である。

ただ、今後、こうした改修等がある中では、防災安全課、また施設保全、改修等であるので、設備的な制約というか、そういったこともあろうかと思うので、そこは防災、また施設保全、そちらのほうとも協議をしながら検討したいと思っている。

本間委員 2次避難所になるという、防災の拠点になる可能性もあるところなので、つけていただける方向でお願いしたいと思う。意見だ。

以上である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 コミュニティセンターの改修はこれから順次進んでいくような形になるとわかっているが、具体的な児童館などは代替施設での設定をしながらやっていくと。そこで活動されていた市民の皆さんの活動も、使えない間、どういったところで活動していただくのか。例えば近隣のコミュニティセ

ンターや、そういったところになるのか、近隣のコミュニティセンターということであれば、また登録をしていただくとか、そういったこともあるかと思うが、例えばそこを市がつかないでいく等、そういうことはされるのか。

麻生コミュニティ・生活課長 先般のトムハウスの改修市民説明会の中でもご説明申し上げたが、改修の期間、全館閉館をさせていただく。そういった場合に、今現在、当館で活動されている団体の方々には、大変申しわけないが、近隣のコミュニティセンターや学校開放であったり公民館であったり、そういった活動の場所で継続して活動していただきたい旨お話をさせていただきました。

こちら、使い勝手、また登録方法については館に後ほど登録の方法の仕方、マニュアル等を持って行って説明をさせていただこうと思っている。

大くま委員 一括して、どこどこで代替、距離もあるから、そうもできないだろうが、登録を一括して行う等ではなくて、個別に団体の皆さんにそこは労をとっていただくということか。

麻生コミュニティ・生活課長 大変申しわけない。活動場所の確保については、また登録方法については、各団体の皆様でお願いしたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 この施設改修だが、環境の取り組み、例えば省エネや、何かそういうことを実施設計では業務委託に含まれているのか。

麻生コミュニティ・生活課長 環境の視点も大変重要だと思っている。環境政策の部門とも調整をしながら改修を進めていくわけだが、今現在考えているのは、照明のLED化であったり節水型のトイレだったり、そういった省エネの機器をつけていく、そういう考え方は持っている。

また、今後、改修の設計を進めていく中で、環境部門とも調整しながら改修内容を決めていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

1についてはこれで終わる。

続いて、2、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてだが、質疑はあるか。

岩崎委員 大体決まってきたが、完全な閉鎖はいつからなのか。

麻生コミュニティ・生活課長 スケジュールでもお示しをさせていただいたが、令和3年4月から令和4年3月いっぱい、こちら1年間を閉鎖期間とさせていただきたいと思っている。

岩崎委員 改修工事が閉鎖期間ということで理解した。

それと、代替施設が児童館のかわりに小学校を使われるということだが、教室を使うのか。

植田児童青少年課長 西落合小学校と調整をとって、2教室分を利用させていただくという形で今調整をしているところである。

岩崎委員 今、空き教室があるということか。

植田児童青少年課長 完全に空き教室かということではないと伺っていて、今現在も、何か活用等はしている状況だが、今回、児童館の代替施設ということで相談をしたところ、そこを活用して構わないということで理解をいただいているところである。

岩崎委員 物品なりじゅうたんなり、それなりの遊び場みたいなのはつくるとのことか。

植田児童青少年課長 そうだ。学校側に迷惑にならないように児童館の規模というのも考えながらある程度のしつらえはしていく必要があるのかと考えている。

岩崎委員 そこに人を置くこともできているということか。人もいるということか。

植田児童青少年課長 児童館の事務室機能もその一部に設けて、そちらのほうで執務をしていきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 鶴牧・落合・南野コミュニティセンター、工事費は先ほど少しだけお聞きしたが、お幾らぐらいなのか。

麻生コミュニティ・生活課長 こちらについては、恐らく同規模がないので、学校を例えにすると、学校の改修でも約9億円程度かかるところである。9億から10億かかるところであるので、恐らくその規模になるのではないかと考えている。設計の中で詳しい数字が出てくるかと思っている。

しらた委員 では、設計段階で詳しい数字が出るということは、その中でまた、しつこいようだが、環境問題のものもどのようなものを取り入れるかによって、多少プラスマイナスする予定であるか。

麻生コミュニティ・生活課長 そのとおりである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、3、旧北貝取小学校跡地整備事業について、並びに4、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、3番の旧北貝取小学校跡地整備事業についてである。

こちらについては、本年6月の議会で基本実施設計の業務委託の補正予算をお認めいただき、今現在、設計等について着手をしたところである。その後の進捗状況と今後の予定等について古谷文化・市民協働課長から報告をさせていただく。

また、4番の案件だが、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定についてである。こちらについては、6月の本協議会において、策定に向けた基本的な進め方やスケジュール等についてご報告をさせていただいた。本日は、その後の進捗の状況として、策定委員会の設置や策定方針、また市民参画手法策定スケジュール等について古谷文化・市民協働課長のほうから報告をさせていただく。

古谷文化・市民協働課長 旧北貝取小学校跡地整備事業について、進捗状況のご報告をさせていただく。

今し方松尾部長からご報告をさせていただいたとおり、6月補正予算で議決をいただいております。お認めいただいた予算に基づき、基本設計、実施設計に着手することができました。大変ありがとうございます。基本設計、実施設計の受託者、契約金額、契約期間等については、項目1にお示しをしております。

今後の予定としては、この基本設計、実施設計が来年の5月末までの約10カ月間となっている。それとあわせて、今後、今年度中には管理運営

方針の策定をしまいたいと考えている。令和2年度には、条例の制定や基本設計、実施設計が終わった後も改修工事費の補正予算を計上させていただき、工事契約の議決をいただいた後に、令和2年度から3年度にかけて改修工事に進んでまいりたいと考えている。

あわせて、基本方針にもお示しをしていた施設の管理運営について、指定管理者の導入を検討しているということでお示しをしてきたが、指定管理者の選定の議案の上程は、令和2年度を予定している。令和3年度に竣工、開館ということで予定をしている。

また、その他のところである。6月補正の質疑の際に、現在、北貝取小学校が廃校になった後、避難所としての指定が解除されているが、今後、避難所として指定をしていく方向性はあるのかというご質問もいただいている。現在、そういったご意見も受けて、庁内で検討し、避難所として位置づける方向で基本設計、実施設計にも反映するべき調整をしているところである。

報告については以上である。

続いて、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定についてご報告をさせていただきます。

第3次、現在の計画が来年度終了することに伴って、今年度お認めいただいた予算に基づき、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定に現在着手にとりかかっているところである。その進捗状況についてご報告をさせていただきます。

まず、第4次計画の策定体制である。市長を本部長とする（1）の本部会議、そして課長級で構成される会議体である（2）の専門委員会、庁内の会議体としては、この1と2であるが、これとは別に、学識者や市民で構成される（3）の第4次多摩市生涯学習推進計画策定委員会で計画を策定していきたいと考えている。この（3）の策定委員会の委員については、別添資料1のとおりである。あわせて11名の皆様に策定に携わっていただくということで決定がされている。

この策定委員会開催状況だが、先月8月23日に第1回の策定委員会を開催した。中では、位置づけ検討や生涯学習の市民アンケートの内容検討

などをしていただいている。今後も、10月、11月と2回、3回の策定委員会を開催していく予定である。

続いて、2の第4次多摩市生涯学習推進計画策定方針である。こちらは別添の資料の(2)のとおりである。こちらは、計画の策定を進めるに当たって多摩市としての方針をまとめさせていただいたものである。先ほど策定委員会は8月23日に開催したと申し上げたが、その前日の8月22日に市長を本部長とする生涯学習推進本会議の中で、この策定方針を決定させていただいた。この策定方針のもとで、市民や学識者で構成される策定委員会と課長級の会議体である専門委員会等でやりとりをしながら計画策定を進めてまいりたいと考えている。

3である。生涯学習に関する市民アンケートである。先ほど市民参画の手法としては、今後、アンケートやワークショップ、計画策定の素案ができた段階ではパブリックコメントや市民説明会も予定しているが、まず、市民アンケートについて、こちらに書いてある期間で実施を今しているところである。目的としては、策定に向けて市民の皆様の意識や現状、ニーズを把握、それらをもって計画検討の基礎資料としてまいりたいと考えている。実施期間は、今月の3日から昨日の17日の2週間ということで、無作為抽出で15歳以上の市民2,000名の方にお送りをさせていただいている。これから今後開催される策定委員会等でアンケートの分析結果を報告し、計画の検討に資してまいりたいと思っている。なお、詳細な分析結果報告書は、まとめ次第、公式ホームページを通して公表してまいりたいと考えている。

続いて、策定のスケジュールである。別添資料3をごらん願う。策定体制のところの上に書いてある。本部会議、専門委員会、策定委員会、そして市民参画、そして教育委員会の学びあい育ちあい推進審議会といったところで、今後の計画のやりとりのところをこのようにお示しをさせていただいているところである。現在、8月の計画方針決定が本部会議で終わった後、策定委員会で第1回の位置づけ検討をして終わったところである。市民参画の市民アンケート実施というのが、ちょうど9月3日から17日ということで、昨日終わったところである。これらの結果を受けて、次回、

10月に予定している策定委員会で方向性の検討を行い、課長級の専門委員会で方向性の協議をするやりとりをしてまいりたいと思っている。

計画としては、令和3年度からスタートする計画ではあるが、令和3年度からの予算に反映をするために、令和2年度の10月までに計画を策定し、運用ができるようにしてまいりたいと考えている。

説明については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、3、旧北貝取小学校跡地整備事業について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、4、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について質疑はあるか。

岩崎委員 この策定委員の方は、半数ぐらいは女性かというのをお名前を感じているが、年齢層はどのような感じなのか。

古谷文化・市民協働課長 上は70代から下は30代までということで、幅広く年代にご参画をいただいている。

岩崎委員 30代ぐらいの方からいらっしゃるということがわかった。

それと、アンケートが15歳以上からという視点があるので、今、生涯学習という考え方は、一旦不登校になったり引きこもってしまった後も、リカレントとして学べる場として位置づけることが重要かと思うが、そういう意味で、年齢を関係なくというか、15歳以上の方であれば、いわゆる趣味やそういう学びだけではなく、その後の人生を仕事等にも生かせるような学びも重要だという考え方も入っているのか。

古谷文化・市民協働課長 おっしゃるとおりで、今までは個人の学びのプロセスに視点を当てた生涯学習、国の動向としても、そういった形で生涯学習、執行行政、進めてきたが、やはりそうではないと。社会参加をいかにしていただくかという、社会参加の場すらも、そこにアクセスすることもできない困難さを抱えられている方々をいかに支援していくかという、社会参加の支援が必要だということが、今回、策定委員会の委員長をされる笹井先生のお考

えでもある。これは、国の動向、中央教育審議会の答申などを見ても、やはりそのようなことで考えているので、今委員がおっしゃったような視点は大変重要と捉えている。

岩崎委員 そういう意味では、今後、どういう形になるかわからないが、権利の主体という考え方で条例だとできると望んでいるが、そういう意味では、権利という考え方で、支援という考え方だけではなくやっていただきたいと思っているが、その点はいかがか。

古谷文化・市民協働課長 生涯学習推進計画の目的は、それぞれの皆さんの教育、学習活動というのは必ずしも強制されるものではなくて、市民の自発的な学びたいというところを支援するのが、我々生涯学習、執行行政や計画の役割であると認識をしている。なので、そこを支援するのが我々の役割で、自分がやりたいと思っていることがいつの間にかそのまちづくりにもつながっていったり地域づくりにもつながっていくことができたらいいと考えている。

岩崎委員 それも1つだが、ご本人がそういう意識を持てる、自分がそうしていいんだと思えるような形で、この策定が進んでいくことを望んでいる。
以上である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、5、パルテノン多摩大規模改修事業の進捗について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 パルテノン多摩の大規模改修については、実施設計のほうも今進めている。令和2年4月からは全館休館をし工事に着手していく予定になっている。本日は、基本・実施設計の進捗状況を初め、設計と変更して取り組んでいる管理運営計画の策定、また来年度以降の休館中の取り組み、改修後のパルテノン多摩を、多摩市文化振興財団のパートナーとなって事業体を組む民間事業者の選定、こうしたところについて立花文化施策担当課長から説明をさせていただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 それでは、今回パルテノン多摩の大規模改修事業の進捗については、大きく4点報告させていただきたいと思う。資料をごらんいただければと思う。

まず1点目が、基本・実施設計の進捗についてである。前回報告させていただいたが、3月に基本設計を終え、現在、実施設計を進めているところである。実施設計については11月末に完了予定だ。内容としては、基本設計の概要に基づいて、その具体的な設計図書の作成、これにあわせて改修工事費の算定、あわせて備品の概算、あるいは移転費用などの見積りの作業も行っている。今後については、11月末完了予定なので、実施設計の概要を11月中にご報告できればと考えている。これに伴って、12月議会では、実際に改修工事は来年度になるが、改修工事費の補正予算を計上、上程させていただきたいと考えている。なので、それ以前に概要についてはご報告させていただければと考えている。これが1点目だ。

2点目については、管理運営計画策定委員会の実施状況についてで、これは資料をご用意させていただいた。資料1をごらんいただければと思う。管理運営計画策定委員会、少しおさらいになるが、管理運営計画というのがどういうものかということである。今までさまざまな議論を経た上で、昨年、大規模改修工事の基本計画を策定した。この運営の理念、方針等に基づいて、具体的に管理運営を行うための基本的なルールを定めていくものである。このルールを今回定めるということで計画ができ上がったら、この計画に基づいて、パルテノン多摩の管理運営の大もとになる多摩市立複合文化施設条例及びその施行規則にそれを反映させていく。この条例については、今回の管理運営計画が策定後に、来年の3月の議会に改正の上程をさせていただければと考えている。この条例設置ができたら、その後に、具体的なルールを明記した管理運営の基準を作成する。その管理運営基準に基づいて指定管理者を選定していくと、こういった流れになっている。そのもとになる管理運営計画について、資料にお示ししたように、開館時間や休館日等、施設の運営の規則等をつくる運営計画を初め、事業計画、貸館計画、この貸館計画では、今回、パルテノン多摩以外の使用料については改定をするが、パルテノン多摩についてはリニューアルオープン

にあわせて使用料改定になるので、この使用料につき策定委員会の委員方にも説明をさせていただいてご意見をいただいているところである。そういった中では、パルテノン多摩の特色としては、市民だけでなくプロも使用するというので、プロの使用についての利用料金は、市民、市外、今の区分だけでいいのかどうなのか、そういったところについてもご意見をいただいているところである。

今後は、先ほど申し上げたように、3月の条例改正を目指して、12月に議会には経過報告をさせていただく予定でいる。

あわせて、管理運営計画と同時平行して、多摩市の文化方針の検討の分科会も行っている。これは、平成21年に多摩市の文化振興方針を定めているが、これがかなり年月がたっており、内容も見直す必要があると。場合によっては条例化をしていく必要があるのではないかという基本計画のご意見もいただいている。こういった中で、今までに2回議論を行った。こういった議論の中からは、今回見直しが必要である、その内容についての意見はその資料に書かせていただいているが、過去つくった文化方針は、あくまでも行政主体でつくったものであって、今後、時代の変化を踏まえて、市民とともに決めていくと、そういった仕組みを条例としてつくる必要があるのではないか、そういったご意見も出ているところである。

こちらは、新たに条例設置、あるいは方針の改定ということになるので、今年度に完成するものではない。委員の中からも、来年度も継続して市民参画、専門家が参画する中で検討を進めるべきだということをお願いしている。その想定スケジュールに示したが、令和2年から3年にかけて、策定委員会等の会議体を継続させていただき、この方針、あるいは条例の設置に向けて議論を継続していきたいと考えている。

それから、3点目だ。パルテノン多摩休館中の業務委託についてである。これも昨年来概要についてはご報告させていただいているが、休館中のアウトリーチ等による市内各地域での文化振興事業を多摩市文化振興財団のほうに業務委託という形でお願いしたいと考えている。

あわせて、改修工事が始まるわけだが、この工事の対応、リニューアル後の施設を運営していく当事者として、この改修工事に対する対応につい

でも業務委託でお願いしたいと思っている。来年4月から全館休館するが、6月までは備品等の整理を行い、7月に引き渡しを予定している。こういった作業も含めての対応ということである。

それから3点目が、再開館に向けた準備ということで、2年間の休館は長いが、リニューアルオープンの事業、あるいはその後の事業展開の準備としては、決して長い、早いということではない。こういった中で、再開館に向けた準備の業務もあわせて業務委託でお願いしたいと考えている。

この業務委託先になるのが、次の4点目にある多摩市文化振興財団だけではなくて、多摩市文化振興財団と民間事業者の協働事業体に対しての業務委託とさせていただければと思っている。

4番目である。資料2をごらん願う。先般、議会にも報告させていただいたが、改修後、リニューアル後の管理運営の枠組みとしては、事業を多摩市文化振興財団が、そして施設の管理運営については民間事業者のノウハウを生かすということで、多摩市文化振興財団と民間事業者の共同事業体を指定管理者としていきたいということでご報告させていただいた。これに基づいて、多摩市文化振興財団のほうで共同事業体となるべく民間事業者についてプロポーザル、公募を行っていた。今回、その相手が決まったのでご報告をする。

資料の2番目にある最適業務候補者ということで、JNFと書いてあるが、代表企業としてJTBCコミュニケーションデザイン、構成企業として野村不動産パートナーズ、構成企業として株式会社フラットステージ。JTBCのほうは、主に施設運営である。貸館の受付や、効果的、効率的な施設運営、それから野村不動産パートナーズのほうは施設管理で、いわゆるビル管理セクションということ、それからフラットステージは、現在、財団からの業務委託を行っている舞台管理の会社だが、舞台管理についてお願いすると、この3者が共同して事業体を組んでいる。この3者の共同事業体と多摩市文化振興財団がさらに共同事業体を組む。4者の共同事業体となる。それを行っていきたいということである。

スケジュールについては、現在、最適候補者ということで決まったので、相手方と多摩市文化振興財団で具体的な業務分担やリスク分担、その他さ

さまざまな調整ごとを開始している。目標としては、年内には共同事業体の協定の締結にこぎつけたいと考えている。先ほど申し上げた3月に多摩市立複合文化施設条例の改正ができ、管理基準ができたなら、そこに応募してくるのがこの事業体になるので、その提案について整理を始めると、こういう段取りで進めているところである。

資料の説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

大くま委員 先ほど説明の中で、貸館計画の中で、市民とプロで料金を変えることを検討されると、どういう方向性、要は、市民が安く利用できることなのかどうかとか。

立花文化施策担当課長 基本的な使用料のルールは、全市的なルールに基づいて使用料を決めていくわけだが、指定管理者になるので、その使用料が上限という扱いになる。その上限の中で、市民、あるいは市外の方を具体的に利用料金ということで決めていくわけだが、プロの方も、その料金体系の中を含めていいのかどうかというところでご意見があって、やはり市民に広く使っていただきたい、一方で維持管理していくのに大きな金額がかかるということで、なるべく収益を上げていきたいと。そういったところをプロの料金ということで反映できないかというご意見である。

実際に、他館の様子を見ても、プロの方が利用する場合には、市民が利用する場合よりも高い料金設定で行っているところもある。この辺については、市民の皆さんは、それを幾らにすると決めるわけではないので、その辺は調査研究しながら、設定できるのであればしていきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 この共同事業体にしていくというメリット、あと来年こそどうなるのか教えてほしい。

立花文化施策担当課長 まず、共同事業体だ。昨年度の子ども教育常任委員会にもご報告させていただいたが、多摩市文化振興財団、市の第三セクターということで、今まで継続的に市民とともに文化振興を進めてきたと。こういった中

で、また今回の改修事業を契機に、パルテノン多摩に新たな役割ということで、日常的な居場所づくりや、あるいは社会包摂の観点での事業展開や、いろいろな方向性が示されている。こういったところを、文化振興財団にある意味集中して対応していただくと、継続的に集中して対応していただく。

一方で、今回改修工事ということで、いわゆる日常的にも使いやすい機能を付加していくことになるが、この辺も含めて、施設をより効果的、効率的に活用していくという観点においては、文化振興財団よりも、むしろ民間の事業者の力をそこに入れたほうがいいたろうということで、いわゆるランニングコストの関係についても、民間事業者のノウハウをいただく中でなるべく抑えるような形での指定管理を目指していきたいということである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 今回の共同事業者を選ぶに当たって選定委員があったかと思うが、この方たちはこれからどうなるのか。もう選定されたので、この集まりは終わるのか、この事業体と一緒に何か話し合っていく関係なのかをお聞きする。

立花文化施策担当課長 選定委員会の委員としてはこれで終了である。今後については、共同事業体で運営していくに当たって、財団だと理事会、あるいは市民の皆さんも参加する評議委員会があるが、こういった形でそういった多くの意見を集めながらここを組み立てていくかについては、また別途検討が必要かと思うが、今回お集まりいただいたのは、市の職員も入っている、副市長も入っているが、現時点でこういった事業者の選定にふさわしいということでのお願いなので、ここにいらっしゃる委員さんの役割は、一応今回は終わりである。

岩崎委員 それと、これから課題があると書かれていた部分だが、今調整しているという、現在検討作業というところでいろいろ書かれているが、この中でのあれでは、図書館とのことはここには課題とは載っていないが、この連携というのも、状況は、図書館も協議会があるが、今、どのような状況なのか。図書館ができる関係の間では、現在の検討作業の中では、図書館との連携のことは、この課題の中で話し合われてはいないということか。

立花文化施策担当課長 どの資料の課題か。

岩崎委員 最初に出ている。9月18日評議会資料というのが、くらしと文化部 文化施策担当から、協議会后というか、資料が3つ出ているが。進捗について。

いいじま委員長 進捗についてということか。一番最初の資料か。

岩崎委員 そうだ。上のところに幾つか検討作業というのがあるが、その中には図書館のことやオルゴールのことが書いていないが、その中の進捗としては書かれていなかったが、どのような状況なのかお聞きしたい。

立花文化施策担当課長 今回のパルテノン多摩改修事業の進捗状況についてということで、大きく4点の枠組みを報告させていただいたが、以前来続いている図書館、あるいは文化財行政との連携や、図書館だけではなく多摩中央公園内の一体的な活用に向けた連携や、あるいは自動演奏楽器の配置と活用については、当然のことながら、調整協議を進めているところである。

まず、自動演奏楽器のほうについては、この6月でパルテノン多摩に新たに館長をお招きした。その館長と、それから学芸員との中で、リニューアル後にどのように活用していくかというところ、どこに置いてどのような活用をしていくかというところについては検討を進めている。

それから、図書館とパルテノン多摩に分散配置をすることになっているので、その図書館のほうとも、どの機種について、どこに置けそうかということには、今、協議を進めているところである。おおむね二、三台については図書館のほうで受け入れられるだろうというところだが、まだ台数、機種については決定にはまだ至っていない状況である。

それから、図書館、あるいは多摩中央公園一体の事業連携については、それぞれ、以前にご報告させていただいたように、学芸員と司書との連携や、あるいは設計を進める中での機能的な役割分担、連携や、あるいはいわゆるクリエイティブキャンパスの実現に向けての連携や、そういったところについては引き続き検討協議を進めていくところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

この際、暫時休憩する。

午後 3時11分 休憩

午後 3時30分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

それでは、6、多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況について、及び7、多摩市立温水プール改修工事に向けた対応について、8、多摩市スポーツ推進計画（素案）について市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長 それでは、案件の6から8についての説明を一括で行わせていただく。

まず、6の多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況についてである。

こちらについては、令和2年4月から、これまでの総合体育館屋外体育施設に加え、新たに多摩東公園と陸上競技場及び武道館を加えて、指定管理者による運営の実施に向けて現在募集、応募団体の審査を行っているところである。本日は、選定状況について報告するものである。

続いて、7、多摩市立温水プール改修工事に向けた対応についてである。

温水プールについては、平成27年度に実施した劣化診断を踏まえ、改修に向けて基本設計、実施設計を進めてきた。工事概要が固まったことから、内容、工期、また工事期間中の年間利用券の取り扱いについて報告するものである。

次に、8の多摩市スポーツ推進計画（素案）についてである。

多摩市スポーツ推進計画については、平成30年度から策定に着手し、多摩市スポーツ推進審議会、関係課長で構成するスポーツ推進計画検討委員会で議論を重ね、素案を取りまとめたので報告するものである。

これらの詳細については、鈴木スポーツ振興課長より説明する。

鈴木スポーツ振興課長 それではまず、6番目の指定管理者の選定状況である。

1番で、これまでの経過である。4月に指定管理者の公募予定を市のホ

ームページ、また指定管理者の協会に出して周知を図ってきたところがある。その中で、7月の現地説明会のところでは13者の企業等がご参加いただいた。ただ、実際に7月下旬の申請については2団体が応募された状況である。

その2団体について事前の審査会を選定し終わった後に、学識者等で構成する選定委員会のほうでプレゼンテーション、ヒアリングを行い、選定評価を進めているところである。

2番は、参加数は、先ほど申したように建設メーカーでは13者だったが、申請2団体、そして書類審査、不備がなかったところで2団体が事前審査合格ということで学識の選定委員会で今決定しているところである。ちょうど昨日、9月17日の火曜日の夜に4回目の選定委員会を行って、最終の集計、報告書作成が行われたところである。それをもって、今後、市長のほうへ報告書を提出して、それを踏まえて、指定管理者の場合、予定候補者を決定するところである。それが決定したら、議会の皆様方のほうにはすぐに情報提供させていただきたいと思っている。その後、手続きに沿って10月には情報公開・個人情報保護運営審議会で諮問、答申を受けた後に11月には仮協定を締結して、12月には指定管理者の指定の決定ということで議会のご審議をいただく予定である。そこでお認めいただいた後には、年明けには本協定の締結等を行って、来年4月からは次期指定管理者による業務を開始というような、今後スケジュールを考えているところである。

続いて、7番目の温水プール改修工事に向けた対応についてである。

1のこれまでの経過の中では、平成27年に劣化診断を行い、それをもとに平成30年、令和元年と、改修工事、基本設計、実施設計を行ってきたところである。そして、それをもとに8月には利用者の方々への工事の実施、また休場予定の周知等を行ってきたところである。

そして、2番の工事概要である。工事内容としては大きく3つだ。建築、電気、機械と分かれて、建築の部分では、例えば防水改修ではプールの中や屋上の部分、また建屋の改修、補修・塗装等、またウオータースライダ一等はボルトの交換、そういったことを行う予定である。また、電気では

監視カメラ、プール部分の放送設備の更新、また証明設備の更新を行う予定である。また、機械のほうでは、空調設備や換気設備、これの分解整備、オーバーホール、また更新を行うことである。

なお、工事期間は令和2年6月、来年6月から令和3年3月ということで、プールエリアの休場予定は令和2年10月から令和3年3月を予定している。また、トレーニングルームは開いておけるが、工事に伴う断水期間のみは短期間の休場を予定している。

3番では、温水プールの年間利用券、1年の年間利用券を出しているが、その取り扱いについてである。要は、改修工事、先ほど申した令和2年10月から令和3年3月の休業予定をどう取り扱うというところだが、予定では、利用券の利用期間の中に改修工事の期間が含まれる間は、その間、後ろに延ばすようなことでいく。そして、年間券を更新する場合については9月以降、また新規購入者は10月以降販売対象となっているところである。

例えば、利用券が、その間が、例えば2カ月間含まれている場合には、その次の更新のときには1年と2カ月分が新しく利用券にはそれが反映される。

今後のスケジュールの中では、来年3月、令和2年の当初予算の中で予算計上させていただいて、議会のご審議をいただければと思う。それをお認めいただいた後、来年度改修工事に入っていきたいと考えている。

次に、8番目の多摩市スポーツ推進計画（素案）である。

こちら、前回6月にも報告させていただいたが、平成30年度から多摩市スポーツ推進計画の策定に着手して市民アンケート、ワークショップ、またグループ等とヒアリング、そういった市民の意見、また関係課長で構成する検討委員会、学識スポーツ関係者、今後市民で構成されるスポーツ推進審議会において議論を行ってきたところである。そして、今、素案のところまでまとまっているところである。

2番の今後の予定だ。ちょうど明日からパブリックコメントを行わせていただき、その意見の状況、またそれを踏まえて推進審議会、また庁内の検討委員会等で議論した後、原案を決定させていただいて、12月の本

常任委員会の中で原案のご説明にできればと考えている。

資料で1の素案の概要をごらんいただければと思う。この概要版の1枚目のちょうど上段部分に、全体の体系図を出させていただいている。一番上には、ことしの7月からスタートした第3期の基本計画があり、その下に多摩市スポーツ推進計画が位置づけられるところである。なお、このスポーツ推進計画については、ある意味ソフトの部分の計画になってきているので、その下の破線の矢印で、下には仮称として体育施設に関する個別施設計画というのがある。これは、ある意味屋外体育施設、野球場や庭球場、そういったものの今後の計画がないような、例えば老朽化の更新等の計画がないようなところであるので、今後、こういったものを作成する必要があるということでは、今、庁内で作成に向けて検討を進めているところがあるので、これも庁内での方向性が出たところでは、当然、計画策定には予算的などところもかかってくるので、またその際には議会のほうにご提案させていただいて、ご審議いただければと考えている。

なお、まずはこのスポーツ推進計画の策定の趣旨だが、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針という位置づけ、またそのスポーツの推進を通じて豊かで活気あるまちづくりに寄与すること、また多くの市民の皆さんがみずからの意思で主体的にスポーツを行うこと、こうした市民の取り組みがスポーツを通じたまちづくりにつながるようなことを目指すもの、こういったものが趣旨としてある。

期間は、来年、令和2年度からの10年間の計画と、今考えている。

そして、2ページ目に、下のほうから考え方である。下の2つの二重丸があるが、二重丸には基本理念ということで、この計画の基本理念としては健康、活力、共生という3つをキーワードとして策定している。その理念をもとに、基本目標、10年後のまちの姿としてはスポーツで創り出す「みんなが笑顔」でつながるまち、多摩というようなこと、全ての人々がスポーツを通じてつながっていくようになるまちづくりを目指すこと、スポーツがきっかけで健康づくりが促進され、また地域資源を生かしながら活気のある多摩市らしいまちづくりを目指す、こういうような基本目標で今きている。

そして次のページのところ、施策体系の考え方、今、5つの大きな柱としてなっている。まずは身近なところから、スポーツに触れるところから、スポーツと接する身近な機会や場を生み出すというところから、2つ目の柱ではスポーツを楽しむ、市民1人1人がライフステージなどに応じてスポーツを楽しめる環境をつくり出していくこと、3つ目の柱では、それを継続すること、無理なく継続的にスポーツ環境の充実を図る。4つ目の柱では、スポーツライフを創出するというところでは、スポーツのあるライフスタイルの創出に向けた取り組みを応援するということ、そして最後の柱の5つ目では、まちづくりへつなげるということで、仲間づくりのスポーツ、また安全安心の地域活動、活気ある地域づくりへと広がっていくスポーツの取り組みを目指すという5つの柱立てで考えている。

また、これを推進するために、一番下のところでは計画の推進ということで、3つの推進力ということで、コミュニケーション、情報・対話、コラボレーション、共助・共創、カルティベーション、育成・向上ということで、ここがいろいろなスポーツ情報については行政が発信して市民が受け取る、またそれを市民が市民の間でも広めていくということや、あとスポーツを推進するためには行政のみの力ではできないので、団体さん、さまざまな連盟さん、団体の活動がある。そういったところとの連携、共同が必要、またそういったことを進めていく中では、それを行うスポーツ推進委員のさらなる活躍や、いろいろな指導者の育成、そういったものが必要となってくるところが、この計画の推進というところに書かれている。

最後に、4枚目のペーパー、それは今お話ししたことを表で体系的にまとめたものである。

説明については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、6、多摩市立総合体育館多摩市体育施設及び多摩東公園指定管理者の選定状況について質疑はあるか。

岩崎委員 この13者が説明会にいらっしゃって、結果的に申請されたのが2団体だったということだが、どういう条件が難しかったとされているのか。

鈴木スポーツ振興課長 この13者が、あくまで企業が13企業ということで、今の総合

体育館、あと温水プールもそうだが、企業が複数组んで構成してやっているとところもあるので、そういう面では、説明会では企業ごとでいうと13者というところである。

なお、どういうところが数がふえなかった原因であるか、なかなか難しいところがあるが、ほかの市の事例を見た中では、例えば初めての公募のときにはかなり手が挙がる場所があるけれども、それが2期、3期目となってくると少なくなっていくことも、他市の状況を見るとあるので、1つはそういったところも影響しているのかと思っている。

岩崎委員 今回、体育館が指定管理になっているのは、前回の委員会でも、あそこの食堂のところも利用できるような、利用できるというか、よりいい観光資源ではないかという部分と、もっとより利用しやすい、行きたくなるような雰囲気にもできるのではないかということも話し合ったが、そういう意味では、選ばれた指定管理者の方にもそういうことは伝えていくのか。

鈴木スポーツ振興課長 今までというか、今期までは、いわゆる食堂部分については指定管理者の業務から切り離して行政財産の使用許可ということでやっていた。ただ、次からは、指定管理者の創意工夫を食堂提供に生かすということで、今回から体育館の食堂部分についても指定管理者の業務の中に含めているところである。その中で、今回、いろいろ提案もいただいているところはある。

岩崎委員 駐車場の陳情者の方も、やはりああいうところの場所も活性化につながるし、お金を生める場所ではないかということも言っていたし、あそこの場所も地域の中ではより活用したいこともあったと思うので、ぜひコミュニケーションをとりながらやっていただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

7、多摩市立温水プール改修工事に向けた概要について質疑はあるか。

岩崎委員 これは、夏を終えてから閉じるという感じだと思うが、オープンした後の利用金額というのは、先ほどパスポートは延びるけれども、利用金額は

どのような感じに変わるのか。

鈴木スポーツ振興課長 これは、前議会の中でも、全庁的に使用料の来年4月からの改定をご審議いただいておりますところであるが、その料金改定が適用されることになる。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 基本的に、この温水プール、劣化対応の改修ということだと思うが、照明部分もあって、この改修の際に、例えばLED化して省エネを図る等、そういった、基本的にはイコールだが、少しグレードを検討することがあるのか。

鈴木スポーツ振興課長 基本的に、温水プールはもう既にLED化のほうはかなり進んでいる状況なので、今回は、基本的には、ちょうど20年というところなので、今後、30年に向けた10年間、安心安全に使えるようにという位置づけの改修工事になってくる。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

8、多摩市スポーツ推進計画(素案)について、質疑はあるか。

岩崎委員 この概要版のご説明で、スポーツ基本法のことは書いてあるが、障害者スポーツの落とし込みがどこに入っていることになるのかをお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 この障害者スポーツの関係については、どういうところで落とし込めばいいのかということで、正直、内部、また審議会の中で議論をしたところがある。その中で、今の素案の中では、あくまで障がい者というような項立てはしていないところである。逆に、障がい者ということ項立てしてしまうと、それがまたいろいろな考え方がある中では、今、そういった言い方はしていないので、例えば、この素案の中の計画では、2の項目のスポーツを楽しむというところの6番のところで、誰もが楽しめる、誰もがという表現にしたり、例えばまちづくりにつなぐ施策の最後の5番のところでは、スポーツを通じた共生社会の創出ということで、その表現で今は落とし込んでいるところである。

岩崎委員 あえて考えた末にそういう言葉を使わなかったというのも評価するが、どちらがいいのかというところで、今、社会がまだ障害者スポーツへの理解に行き着いていき、そして対等に考えられるところまでまだいい部分もある上では、誰もがというところにくくってしまっているのかというところは再度検討いただきたいということと、生涯学習という観点で、先ほどくらしと文化部のほうから出てきたが、そういう部分で、一旦スポーツから離れていてもまたスポーツをやるという考え方と同時に、元気だった方が障がいを持たれてやるという意味では、種目が、健常者ではできない種目と、体に不自由があってもできる種目が、どちらも楽しめることはあるかもしれないが、オリンピック・パラリンピックという呼び方がいいかどうかわからないが、一応考えた上で、この概要版になったことは理解したが、再度ご検討いただけるならいただきたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 きょうの岩崎委員のご意見を踏まえて、これからまたパブリックコメント等をあしたからやるので、そういった意見も踏まえた中で、改めて最終的には審議会でご議論をして、最終的に決めていければと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 今回のスポーツ推進計画、介護予防やウォーキングもスポーツと位置づけるということで、これだったら僕でもスポーツに触れられるかと思うところがあるが、推進計画の具体的なものは、体育施設に関する個別施設計画に従っていくと、今のウォーキングや介護予防という観点は、この計画自体にはちょっとなじまないかと思う。

 今の立てつけでいうと、個別の健康まちづくり基本方針や、個別の施策の計画の中にひもづいていくのかと受けとめたが、そうすると、全体としての像がなかなか把握しづらいことになるのではないかという懸念があるが、その辺はどう進めていく考えなのか。

鈴木スポーツ振興課長 今回、計画のつくり方についても、非常に審議会のほうでご熱心にご審議いただいたところがある。その中で、やはり審議会の意見では、とにかく行政計画は、これまで実際施策の展開のところはかなり現状から入ってデータ分析に入ると、そこにいくまで疲れてしまうというお声が

あったので、そこにいくまでコンパクトにまとめたという、審議会の強い要望があった。また、この素案の実際の施策の展開を見ていただけるとわかるが、そこには具体的に行政が何をやるという、そういう計画ではつくっていない。あくまで取り組み例ということでなっている。これは、ある意味、この中で当然スポーツ推進、行政が主でやるものもあるし、多くはスポーツ団体の方々がやるもの、また市民個々が主体的にやるものや、非常に多岐にわたっているところがある。そういったところから、作りとしては、計画というよりも中身的には方針に近い内容かと思っている。

あとは、その計画の進み具合や取り組み状況というのは、これまでの事業レベルでいうと、事業評価でやっていたり、あと大きな基本計画というくりの中では、第3期の中でもスポーツ実施率というのは成果指標を設けているので、そういったところと取り組みを踏まえて、そういったデータをもとに審議会のほうで毎年評価していった改善につなげていきたいと考えている。

大くま委員 大きな枠組みのスポーツ推進についての方針であって、個別のものは個別の計画に位置づいた、ひもづいた形になっていくことなわけだ。それはとにかく各分野の報告を積み重ねていって、分厚い計画書にするのではなくて、そういう考え方の中で今回まとめたものだ、だから個別のものが知りたければ個別の計画に当たってくれということでもいいのか。わかった。

鈴木スポーツ振興課長 あと、例えば市民のワークショップの結果や、そういうデータは、今は後ろの部分に資料編として載せるようなつくりで考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、9、東京2020アイランドオリンピック選手団の事前キャンプ地の決定について、10、東京2020テストイベント「READY STADY TOKYO自転車競技(ロード)」の実施結果等について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長 それでは、本日はオリンピ

ック開催まで300日やパラリンピック開催まで342日ということだが、オリンピック・パラリンピック関係のことについて2点報告する。

まず、報告の9番、東京2020アイスランドオリンピック選手団の事前キャンプ地の決定についてである。

オリンピック競技大会の出場選手団の事前キャンプの誘致に向けて、これまで交渉を重ねてきたが、去る8月23日にアイスランド共和国選手団の事前キャンプに関する覚書を関係者と取り交わすことができたので報告するものである。

また、次の10、東京2020テストイベント「READY STADY TOKYO自転車競技（ロード）」の実施結果等については、ことしオリンピック開催1年前であることから、各種競技のテストイベントが開催されている。ご承知のように、本市においては7月21日に自転車競技（ロード）のテストイベントが実施された。また、これにあわせて市内6大学が連携して事業をするとともに、東京都内のロードレースが通過する8市が協力してPR動画を作成したので、これらについて報告するものである。

詳細については、齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長が説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、お手元の資料に基づいて報告をさせていただきます。

まず、東京2020アイスランドオリンピック選手団の事前キャンプ地の決定についてである。

アイスランド国立オリンピック・スポーツ協会、多摩市、学校法人国士舘との間で、8月23日に、東京2020オリンピック競技大会の期間前及び期間中にアイスランド共和国オリンピック選手団が本市でキャンプを実施することについての覚書の締結式を駐日アイスランド大使館のほうで行った。

基本合意の概要だが、お手元の資料のとおり、多摩市、学校法人国士舘、アイスランドオリンピック選手団、それぞれの役割ということで合意を結ばせていただいたものである。

今後については、令和2年度当初予算案をお認めいただいた後、世界最終予選、こちらの結果など、オリンピックの通常種目などが決まってくる5月ごろをめどに、予算の範囲内において事前キャンプの契約と、この締結を目指してまいりたいと考えている。

お手元の資料、表側が締結式の後の写真である。裏側に、この締結式の翌日も練習会場の視察等に、詳細な視察ということでお越しいただいたので、そのときの写真ということで掲載させていただいている。

続いて、東京2020テストイベント「READY STADY TOKYO自転車競技(ロード)」の実施結果等についてということで、まずは自転車ロード競技のテストイベントについてである。

7月21日日曜日、12時に武蔵野の森公園をスタートして、多摩市については、規制開始が予定どおり11時30分から、コースの順に従って規制を開始した。先頭の車両通過時間だが、ほぼ予定と同じということで、予定どおりで先頭車両が通過していった。選手の最終通過ということで、島田療育センターの入り口、市境、こちらが12時53分ということで、選手が全員通過していった。規制解除については、予定どおり少し早かったというもので、こちらの表にまとめさせていただいたものである。

次のページに行っていただいて、このテストイベント時に、市内各団体の皆様からご協力いただいたということで、多摩市医師会の有志の方については、多摩センター駅ペDESTリアンデッキ上で救護所を開設いただいた。また、隣で、東京多摩グリーンロータリークラブの皆様から東京水の配布と熱中症予防の声かけをしていただいたものである。また、多摩センター駅周辺については、外国人おもてなしボランティア育成講座修了者の有志の皆様、観光客等のご案内をいただいた。また、レースの準備の前に、コース沿道の清掃活動ということで、多摩市赤十字奉仕団及び青陵中学校の皆さんに清掃活動のご協力をいただいた。

最後、オリンピックの開催時の予定だが、7月24日金曜日に開会式、その開会式の翌日、25日にまず男子レースが午前11時の予定でスタートである。翌日26日の日曜日、女子のレースで、こちらが13時、両日とも武蔵野の森公園をスタートということで予定されている。

続いて、2の市内6大学との連携事業について報告をさせていただく。ロードレースのテストイベント当日と同じ日、7月21日になる。10時30分から15時の時間で、多摩大学の多摩キャンパスにおいて、多摩市オリンピック・パラリンピック大学連携協議会の主催で、自転車ロードの応援イベントを開催した。イベントの内容だが、国士舘大学の田原淳子先生による講演会、また各種体験イベントということで開催をさせていただいた。当日は天候にも恵まれて多くの方にご来場いただいた。

次のページだが、当日の写真を掲載させていただいている。講演会の様子から各種イベント、最後に大学連携事業ということで、各大学の学生さんで実行委員になっていただいた皆さんとの集合写真ということで掲載をさせていただいているものである。

続いて、3、東京2020オリンピック自転車競技ロードレースの8市連携事業として、自転車競技ロードレース都内通過自治体PR動画を作成した。動画の内容だが、自転車競技ロードレースの競技としての魅力、楽しみ方の紹介だけではなく、都内通過自治体である8市の観光地や、実際に通過するコースの見どころを、市民のインタビューという形で交えながら紹介する内容となっている。多摩市内については、レースの見どころを中心に、南多摩尾根幹線や多摩センター駅周辺を紹介させていただいている。動画はもう既にユーチューブにアップされてごらんいただけるようになっているが、テストイベント開催前の7月11日に8市合同の完成披露上映と記者会見を開催させていただいた。当日は、都内通過自治体8市の市長と、組織委員会自転車競技スポーツマネージャーの片山右京氏による記者会見、またPR動画の完成披露上映、そしてコースサポーターとの方々との記念撮影という形で会合を進めさせていただいた。当日の様についても、今回の資料に写真を掲載させていただいているので、ごらんいただければと思う。

雑ばくだが、説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、9、東京2020アイスランドオリンピック選手団の事前キャンプ地の決定について質疑はあるか。

山崎委員 アイスランドオリンピック選手団の人数的な規模、大体どのくらいかというのをおわかりになるか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 規模については、結論から言うと不明だが、現時点でアイスランドの国立オリンピック・スポーツ協会の話では、今回2020東京オリンピックに関しては陸上、柔道、水泳、ハンドボール、ゴルフの競技が有力であるという情報をいただいている。

陸上、柔道、水泳、ゴルフについては、ある意味個人競技であるので、人数的にはある程度抑えられるのかと。ハンドボールについてはチームスポーツになっているので、この人数がふえると、一気に人数もふえてくるのかというところで、これの最終予選が年度またぎぐらいという話もいただいているので。参考だが、リオのときは8名、ロンドン大会のときにはハンドボールが出場できて28名ということになるので、今後、出場権獲得状況によって、種目によって少し変わってくるかと考えている。大体、選手のほかにコーチ、トレーナー、練習パートナーというところで、大体選手の数の倍ぐらいの方が1つのチームとなって来られるのが慣例だということと話を受けている。

山崎委員 国土館と宿泊施設との交通手段というのは、どのように考えてらっしゃるか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 各種目によって人数が随分変わってくるかと思う。大人数で一気にということであれば、ある意味、バスというのが得策で、人数が個人種目ということで限られているのであれば、バンやワンボックス等、それはそれに最適な形で対応できるように今後調整していきたいと考えている。

山崎委員 その車両は市が用意するのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 市のほうで直接ではなくて、そこに業務的に市のほうをお願いする業務と、アイスランドの国立オリンピック・スポーツ協会が依頼するものと分かれている。ただ、依頼する先については、同じところでないと不都合が生じてくるかと思うので、そうしたところを今後調整していきたいと考える。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

大くま委員 今、宿泊先から移動、宿泊先というのは市内にお泊まりになられるのかどうかというのは確認したい。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 まだ確定というところで報告できるまでには至っていないが、宿泊させていただける方向でということで内々でのお返事をいただいているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 今、陸上、柔道、水泳、ハンドボール、ゴルフというお話があったが、これは全部国士舘で対応できるものなのか、例えばゴルフ場や違うところにも必要なのかというのはどうなのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今ご質問いただいたとおり、ゴルフは国士舘大学では対応できないので、別にゴルフ場ということで今協力を内々でご相談させていただき、ある程度内諾いただいているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 おもてなしというか、せっかくだというのもあるが、お忙しいとは思いますが、市として何か交流会というか、子どもたちとの交流会や学校等、行ってもらおう等、そういうことの企画は考えているのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 まだ具体的などころには至っていないが、今回の資料の基本合意の概要にも書かせていただいたとおり、アイスランドオリンピック選手団については、市民などとの交流イベントに、練習に支障のない範囲内において参加するというので、これに基づいて、どのような形であれば交流事業というか、参加いただいて、より広く交流できるのかというところで、今、相談をさせていただいている。

いいじま委員 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、10、東京2020テストイベント「READY STEADY TOKYO 自転車競技(ロード)」の実施結果等について質疑はあるか。

本間委員 これは、応援当日に、来年本番だが、市としてどう応援していくのか、

来るとあっという間に行ってしまう。当日、パルテノンのところでも見させていただいたが、一斉に行って、この後、どうなるんだろうというのが、つなげてその後の状況や映像等、見れたりするのか、その辺が楽しむに当たって非常に重要なのかと思うが、その辺、どうお考えか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 ご観戦いただきありがとうございます。今、委員のほうからご質問あった映像でということに関しては、市のほうから組織委員会のほうに、市民の方を中心にごらんいただけるようなものを用意したいということで要望を上げている。組織委員会としても、通過する15自治体についてはそうした配慮が必要であろうということで、今、検討しているところである。

それについては、検討だが、前向きなというか、実施に向けて、それが報告として来れば、具体的なところで準備を進めていきたいと考えている。

本間委員 その結果如何という、どうなるかはまだわからないにしても、市としては、それがだめだったとしてもどのように、何か対応策や盛り上げるようなものというのは、どう考えているのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 まだ具体的な方法まではないが、何とかするという、15自治体には返事をいただいているので、何とかするのではないかという希望的なところも含めて考えている。

それとあわせて、多摩市がオリンピック競技会場になる2日間なので、それを生かしてさまざまな取り組みというか、市民の方や、あと関係機関の方と、何かしらの取り組みを進めていきたいということで、今、検討を進めている。

本間委員 その当日含めだが、事前に、市としてどう盛り上げていくかという、自転車の競技もそうだし、アイスランドの方もいらっしゃってくださるところで、どう市としてオリパラを盛り上げていくのかというのは何か考えているところはあるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 まずは知っていただくことが盛り上げていく上で大事だと思う。いろいろな媒体、たま広報やホームページ等、いろいろなもの、そのほかのツールもあるが、予算も必要になってくるものなので、今後、いろいろ考えてご提案させていただきたいと思う。市民の方々

にご周知をさせていただく。その上で、イベントやそうしたもので機運を醸成していくところで本番につなげていくことの組み立てで検討している状況がある。

本間委員 今回、何とかもう少し盛り上がらないかと感じて、盆踊り大会のときに、東京五輪音頭2020を、東京都のほうから講師の先生を呼んでもらって、コミュニティセンターのほうでみんな練習したが、そこで覚えて盆踊りで楽しんだりということをしたが、ほかで聞いてみると、そういったことを呼べることも知らなかった等、その辺もあるので、来年に向けて盆踊りもできるようにしたいと思っている方もたくさんいらっしゃるの、その辺も、費用はかからないといっても交通費が2人分で7,000円かかる話もあって、呼べるところ、呼べないところはあると思う。その辺を、もう少しやりやすいように考えてあげる等、結局そんなことで各地域で盛り上がっていく方法にもなるのかと思うが、その辺、どのように考えているか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 東京五輪音頭の音源については、各図書館で貸し出している事業をしたり、コミュニティセンターのほうにもそれぞれお配りさせていただいているが、講師派遣については市民の方への周知が足りなかったところがあるかと思うので、今後、たま広報等を通じてまたご周知をさせていただきたいと思う。

本間委員 願います。以上である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 今回、プレ大会を行って反省する点、例えば私のところに入ってきたのは、道路ががたがただった、危なかった等、あと、交通のアクセス、尾根幹線に行ってみたいが、どうやって行ったらいいのか、通行どめになったところはもう少し早めに連絡することができなかったのか等、そういうご意見が何点か来たが、その辺、ほかに反省点や何かがあったら、今後、どう考えていくのか伺いたい、あと1年だが。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今ご意見いただいたお話、ご質問いただいた内容だが、昨日、東京都内の関係機関合同会議というのがあって、今お話しいただいたとおり、周知の時期や、あと規制の適切な仕方や、そうい

うところについての観戦組織委員会、警察、あと関係する8自治体、そういうところからそれぞれ上がってきた。

今回のテストイベントに関しては、当初、組織委員会で示されていた周知計画の時期よりも非常におくれてしまった。具体的に言うと、周知する上でも1つ1つの媒体、1つ1つの内容について組織委員会の許諾がなければ出せなかった。その手続きに思った以上に時間がかかってしまって、市民の方々への周知がおくれていったという経緯があったそうだ。そうしたものが、事前で今回わかっているのもので、組織委員会、また自治体、そして警察、消防、道路管理者、そうした方々と年内で整理をした上で、年明けからすぐに動き出して、本番、オリンピックのときにはできるだけ早い時期から徹底して市民の方、また沿道の方、こうした方々に周知を図っていくべきではないかというお話をいただいている。

道路については、舗装のいい、悪いという部分でいうと、都内については全く問題ないというのが今回の自転車連合からの見解である。神奈川や山梨や静岡に比べると、クオリティの高さは全然問題ないと。日本選手から、少し道路脇の砂が気になるという話はあったが、外国のチームからは特にそういう話もなかった。

本番レースに向けては、周知だけでも、先ほど申し上げた規制の部分等、改善できるものは改善して、しっかりと対応していきたいというところで、多摩市も含めてだが、自治体、そして警察、消防、関係機関含め、組織委員会中心に進めてまいりたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 この武蔵野市を出発して府中市から多摩市に来るのは近いので、この時間差があまりなくて、始まりと終わりが約1時間ぐらいということか。知っている人が、埼玉のほうでも見れるのか。埼玉を通るのか、そっちは通らない。違う県を通るんだったら、順位がついてきてしまって時間が長くなるというのがあるという、多摩市だと、ばーっと密集して行ってしまうところにどうしてもなってしまうのか。観るチャンスは1回しかないのか。何回かあるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今回のテストイベントもそうだが、ロード

レースなので、抜きつ抜かれつつ、もちろんあるが、多摩市の場合は、ある程度大きい道路、リアルスタートが是政橋、そこからある程度高規格の道路が続いてくる中で、1回聖ヶ丘というところで若干細くなって、車列が伸びる特性があるようだ。そこでは、まだレース序盤なのであまり無理しないということで、1列というか、ある程度車列が伸びるということは、選手1人1人が見やすいというところもあるそうだ。またそこから坂道になって、そこで気合を入れる選手もいれば、また高規格道路が続くということで、車列というか、集団のこういう動きが少しあるらしいが、そういうところは少し見どころになるかと。ただ、序盤なので、そういう意味では激しいというか。ただ、今回もあったとおりに、先頭車が逃げきりを図って出て行ってというところが、また来年も、本番でも考えられるのかという話は聞いている。

岩崎委員 知っている人が、どこだったら見やすいのかと言われたときに私もわからなかったが、前のほうで見たいのだろうが、後ろのほうが大きく見えるという。目の前で見ると一瞬のうちに行ってしまうから、もっと遠くから見える場所があるのかしらと言われたが、あんまり差はないということがわかった。ありがとう。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

11、令和元年度第2回及び第3回子ども・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 それでは、報告事項であるが、11番目の本年度に行われている前回の議会以降に開催された第2回、第3回の子ども・子育て会議の概要についてご報告させていただきたいと思う。

恐縮だが、2回、3回を通してご説明させていただきたいと思うが、よろしいか。

いいじま委員長 お願いします。

芳野子ども青少年部長 各担当課長があるので、課長ごとに発表させていただくので、よ

ろしく願います。

それでは、第2回のほうから説明をさせていただく。

室井子育て・若者政策担当課長 本日の協議会資料11を、2つあるが、第2回子ども・子育て会議資料からごらんいただければと思う。次第の順番でいくと、最初が審議事項1になるが、こちらについては内容が重複するので、次の第3回子ども・子育て会議の審議事項のときにまとめてご説明をさせていただく。

報告事項1のご説明を、子育て支援課長からさせていただく。

松崎子育て支援課長 では、PDFのページ、62ページをごらんいただければと思う。幼児教育保育の無償化について、市民向けのパンフレットをつくらせていただいた。そちらを子ども・子育て会議で報告をさせていただいたところである。既に委員の皆様にもお手元にお渡しさせていただいているかと思うが、こちらを7月4日に発行させていただき、幼稚園から説明をスタートさせていただいている。そういったご案内を子ども・子育て会議でさせていただいた。

以上である。

室井子育て・若者政策担当課長 続いて、報告事項2のエリア別認可保育施設入所保留者・待機児童数・空き状況についてご説明をさせていただくので、資料の86ページをごらんいただけるか。

こちら、待機児童の状況について、地域別に加え、空き状況も含めた資料を作成したので、会議でご報告をさせていただいたものとなる。保育所の保の字については入所保留者数のほう、待つという、待機の待の字は、新定義による待機児童数をあらわしている。

前年と比較をして、差が大きく変化している地域としては、関戸・一ノ宮地区や唐木田・鶴牧地区では保留者の増加、諏訪・馬引沢エリアや落合エリアでは、保留者と待機児童数がともに減少している地域となっている。

報告事項2については以上となる。

続いて、報告事項3、認可保育所の開設及び貝取保育園の統合に向けた説明経緯について説明をする。資料の87ページをごらんいただけるか。

まず、聖蹟桜ヶ丘駅周辺における認可保育所2園の開設に向けて行った

地元の商店会や自治会や住民への説明経過をご報告した。特に関戸二丁目の保育所については、商業地区にあり、風営法の関連もあることから、近隣住民に加えて商業ビルオーナーにも案内文を発送し、説明会を2回開催した。ご参加いただいた方からは、社会状況としてやむを得ないというご意見であったり、風営法の規制によって資産価値が下がることを心配するご質問があったが、特に反対するご意見はなかった。

次に、今年度末をもって貝取保育園が多摩保育園と統合することについて、近隣住民の方を対象とした説明会を7月6日土曜日に開催したことを報告させていただいた。資料にあるとおり、10名の参加をいただいた。参加された方からは、保育所は就労との関連が大きくて駅近にということは理解するが、その一方で駅から遠い地域のことも考えたまちづくりを進めてほしいといったご意見などをいただいた。

資料の88ページから96ページについては、説明会で使用した資料を参考につけているので、後ほどごらんいただければと思う。

報告事項3については以上となる。

次、報告事項4、子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書（案）については、内容が重複するので、こちらのほうも次の第3回子ども・子育て会議の報告事項のときにまとめてご説明する。

次に、報告事項5、任期満了に伴う「多摩市子ども・子育て会議」の委員の選出について説明をする。資料の158ページを見てほしい。

委員の3年間の任期が令和元年、ことしの10月末までとなって、11月以降の委嘱に向けた選出手続について報告をした。基本的には、計画策定途中であることから、できるだけ現委員の方には再任していただくようお願いした。なお、市民委員については、公募による選定予定で、9月20日の広報から募集開始となる。

報告事項5については、説明は以上となる。

次に、報告事項6のパルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール（変更）について説明をさせていただく。資料159ページとなる。

第1回の子ども・子育て会議で、子どものエリア事業のプロポーザルの

スケジュールを中心に報告をさせていただいたが、指名業者選定委員会の手続きにおいて意見が付され、事業の実施場所であるパルテノン多摩の指定管理者予定者との協議を踏まえる必要が生じたことから、事業者募集に当たっての公示日、募集締め切り、提案書締め切りの期日を数日おくらせた形で修正したことを会議で報告したものとなる。

報告事項6の説明は以上となる。

続いて、第3回子ども・子育て会議の説明をさせていただくが、資料をもう1つのほうに切りかえていただければと思う。

最初に、審議事項1について説明をさせていただくので、第3回の資料の2ページをごらんいただけるか。

次期子ども・子育て支援事業計画を兼ねる6つの計画に子どもの貧困対策についての計画を追加する提案で、これはことし6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村の計画策定が努力義務として策定されたものを受けて提案したものである。

そして、資料の3ページから113ページが計画の第1章から第7章及び巻末資料までの素案として提示を、会議でさせていただいたが、第1章、第2章、第6章、第7章については、まだ精査する余地が多い段階のものであり、イメージとして会議のほうでは見ていただいた。

第3章から第5章については、おおよそ内容を固めたいということで審議をさせていただいた。

こちらの資料については、課長級による専門委員会での検討等により作成した案を、子育て若者支援推進本部とともに子ども・子育て会議に審議をしている。

資料の17ページからは第3章となるが、各種データや昨年度行った計画のニーズ調査を使用して、子どもや若者を取り巻く状況について説明をさせていただいている。

資料の35ページからは、子どもの権利条約を初め関連する法律等を載せることで社会動向について説明をしている。

資料の39ページからは、基本施策ごとに現状と課題について、国の基本指針案も踏まえながら記述をしている。

資料の43ページからは、第4章として計画の目標について記述している。

基本理念としては、今回、子どもや若者が自分らしく成長することを保護者や地域のみinnで支え、ともに喜び合えるまちになるということで提案をしている。

資料の45ページからは、4つの基本方針ごとに目指す姿と指標を記載している。4つの基本方針については、第5次多摩市総合計画第3期計画とあわせて策定をしていることから、指標についても時点は異なるが同じ項目を使用している。

そして、資料の49ページからは、第5章として、施策体系に基づき分類した事業について、今後5年間を見越した概要と方針について記述している。

今回の11月の第4回子ども・子育て会議では、1章から7章まで審議させていただき、素案として確定をさせて、パブリックコメント、手続きに進んでいく予定としている。

子ども・子育て会議での意見としては、関係者の立場でご参加いただいている子ども、若者専門家の方からは、若者の課題について引きこもり以外のことも記述したほうがよいといったご意見であったり、委員の方からは、資料の45ページになるが、第4章の基本方針ごとの指標について、こちらの指標は個別の施策をあらわしているものであって、基本方針にぶら下がる全ての基本施策をあらわしているわけではないので、なくしてしまつて、数値目標は第6章のほうにまかせたほうがよいといったご意見、あるいは資料の49ページになるが、次期計画では基本理念、基本方針、基本施策に整理をされているが、現計画では目指す姿、基本理念、基本方針となっていることに対して、どう変更したのかといった質問などをいただいた。

いただいたご意見を踏まえて修正する計画素案について、次回の子ども・子育て会議で審議予定としている。

審議事項1の説明は以上となる。

続いて、審議事項2の令和元年度以降の待機児童対策について（追加）

の説明をするので、資料の114ページをごらんいただけるか。

こちらについては、1件目については、桜ヶ丘三丁目の家庭的保育事業所から小規模保育所への移行希望の申し入れがあって、事務局として検証した上で、施設整備等も不要であり、1、2歳児の待機児童対策になることから、審議事項として提案をさせていただいたものとなる。

もう1件については、鶴牧一丁目で平成27年度に小規模保育所として開設をし、現在は分園である保育所から、令和2年4月の認可保育所への移行と、令和3年4月からは一部機能を残しつつ落合一丁目のいわゆる法務局跡地に定員拡大とともに移転したいという申し入れをいただいた。残す一部機能としては、1、2歳児の待機児童が多いことに鑑みて、0-2歳の小規模保育所として定員を確保し、落合一丁目には、移転の際に現在の40名の定員から105名に定員拡大をしたいものとなっている。

認可保育所への移行により、令和2年度から賃借料の財源確保ができるとともに、令和3年4月の落合一丁目での保育所開設に向けて、保育所職員の育成面での対応が事前に図ることができるとともに、鶴牧一丁目の今いる在園児の手続き上の移行もスムーズになると考えているものである。

子ども・子育て会議では、特にご意見なくご承認をいただいた。

そのほか、報告として、欄外になるが、連光寺の家庭的保育事業者から、唯一預かっていたお子さまが3歳に今年度末で達することから、今年度末で閉所となることを報告させていただいた。

報告事項2の説明については以上となる。

続いて、報告事項1を児童青少年課長から説明させていただく。

植田児童青少年課長 115ページを見てほしい。令和元年度児童館直接来館試行実施についてである。

児童館の利用は、基本、帰宅後にランドセル等を置いて来館することが原則だが、事前に児童館に直接来館、登録表を提出し児童は、保護者の了解のもとに直接児童館を利用することができることとする制度である。

試行実施児童館については、昨年12月議会で陳情が出され趣旨採択となった連光寺児童館と、バス通学の児童もいる小学校の地域の東寺方児童館の2館である。

2、多摩市の小学生で保護者会や通院等の理由で保護者が不在の場合、もしくは自宅が遠いため一旦家に帰ると来館が困難な場合や児童館事業へ直接参加する場合を対象としている。

3、児童館だよりや市ホームページで周知するとともに、両児童館で矛者説明会を行い通知する。

4、利用上のルールだが、事前に登録表が必要だということと、来館するときに利用届を提出してもらう。登録の状況は、小学校に情報提供をすることと、下校時間までの緊急時及び災害時等の対応は、小学校の対応に準ずる。あとは基本的に記載のとおりで、通常の児童館利用時と同様だが、保険の対象にならない事象があることの注意書きを記載している。

試行実施期間は、昨日、9月17日火曜日から今年度末の3月31日までを設定している。

試行後の対応ということで、試行実施期間中に内容についての検証を行う。利用実態の把握や業務量などを行って、本格実施に向けての必要性の有無等、施設面、職員体制などを検討することとしている。

以上である。

室井子育て・若者政策担当課長 続いて、報告事項2の子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書について説明をさせていただく。資料については、会議で使用したものは未定稿ということで、今、微修正をして最後の確認作業をしているので、後日、報告書が完成次第お配りをさせていただく。本日は、資料なしでご説明でご了承いただくようお願いする。

子ども・若者の健やかな成長のための施策について検討するための報告をもらうために設置をした。懇談会のほうから報告書について、8月20日に最終回の第6回を開催した。報告書は、6名の専門家の意見をもとに、ライフステージによって途切れることのない支援、学校や家庭以外の居場所や、先生や家族以外の親しみの持てる人との関係づくり、子ども・若者が困難を抱えたときに状況を見立てられる専門家、子どもの人権の理解や参画の重要性などの意見とともに、それらの取り組みを進めるための組織の提案や条例制定についても述べられている。

イラストなど、細部の修正をしている。完成次第お配りした際には、ご

高覧くださるようお願いする。

庁内でも、この報告書の提案についてどのような取り組みを進めていけるか協議をしていく予定としている。

報告事項2の説明は以上となる。

また、次第のその他のところで、こちらも資料はないが、1点、報告を会議でさせていただいた。昨年6月に導入をした未就学児向けのイベント等の情報を取得しやすくするためのアプリであるマチカゴになるが、来年6月末をもって終了することが事業者のホームページで8月27日に公表されたことをご報告する。

説明は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

大くま委員 第3回の令和元年度以降の待機児対策について（追加）という資料についてだが、資料でいうと114ページ。分園の認可保育所化をして、その後、また認可保育所として定員を拡大しながら移転する。それに伴って、その場所は小規模保育所という形で残る。規模は、鶴牧一丁目というところで見ると変わるが、同じ場所で想定しているのか、鶴牧一丁目という枠の中で検討しているのか、確認したい。

室井子育て・若者政策担当課長 今、分園として使っている設備をそのまま使って、令和3年4月以降は小規模保育所として、もとに戻る形で開設をすることになる。

大くま委員 わかった。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

12、子育て総合センターの名称変更について、及び13、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について、市側の説明を求める。

角谷子育て総合センター長 よろしく願います。

まず最初に、子育て総合センターの名称変更について説明する。

現在、多摩市立子育て総合センターという名称になっているが、多摩市子ども家庭支援センターへの名称変更を、今、検討している。変更予定日は来年度、令和2年4月1日を予定している。

子育て総合センター及び子ども家庭支援センターの変遷について簡単にご報告させていただく。

東京都においては、国に先駆けて、身近な市町村が子どもと家庭への相談体制を充実していく必要があるということで、整備を平成7年ごろから図ってきた。平成16年に児童福祉法の改正があって、子どもと家庭への相談は一義的には市町村の役割だと法の中でも明記された。それを受けて、平成16年7月に、東永山複合施設内に子ども家庭支援センターということで開設をしている。

次に、平成21年11月に、現在の多摩幼稚園跡地である豊ヶ丘一丁目に移転をして、子育て総合センターと改称している。この子育て総合センターという、今現在施設が建っている土地は、地元の方のご協力のもと、お隣の八幡神社と土地交換等がされて、かなり地域の方のご協力があって建っている施設である。当時、一部の地元の方から、子どもや保護者の、多摩市の方が全ていろいろな形で利用がしやすいようにということで、総合的な子育て支援施設をご希望されたということで、名称も子育て総合センターとなった経緯がある。

そこで、今回、名称変更の検討に至った経緯をご説明させていただく。

都内の区市町村における子どもと家庭に関するあらゆる相談、イコール児童相談というものは、都内の中では、一般的な名称では、子ども家庭支援センターという名称となっているが、多摩市にはそういう名称がないので、そういう機関が多摩市にはないのではないかというおそれがあると同時に紙面や関係機関の方がいらっしゃった際にわかりにくい状況になっている。東京都の児童相談所の役割分担においても、都の児童相談所と各市の子ども家庭支援センターという名称になっているところもある。そのため、26市の中でも、今現在、多摩市以外の25市は全て子ども家庭支援センターという名称になっている。

それとあわせて、昨年、多摩市議会でも、平成30年9月及び31年3月、それと決算審査における議会の評価の中でも、一般名称である子ども家庭支援センターに変更を検討すべきではないかというご意見をいただいている。それにおいて、先ほど申したように、答弁のほうでも、地域の方の意見を聞いて変更も含めて検討していきたいということでお話をさせていただいた結果がある。

それで、変更するかどうかも含めて、7月から8月にかけて、地元の方、及び八幡神社の総代にもご相談をさせていただいた。名称変更については、今、そういう状況であれば、子ども家庭支援センターに変更ということはご了承いただいて、実際今行っている事業等は変更せずに、多くの市民の方が使えるようにということを意見としていただいている。

そういうことで、本日、こちらにご報告をさせていただき、今回、今後変更に伴う影響としては、こちらが条例設置となるので、多摩市立子育て総合センター条例の一部改正及び関係する例規もあるので、変更が出てくる。それから、機関名となっているので、組織名称の変更がある。それと、相談機関なので、あらゆる印刷物、パンフレット等で変更等への対応が必要となってくる。それから、看板や誘導するためのサイン、そういったあたりの変更も、今後、随時行っていく次第である。

今後のスケジュールについては、本日ご相談をさせていただいて、ご承認いただいたら、この後、11月の子ども・子育て会議にも報告して協議いただき、12月の議会で条例の改定の上程をさせていただきたいと思う。4月に条例施行で名称変更して、広報等で市民に周知及び看板等も変更を随時していく予定にしている。

ただし、名称についてはたまっこという名称が市民公募でついているので、そちらは引き続き今後も使用する予定となっている。

名称変更については以上になる。

続いて。

いいじま委員長 お願いします。

角谷子育て総合センター長 それでは続いて、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報提供等に関する協定」の締結についてご説明させていただく。

児童虐待防止のための協定締結先としては、多摩中央警察署という形になる。当初、警視庁のほうから、各警察署へ、地元の自治体との協定を結ぶように通達もあって、平成31年3月に多摩中央警察署のほうから、協定締結に向けて申し入れがあった。それで協定を検討してきた。

その背景として、締結の趣旨について少し簡単にご説明させていただく。

平成16年の児童福祉法改正において、多摩市においても子ども家庭支援センターを設置したり、それから平成18年5月には児童福祉法における要保護児童対策地域協議会を子育て総合センターに設置をして、関係機関と要保護児童等について適切な支援を図るための情報提供を行いながら虐待の未然防止及び早期発見にも努めてまいった次第である。

ただ、昨年、平成30年3月に発生した目黒区の死亡事例に際して、平成30年度7月20日付で、児童虐待防止対策に関する政府の関係閣僚会議の中において、児童虐待防止対策の強化における緊急総合対策が出されて、その中で児童虐待の再発防止、関係機関との連携強化が挙げられた。

その後、幾つか閣僚会議からも3回ほど連携強化のための対策が挙げられている。

さらに中段にいくが、児童虐待対応について、警察との連携強化ということで、昨年7月20日付の厚生労働省の通知等があって、さらなる警察の情報提供強化に一層取り組むことということで、昨年から国及び都のほうから、児童虐待の再発防止対応策について、あらゆる通知等が出された経過がある。

それらのことを含めて、及び警察のほうから申し入れがあったので、連携強化をして児童の安全確保をさらに最優先に対応するというので、今回、多摩中央警察署と未然防止と早期発見をさらに充実させるということで協定の締結を考えている所存である。

協定書の内容については、1から6の情報の共有、それから警察から子育て総合センターへの照会、情報共有、子育て総合センターが逆に警察への照会、情報提供、それから情報管理、法的根拠、申し合わせ事項等の見直し等が記載されている。

近隣市の状況についても、今年8月13日現在であるが、26市のうち

18市が既に警察との締結をしていて、残り8市も随時締結に向けて検討している所存と聞いている。

今後のスケジュールになる。本日、常任委員会にご報告させていただいて、今後の予定として、10月2日に多摩中央警察署と多摩市の協定締結を予定している。11月には、子ども・子育て会議に報告を予定している。

説明は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、12、子育て総合センターの名称変更について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、13、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について、質疑はあるか。

岩崎委員 この自治体と、例えば日野市だと日野警察署とが提携している状況だと、今度、多摩中央警察と日野警察署の連携というのものもあるのか。

角谷子育て総合センター長 私どもも、警察の連携は、地元の所管の警察署の連携となっているので、多摩中央警察が連携されるのは多摩市、もしくは稲城市という形になる。

岩崎委員 そうすると、いろいろなところと連携されないよさと、他の自治体の情報が必要なときはある、そういう可能性はあるのか。

角谷子育て総合センター長 必要時、多摩市だけでは対応できない場合は、所管の多摩児童相談所と連携をさせていただき、東京都のほうは警視庁全体との協定を結ばれているので、必要時、児童相談所のほうと連携をしながら対応していく感じである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 連携をして情報が入ってくるようになると思うが、今でも通報があった場合は、照会を2週間以内にするということか。ルールが。48時間以内にやるという形、そういうルールだと思うが、こういった形で情報提供された場合の対応も、そういった48時間というような形になるのか。

角谷子育て総合センター長 警察のほうは、子どもがいて虐待が疑われる場合は、市町村

及び児童相談所のほうにこういった形で照会をとられて、そこからまた48時間という形では発生する。

私どもも、警察に連絡をとる場合は、既に要保護児童対策地域協議会で登録しているお子さんについて、必要時、警察がかかわった情報を聞いた場合に、どのような形でかかわられているかという形で、子どもの安全のために情報を出していただくので、そちら側の48時間は関係する場合と関係しない場合、両方ある。

大くま委員 わかった。情報によってどういう扱い方なのかが変わってくると。ただ、情報が入ってくるようになれば、当然、大変になるだろうと受けとめているので、感想だが、そういうことで。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 連携と共有は違うと思うが、共有というのは、どの程度で、どう共有されるのか教えていただけるか。

角谷子育て総合センター長 情報の共有という意味では、警察は24時間365日動いている形になるが、多摩市の中でも年末年始等対応できない時間帯もあるので、あらかじめしばらく対応できないときには、幅や可能性があるという関係がある場合と、事前に情報入れて、何かあれば対応していただくように情報提供していく場合もあるかと思う。

本間委員 それは、特別なときということだと思うが、日ごろの情報というのを全て警察に共有するのか。

角谷子育て総合センター長 あくまでも全ケースということではなく、協定書の中の申し合わせ事項の中も、あくまでも子育て総合センター長が必要と認めたものということで、情報の開示についてはかなり慎重に必要なケースのみという形で対応する。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 この連携によって市への連絡が急激にふえた場合、市として人材的に対応できるのか。

角谷子育て総合センター長 この協定に伴って、急激にふえるというものは想定していない。既にもう市のほうでかかわっている要保護児童対策地域協議会の案件で警察案件にもなっているということで、警察との情報を、かかわりを確

認させていただくことになるので、それに伴って件数が増加するものは想定はしていない。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

14、令和2年度に向けた学童クラブ待機児童対策について、15、令和元年度学童クラブ8月一時入所状況について、16、令和元年度ランチタイム事業の状況について、市側の説明を求める。

植田児童青少年課長 令和2年度に向けた学童クラブ待機児童対策についてである。

1、新設(移設)についてである。(1)(仮称)貝取小学童クラブ、こちらは豊ヶ丘複合施設内の豊ヶ丘学童クラブについて、貝取小学校の校庭に定員を拡大して移設するものである。

(2)(仮称)南鶴牧小学童クラブ第二ということで、こちらは南鶴牧小学校の教室を活用し運営をしている南鶴牧小学童クラブ分室について、南鶴牧小学童クラブを増設した(仮称)南鶴牧小学童クラブ第二に移設するものである。

2、(1)のランドセル来館である。こちらのほうは、従来どおり待機児童が発生したエリアにおいてランドセル来館を実施するものである。

(2)児童館直接来館、こちらについては、先ほどご説明したとおりの試行実施をする。

3、条例改正についてである。令和元年第4回市議会定例会において学童クラブ条例の一部改正を提出する予定である。

(1)名称：貝取小学童クラブということで、こちらは多摩市貝取三丁目9番地になる。

(2)は南鶴牧小学童クラブ第二ということで、こちらは多摩市鶴牧5丁目43番地になる。

4、(仮称)貝取小学童クラブと(仮称)南鶴牧小学童クラブ第二の建設工事費については、平成31年度当初予算において予算措置済みである。

こちらの説明は以上である。

続いて、令和元年度学童クラブ8月一時入所状況についてである。

こちらのほう、表になっていて、下の合計の欄をごらんいただければと思う。学童クラブ全体の受け入れ定員ということでは1,861人だが、8月一時の増枠数ということで、こちらが37人分の増枠をしたところである。これに伴って、8月一時入所者ということでは、こちらの右端の計をごらん願う。空き定員も含めて入所した方が65人である。そのうち、増枠分で入れた方が18人という結果になったところである。

こちらについての説明は以上である。

続いて、令和元年度ランチタイム事業の利用状況についてである。

待機児童対策として、8月一時入所の定員増を実施したところだが、待機児童を全て解消する状況ではないため、ランチタイム事業ということで実施したものである。

目的としては、親の就労中、長時間児童館で過ごすこととなる夏休み期間中のランドセル来館登録者に対する出欠の確認により、当該児童の所在の明確化を図ることと、また通常の来館時間前の児童の受け入れにより一層の児童の安全を図るものとしている。

②学童クラブ待機児童のうち、児童館でのランドセル来館を登録している児童を対象者としている。

③実施場所ということで、ランドセル来館実施児童館は、一ノ宮、東寺方、連光寺、落合の4館となっている。

④対象者の事前の出欠情報に基づく出欠確認、及び昼食時にランチスペースを用意し、持参したお弁当と水筒で昼食を集団でとるということを内容としている。

そして、各児童館の開館時間の30分前より受け入れるということで、一ノ宮児童館を除いてそういった対応を行っている。

⑤7月22日から8月31日までのうち、該当小学校の夏期休業期間中を実施期間としている。

下の表をごらん願う。利用者の実態である。合計の欄をごらん願う。申し込み者数は10人、合計であった。実施日数は、延べ日数で104日となった。延べ利用者数は68人ということで、うち開館前に受け入れした

方は11人ということである。

こちらについての説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、14、令和2年度に向けた学童クラブ待機児童対策について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

次に、15、令和元年度学童クラブ8月一時入所状況について、質疑はあるか。

大くま委員 8月一時入所の増枠数という部分だが、ここをぱっと見ていくと、豊ヶ丘が少し突出して多いかと思う。これは何か理由があるのか。

植田児童青少年課長 豊ヶ丘学童クラブについては、今現在、直営で行っている唯一の学童クラブであって、こちらは市直営というところもあって、多少増枠をふやして行っているところである。

大くま委員 たしか移転することになると思うが、そうすると、直営を維持するわけではないのか。

植田児童青少年課長 こちらのほうは、先ほど申し上げたとおり、貝取小学童クラブというところで移設をする考えで、直営ではなく委託と今考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 すまない、私が理解できなかったが、表の一番右下のうち、増枠分のこの18名というのをもう1回説明としていただけないか。

植田児童青少年課長 上の65人というのが、空き定員も含めて入れた65人で入所した数だが、これが37人分を増枠したから入れたという数が18人ということであって、それぞれの学童クラブで、例えば3や13という形で増枠をしているが、その増枠をしたことによって入れた数ということなので、これが増枠しなければ、この18人は入れていなかったという結果になるということである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

16、令和元年度ランチタイム事業の状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、17、令和5年以降の成人式対象年齢等の決定について、市側の説明を求める。

植田児童青少年課長 令和5年以降の成人式対象年齢等の決定についてである。

平成30年6月13日に民法の一部を改正する法律が成立し、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、現行の中学3年生が法施行後初めて18歳の成人年齢となる。

そこで、現中学3年生に実施した成人式についての意識調査結果がまとめられ、次のとおり決定したものである。

まず最初に、四角囲みの中をごらん願う。こちらのほうが成人式についての意識調査の結果である。調査対象は多摩市内の中学校9校、中学3学年の全クラスの生徒である。6月14日から6月28日まで調査期間を要し、回収結果としては、配布数が978、回収数は785ということで、回収率は80.3%という結果であった。

質問としては、多摩市では成人式の対象年齢について現行の20歳のままで実施する方向で検討している。このことについて、1から3のいずれかに丸をつけてほしいというところでは、1の現行の20歳のままでいいという回答が688あって、87.6%の方がここを選んだ。その理由は、以下のうちどれかという問いに対しては、1の18歳だと受験や就職に重なる時期だからということで回答数が513あって、74.6%の回答を得た。

②の20歳の時点での成人式の名称、こちらの名称変更について、1か2のいずれかに丸をつけてほしいという質問に対しては、1の「成人式」のままでいいということが、回答数が655あって、95.2%の回答率であった。

こちらを受けて、次に、黒丸のところを見てほしい。四角囲いの上のところだ。令和5年以降の成人式の対象年齢を20歳とするということと、もう1つ、令和5年以降の式の名称については、今回の結果を踏まえつつ、詳細について、成人式実行委員会の中で協議して決定をするということを決定了ものである。

なお、今年度中をめどに教育委員会などと調整しながら関係者の方々に周知を図っていく予定である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 これは、学校で配って調査をお願いしたということか。

植田児童青少年課長 教育委員会の協力を得て、各学校に配布をして配って回収したものである。

岩崎委員 保護者等ではなく、本人に聞いて、すごい自分事と思えたのではないかと感じて評価したいところだ。

これを、先ほど今、関係者にお返しすると言ったが、回答した中学生に、こういう結果になったのでこうすると伝えていくのは、どういう方法で伝えるのか。

植田児童青少年課長 1点、先ほど委員のおっしゃられた、本人の方というよりは、これ自体は、一度家に持って帰って、保護者の方とも相談しながら決めて回答してほしいということは申し上げたので、その辺のところはご理解をいただきたいと思う。

また、関係者の方に周知というところだが、この結果については、校長会を通じて各学校にはお知らせしたところだが、今後、現中学3年生というところ等、そういったところについては、教育委員会などとも調整をしながら、こういった伝え方がいいのかというところは検討していく必要があるかと考えている。

岩崎委員 ぜひ、せっかく家に持ち帰ったにしても、本人も入ったの回答だったので、返してほしいと思う。

それと、中学生であっても、一番多かったのは受験と重なるという回答

だが、経済的なものが1割を占めているところで、いろいろな意味で中学生もそこに気を使っている部分も、教育委員会と一緒に理解していただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 当事者の方にアンケートをとって、こういった結果になったということだが、当然、今15歳の方たちは、これまで15年間成人式は基本的に20歳で成人式と呼ぶ環境の中で育ってきたの受けとめだと思うので、今後、変わっていけば、当然見直しが必要になってくることもあると思うが、そういったものは、例えば何年おきに検討していくとか、毎年確認するとか、方法はいろいろあると思うが、そういったことについては、今、どうお考えなのか。

植田児童青少年課長 今の段階で、そこまでの議論で検討はしていない状況だが、もちろんこれから数年後、あるいは十数年後ということで、時代がまた変わっていけば、そういった見直しが必要な時期も来るかもしれないので、そういったときにはまた改めて考えていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

この際、暫時休憩する。再開は5時30分とする。

午後 5時14分 休憩

午後 5時30分 再開

いいじま委員長 それでは、引き続き協議会を開催する。

18、旧多摩聖蹟記念館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び19、多摩市古民家の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、18番、19番について一括しての説明である。これは、内容は同様ものであるので、一括で説明をさせていただく。

資料は、文化財施設の予約割引についてという表題になっているかと思

う。これらについては、旧多摩聖蹟記念館、それから古民家の使用料について、一定の条件の中で割引を規則の中でさせていただくことを行うということである。

内容については、藤田文化財担当課長から説明する。

藤田文化財担当課長 よろしく願います。

では、協議会日程第18、第19の提案の内容について、一括してご説明申し上げます。資料をごらん願う。

案件については、1のところでお示しさせていただいているが、本案は旧多摩聖蹟記念館と多摩市古民家について、それぞれ管理運営に関する条例施行規則の一部を改正するものである。

次に、概要である。2のところでお示しさせていただいている。令和2年4月1日付実施の施設使用料の改定にあわせて、柔軟な料金設定の考えのもとで、旧多摩聖蹟記念館と旧富澤家、旧加藤家の古民家の使用料について、新たに早期割引と直前割引を設定するものである。

早期割引については、利用日の6カ月前から2カ月前にご予約をいただいた場合、通常の使用料より25%の割引をする。また、直前割引については、利用日の6日前から4日前のお申し込みについて、通常の使用料より50%の割引をする。

早期割引と直前割引の内容だが、3の予約割引内容等の表のところでお示しさせていただいている。

なお、表の中の3月案のところだが、これは当初、3月に条例改正の最終案をお示しした際に想定した割引後の金額であった。このときは10円以下の端数を切り上げた金額設定だったが、このほど、規則を改定するに当たり、端数を切り下げた金額として設定を行わせていただくものである。

以上、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、18、旧多摩聖蹟記念館の件について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、19、多摩市古民家の件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、20、多摩永山中学校体育館へのエアコン設置状況について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、20番である。資料はグラフがたくさん出ている資料で、件名と同じ多摩永山中学校体育館へのエアコン設置状況についてというものである。

本件については、この8月に工事が完了した多摩永山中の体育館へのエアコンの作動の状況というのか、気温をはかったりといった状況がある。そこについてのご報告という内容である。

なお、本件については、現場のほうへ委員の皆様方にも順次足を運んでいただいたりということでごらんいただいている案件である。

内容については、鈴木教育振興課長から説明をする。

鈴木教育振興課長 それでは、ご説明申し上げます。グラフをごらんいただきながらと思う。

去る8月28、29、30日の3日間で、議員の皆様には内覧をいただいた。それに先立ち、こちら、グラフのちょうど真ん中ぐらいのところに、グラフとグラフの間に測定日と外気温、あるいは最高気温、最低気温という形でその日の状況を設定、書かせていただいている。グラフは、上から4段に構成しているが、左側のグラフが気温、寒暖計というか、温度をあらわしているものである。右側のグラフが湿度をあらわしているものなので、左右一対でごらんいただく形になる。

一番上段のAパターンについては、従来、いわゆるエアコンがついていない状況で生徒さんたちが使用される場合、窓、あるいは扉を開放して使ったときに外気温、あるいは体育館の中の温度の変化を測定したものである。左側の気温の寒暖計のほうだが、青いグラフが外気温、体育館の外で測定したもの。それから赤いグラフが、アリーナの中心温度と書いてあるが、要は体育館の大体ど真ん中、こちらで床面から若干上がったところで気温を測定しているものである。グリーンのグラフについては、室内機の

前5メートル程度のところということで、一番上のパターンではエアコンを作動させていないので、ほぼ赤とグリーンのグラフが重なっている状況である。右側のグラフは、やはり青が外気の湿度、赤がアリーナの中心ということで、体育館の中の湿度の推移をあらわしている。

この後、2段目、3段目、4段目と、B、C、Dと3つのパターンで気温の測定をしているが、まず2段目のBパターンについては、午前中はエアコンの動作はさせずにお昼から作動をさせた状況である。12時までは気温がウナギのぼりに上がっているの、一番下のところにグラフのそれぞれについているが、WBGTとあるが、体育館でごらんいただいた温度と湿度がクロスする形で、運動するのに適しているのか適していないのか、こちらを簡易で表示したものである。エアコンをつけない状態だと、11時から危険という状況まで入るが、12時にエアコンをオンした段階で室内の温度はみるみる下がっていくということの中で、嚴重、あるいは警戒、注意まで湿度、温度ともに下がっていく状況である。

CパターンとDパターンについては、測定の方法を、窓は締め切っているが、カーテンをCパターンはあけて、外から直射日光が入る状況で測定したもの。あるいは、Dパターンは暗幕を閉めた状態で測定したものである。いずれも外気温と体育館の中の温度差に最小で3度ぐらい、最大で5度近く差がある。

今回のエアコン設置については、部活動で中学生が熱中症等による危険な状況に陥らないようにということのでつけたもので、教育委員会事務局としては、この測定結果から注意、あるいは警戒レベルまで環境を改善することができたと評価している。

ただ、議場でもご質疑いただいているが、次年度以降の中学校のエアコンの設置については、この測定結果等もまた検証しながら、よりよい運営かできるように学校側とも協議をしていきたいと考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

しらた委員 この体育館は、各学校の校長先生方には知らせたり、体験というか現状

を見てもらったりしたのか。

鈴木教育振興課長 議員の皆さんにご案内したのが引き渡しの翌日であった。まさに今運営をしているので、これから中学校の校長会の先生方には内覧いただくことも検討していく予定である。

しらた委員 一番暖かいというか、暑いときに見てもらうのが必要だったのではないかと思うが、これから体育館、どんどん涼しいときに校長先生に見ていただいても、校長先生が現場の責任者だろう。その方になぜ最初にご連絡や内覧会をしなかったのかお聞きする。

鈴木教育振興課長 十分な対応でなかったのかもしれない。ただ、各学校の校長先生方との今後の調整については、実際の運用のルールの中で、多摩永山中学校で現在使っていただいている状況についても、多摩永山中学校の校長、副校長、あるいは部活動の指導に当たっている先生方からの意見等も集約しながらと考えているので、まずは予算の議決をいただいたことも含めて、議会の皆さんにご案内をさせていただいた状況である。

しらた委員 あと1点、この体育館の冷暖房負荷計算をしたと思うが、その数値は幾つに値して、どういう計算をして、何馬力のものを設置したのかということがわかれば願います。

鈴木教育振興課長 先行してエアコンを設置していた調布市を参考にさせていただいたが、1平米当たり0.12キロワットで試算をしている。多摩永山中学校の体育館については、アリーナ、運動するスペース、こちらは700平米あったので、700平米掛ける0.12キロワットということで、多摩永山中学校には84キロワットほどのエアコンの能力が必要と試算をした。

今回ごらんいただいた室外機は、あれは1台で85キロワットの実力がある。室内機については1台14キロワットなので、6台掛けて84キロワットという計算で今回は設置をさせていただいた。

しらた委員 それは、調布の体育館と永山の体育館が同じものということで参考にしたのでらう。

鈴木教育振興課長 同程度の効果を期待してつけたということである。計算した。

しらた委員 どういう体育館なのか、私は調布のを見ていないからわからないが、実際見に行って、調布と同じ体育館というか、屋根もああいう鉄板1枚とい

うことで計算したのか。

鈴木教育振興課長 当時、視察に行った者に確認したが、調布の体育館はRC造ということで、多摩の体育館と全く同じ状況ではなかったと。

しらた委員 今後、何度に設定するか、建物が違うから、調布のほうを参考にしてもエネルギー的に足りないと思う。今後どうして、永山を参考にしているのか、また調布を参考にしているのか、その辺を、今後、またそれをお知らせしていただけたらありがたいと思う。

鈴木教育振興課長 基本的には、体育館での運動を禁止するレベルが35度以上だったと思っている。今回のエアコン、今お示しさせていただいているグラフの中では35度は下回るところまで効果が出ていると判断をしているので、今後、他市を参考にするというよりは、多摩永山中学校のきき具合を参考にしながら、しらた議員からも現場でも提案をいただいたが、経費、それから二酸化炭素等々も勘案しながら、例えば窓ガラスに遮熱性のフィルムを施工する等、あとは各体育館には暗幕、痛んでいるところはエアコンつける前につけかえをさせていただいているが、それを今後遮熱性のあるカーテンも今は市場に出ていると伺っているので、費用対効果も考えながら、効果の上がる方法で対応してまいりたいと考えている。

須田教育部長 補足的に申し上げるが、もともと体育館のエアコンの関係については、冷えるというよりも、冷気を少し感じられる、そして体育館の中で運動ができるという程度になるようにということを、まずは目途にということで、これは議会の中でも説明を申し上げてきたことである。

ただし、なかなか同じ環境でのものというのは他にないこともあるので、調布で例があったので、それを参考にしつつ、今回設定をさせていただいた。

結果として、多摩永山中の体育館においては、所期の目標というのは達成できると私どもは判断をした。

そういう中で、今後、他の学校へ展開していくということで、先だつての補正予算の分をお認めいただいたところである。

ただ、そうはいつでも、よりいい形でできないかということは、引き続き検討も加えながら、今後、しっかりと対応していきたいと考えている。

以上である。

しらた委員 35度とっているが、運動をしていて35度になったら、そこでとめるのか。運動をやめようとなるのか。

須田教育部長 もともと、中学校、現状でも35度を超える場合には、いわゆる運動は中止ということは、山本教育部参事の名前で各学校には通知をしているところである。

したがって、エアコンの設置云々にかかわらず、35度を超えている状況、今あるが、そういう場合には運動は中止ということで学校のほうで対応していると思っている。

以上である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 この状況は、中で運動していない、何もしていない状況での結果でよろしいのか。

鈴木教育振興課長 この測定の際には、基本は人の出入りはない状況で稼働させた状況になる。

山崎委員 それだったら、今後、大人数で激しい運動をした場合にどうなるかということも考えたほうが良いと思う。

鈴木教育振興課長 各議員にお越しいただいた日も、生徒さんと遭遇された方々もいらっしやっただかと思うが、部活動でやっていたらいる状況でも、温度は32度以下、一番ごらんいただいて暑かった日、29日の木曜日が多くの方に来ていただいたが、お越しいただいた1時過ぎは32度、4時には29度まで下がって、部活動も安全に実施ができたと思っている。

今後も、引き続き学校とその辺の情報のやりとりをしながら進めていきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

21、(仮称)多摩市新教育振興プラン策定について、市側の説明を求める。

須田教育部長　それでは、21番である。資料は、(仮称)多摩市新教育振興プラン策定方針についてというものである。

本件は、来年度から新しい教育振興プランということに切りかわる。今年度がその最終年だが、そういうことで現教育振興プランを改定する作業を今行っているところである。これについては、これまでも一定の説明は申し上げてきた部分だが、その策定方針というものについてご説明を申し上げるものである。

内容については加藤教育企画担当課長から説明する。

加藤教育企画担当課長　平成30年第4回の多摩市議会定例会子ども教育常任委員会でご説明させていただいた本プラン策定の進捗状況についてということのご説明となる。

教育基本法第17条の規定により定めている多摩市教育振興プラン(改定版)、こちらが今年度末をもって満了するので、令和2年度から2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策を推進するための10年間の計画、また令和6年度までの5年間に取り組むべき施策について示すものということで策定するものである。

本日、資料としてお送りさせていただいている策定方針に基づいて、また本年6月からの第5次多摩市総合計画第3次基本計画との整合性を図りながら、国や都の計画、市の教育等に関連する他の計画なども反映させながらの策定ということで進めている。

全体の進捗状況では、本日資料でお出しさせていただいている策定スケジュールというものがあろうかと思う。そちらでということだが、多摩市学びあい育ち合い推進審議会や、多摩市文化財保護審議会、多摩市立公立小中学校校長会に現行プランの教育目標と基本方針の意見照会を行った。教育委員会では、現行プランの振り返り及び教育目標、基本方針、基本施策の協議と、現在進めてきているところである。

今後については、11月に教育委員会で素案を決定して、素案について、先ほど述べた関係の審議会、並びに校長会への意見照会、パブリックコメントの実施などを経て2月に計画を決定していくスケジュールということで進めている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

22、図書館本館再整備基本設計について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、22番目である。資料については、本件の題名の基本設計についてというものと、概要書についてと、あともう1つ、工事費といった資料である。順次説明になる。

本件については、かねてから検討を進めてきている図書館本館の再整備について基本設計が完了したので、その概要等について説明申し上げるものである。

内容については、萩野図書館本館整備担当課長から説明する。

萩野図書館本館整備担当課長 図書館本館再整備基本設計についてご説明する。

図書館では、新たな本館を中央公園内に整備する取り組みを進めていて、ことしの2月から基本設計業務を開始した。この7月に基本設計をまとめたので、その報告をさせていただくものである。

この基本設計を取りまとめるに当たっては、2番の経緯だが、設計ワークショップ延べ115名の方にご参加をいただいた。また、市民説明会延べ96名の方にご参加をいただいた。これらの意見を参考にしながら、基本設計をまとめた形になる。

3の基本設計の概要についてというところだが、後ほど次の資料、さらにまた3つ目の資料でご説明をさせていただくが、先に4、今後の取り組みについてご説明をさせていただく。

基本設計業務を7月でまとめさせていただいたら、8月からは、より詳細な図面や各種申請図書の作成申請業務、それらを行うための実施設計を開始している。今年度中の完了を目指している。また、新たな本館の開館に向けては、図書館全体の管理運営についてやボランティアのあり方について、市民参画で検討を進めていきたいと考えているところである。

本館の再整備のスケジュール表を下に書かせていただいている。今年度末まで基本実施設計、来年度の第3四半期から建築工事を開始して、令和4年の第1四半期をめどに工事を完了して、開館準備作業、令和4年の第3四半期に開館を迎えたいと。秋に開館を迎えたいと考えている。

それでは、次の2つ目の資料だが、基本設計概要書をお開きいただけるか。

1ページをおめくりいただき、2ページ目をお開き願う。中央図書館のコンセプトだが、知の地域創造に寄与する図書館ということで、施設計画については大きく3点定めている。地形に沿った建物配置ということで、まずは建物を地形に沿った配置として、中央公園の園路に沿った形、さらに低く抑えて公園になじませるといふこと、さらに3として、道路とレンガ坂をつなぐ図書館という形の想定をしているところである。

また、次の公園とまちをつなぐ図書館で、俯瞰した絵をご用意させていただいているが、パルテノン多摩、大池、さらには富澤家、左側にグリーンライブセンターもあるが、そちらと連携する形で面として連携していく形の中で中央図書館をここに整備したいと考えているところである。

また、「知のひろば」をつくるということだが、ICTの積極的な活用や、メインカウンターとは別に複数のサテライトカウンターを設けることで、市民や企業によるミニレクチャーや自動貸出機、あとはイベントなどのテーマ配架なども行っていきたいと考えているところである。

また、右上のところ、環境配慮についてということをご確認いただけるか。この中央図書館では環境配慮を積極的に進めて、建物の一次エネルギー消費量を半減させるZEB Readyを目指している。このZEB

Readyを目指すに当たっては、建築的手法、設備的手法をさまざま取り入れていく想定である。また、創エネルギーとして太陽光発電も入れ込みたいと考えている。また、防災については、災害時の帰宅困難者の受け入れスペースを用意したいと思っている。また、バリアフリーについても、各種法令にのっとり対処したいと考えている。

おめくりいただき、次のページをあけてほしい。3ページになる。

左上のところ、敷地・建築概要というところである。その右側の表だが、

延べ面積、今回5,495平米という形である。この基本計画の中で5,500平米を上限として考えていたので、今回、5,495平米とさせていただいている。また、階数については地上2階、地下2階である。

左下の絵だが、配置計画である。敷地の中で建物を中央公園の大池に面したところの園路に沿った形で円弧状の形の建物としている。こちらは、北側の緑の車路を残してほしいという意見が市民の方々からあったので、このような配置としている。また、車両の線が青い点線になっている。歩行者の線が赤い点線である。地下2階からは、中央公園通りから車が入っていける形、またレンガ坂や公園からも歩行者が入っていける、3ルートから入っていけるような建物配置を想定している。

このページの右上の内部動線計画をごらんいただけるか。赤い実線がまず利用者用のエレベーターである。赤い点線が1、2階をつないでいるが、利用者用の階段になる。この階段を3カ所設置して、建物内、1、2階の間の回遊性を高めたいと考えている。また、紫色の実線については、職員のエレベーター、さらに紫色の点線は職員用の階段になる。職員と利用者の動線を分けることで効率的な運営を目指していきたいと考えている。

おめくりいただき、次のページ、04ページをお開き願う。

こちらに細かな平面計画を載せている。まず、左上の2階平面図をごらんいただけるか。このフロアは、広場のような一般開館を目指しているフロアになって、面積が1,800平米、蔵書数が8万冊、席数350席ということである。真ん中に大階段を用意していて、1、2階の間をつなぐ形で想定している。また、上側だが、子ども開架や一般開架を用意して、親子の利用がしやすい形を想定している。また、奥のほうにお話し室や靴脱ぎスペース、子どもさんが利用しやすい場所をしつらえる想定である。

また、下のほうになるが、市民活動室をご用意して、またラーニングコモンズといって、四、五人が議論しながら、話し合いながらというスペースもご用意したいと思っている。

また、円の中にサービスデスクがあって、そのあたりにパートナーズスペースというのもご用意している。パートナーズ、ボランティアの方々が活動しやすい場所として、こちらの場所をご用意したいと考えているとこ

ろである。

また、右上の絵に移っていただけるか。1階平面図になる。1階は、静寂な一般開架という位置づけである。専門的な資料や知的な一般書、行政資料等も用意したいと思っている。こちらは、面積は1,850平米、蔵書数が17万5,000冊、席数200席ということ想定している。真ん中のステッププラザがあるが、その上側が一般開架として通常の書架がたくさんあるようなスペース、さらに奥にいくと、静寂読書室とって、静かな環境で読書ができるスペース、またグループ学習室もご用意する。

また、下側のほうになるが、参考資料や郷土資料をこちらのほうに置く想定だが、その奥にも静寂読書室をご用意する想定である。

また、ステッププラザのすぐ左側のところだが、予約本コーナーとある。こちらは、予約した資料を自動で貸し出しできるコーナーもご用意したいと思っている。このコーナーを図書館の開館時間の前、そして後に長く開館して、こちらのコーナーを利用していただくことで、利用者が利用しやすいような形で用意したいと思っている。

また、左下の図が地下1階の平面図である。こちらは、事務室と閉架書庫、さらに事務室の横にはスタッフラウンジなども用意して、職員の職場環境にも配慮したいと考えている。

また、右下の絵、こちらが地下2階の平面図となるが、思いやり駐車場や公用車の駐車場、あとは作業スペースや配本ヤード等も用意する想定である。

おめくりいただけるか。最後のページになるが、こちらは立面計画と断面計画になる。公園の中になじむ設計ということで、低い建物を想定している。また、右下の絵だが、レンガ坂から見える図書館のイメージということでご用意させていただいている。

最後に、3つ目の資料、図書館本館再整備事業工事費というものをお開きいただけるか。事業工事費についてご説明をする。

まず、この表の見方だが、左列に本体工事として、その内訳を書かせていただいている。図書館建築5,500平米、本体工事費から本体に加算される工事費や外構造園工事費、特注家具サイン工事費といろいろある。見

方だが、その右側に基本計画時点ということで、昨年の8月に基本計画を定めた時点で算出した金額、これが39億4,900万円という形である。

今回、基本設計の時点で算出した金額があるが、一番上のところにあるが、42億5,900万円ということで金額が上がっている。また、太陽光パネル設置工事費というのが左下にあるが、こちら8,400万円がある。今回、基本計画の時点ではZEB Readyについて、環境配慮についてはさまざま検討していきたいと考えていたが、ZEB Readyまで目指すということまで基本計画の時点で盛り込んでいなかったが、今回、基本設計の中で、このZEB Readyを目指すという方針を固めて、その金額を計算したところ、ZEB Readyの追加工事費として、こちらに3億1,000万円、さらに太陽光パネルの設置工事費として8,400万円ということが加算されて、合計して、下のところだが、43億4,300万円ということで、3億9,400万円のプラスということを想定している。

ZEB Readyについては、50%の削減ということだが、CO2の削減量についても半減すると。CO2も半減させていく想定である。

また、ZEB Readyの実現のためには、さまざま追加工事と太陽光パネル設置費があるが、国の補助金も見込まれていて、最大で2分の1程度を想定している。

ご説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

岩崎委員 このZEB Readyというのは、年間通して削減されるものなのか。

萩野図書館本館整備担当課長 電気使用料を半減させる計算、計算値だが、半減するという事なので、通年削減できるものと考えている。

岩崎委員 それと、引っ越し期間というのがあると、その間は図書館は閉鎖という考え方か。

萩野図書館本館整備担当課長 議員のおっしゃるとおりである。ただ、今、その引っ越しの期間や作業量について詳細に検討しているところである。なので、今何カ月閉鎖をするということまでではご説明できない状況である。

岩崎委員 部屋の見取り図の中で、へなそうるの部屋があったが、それはどういうものなのか。

萩野図書館本館整備担当課長 現在の図書館本館にもへなそうるの部屋があるが、渡辺茂男さんとその息子さんの鉄太さんという児童文学者の方の著書、『もりのへなそうる』という作品が有名だが、そちらを中心に、茂男さん、さらには息子さんの鉄太さんの作品を置かせていただいているコーナーである。渡辺茂男さんは多摩市に住んでいた方、その息子さんも多摩市で育ったという形になる。

岩崎委員 知識がなくて、ありがとう。

 その下に、図書館閉館時でも利用できるエリアとあるが、それは図書館が閉まっていなくてもという意味なのか。

萩野図書館本館整備担当課長 ご説明が足りなかったかもしれない、濟まない。2階の平面図と1階の平面図、それぞれあるが、セキュリティラインを用意している。このセキュリティラインを閉じることで、図書館自体は閉まっているが、例えばトイレや階段やエレベーターや、先ほど申し上げた予約本コーナーや、そういうところは時間を一定程度区切って開いていきたいと。それを部分開館と我々呼んでいるが、そのような時間帯を設けていきたいと考えていて、今後、開館時間の検討とあわせて、この部分開館時間についても図書館のひらく前何時間にするのか、閉じた後何時間にするのかについて検討していきたいと思っている。

岩崎委員 あと1点、すまない。

 先ほどくらしと文化部のパルテノンのところでも少しお聞きしたが、オルゴールをある程度預かるといのか置くということになると思うが、今のこれだけ詳細な間取り図の中でどの辺というのは大体決まっているのか。

萩野図書館本館整備担当課長 今のところ、2階に置く想定で、台数については、今、仮で2台と想定しているが、どの機種をというところまでは詰まっていないが、また台数も2台ではなくて今後どうなるかわからないが、2台を想定している。

 場所だが、まずは2階のエレベーターがあるが、エレベーターのすぐ後ろ側に、1つ四角い場所があるかというところと、あとはへなそうるの部

屋のあたりに1つ置く想定である。計2台を図面上仮置きしている状況である。

ただ、動かせるしつらえを想定しているので、ここに必ず置かなければいけないとも考えていない。

岩崎委員 パルテノンの方と連携しながらやっていただくことになる。よろしく願います。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 障がいをお持ちの方の対応などはどういうことを考えているのか。

萩野図書館本館整備担当課長 基本設計の中では、例えば車椅子の方だと本棚の間を通りづらいことがある。そのため、本棚の間を広くとって、車椅子の方が通っても、さらに人とすれ違えるような書架の間を設計の中で用意している。書架と書架の間を180センチとしている状況である。

また、展示ブロックや館内にもカウンターまでしっかり用意したいと思っている。

しらた委員 具体的に。

萩野図書館本館整備担当課長 さまざまな対策があるので、例えばエレベーターを利用される方、車椅子もエレベーターを利用しやすいような形、さらには地下には思いやり駐車場を用意しているので、そこからエレベーターで1階、もしくは2階に上がっていただければと思っている。

しらた委員 濟まない、私の聞き方が悪かった。例えば聴覚障害者の方や視覚障害者の方だったら、今、いろいろある。そういうことは配慮しているのかというところをお聞きしたかった。

萩野図書館本館整備担当課長 先ほど、視覚障害者の方は点字ブロックをということを想定しているというお話をさせていただいたが、点字ブロックで、少なくともカウンターまでは行ける形を想定している。

また、カウンターで職員に声をかけていただくことで、また職員も気づくという中でご案内を丁寧にしていければと思っている。

しらた委員 図書館だから、本をどういふものにするのかという。図書館として障がい者の方々にも本をお借りする本があるのか等、聴覚障がい者の方にはフラットループといって音が出る等、そういうのをどうしているのかという

ことをお聞きしたかった。

横倉図書館長 障がい者サービスのお話というところで、まず私のほうから説明させていただきたいと思う。

図書館の障がい者サービスとして、今、永山図書館で中心で行っているが、点訳、点字に訳した図書、それからあと音訳、本を音にしてテープにとったり、デージー図書という形でもやっているが、そういった図書、それからお子さま向けには、布の絵本とあって、布でつくった絵本で、それをさわることによって物語がわかる、そういった布の絵本、それからLLブックとあって、優しく、例えば昔話でも優しい内容にした絵本などもある。

そういった障がいのある方向けの図書というものの、またサービスがいろいろあるので、そういったものは、永山図書館のほうにも今利用している方がいるので、そこにも機能は少し残しつつ、この中央館のほうでも展開をしていきたいと思っている。

それについては、この平面計画の中でいうと、1階の部分である。1階の部分で、サービスデスク総合案内のカウンターとサービスデスクというのがあるが、障がいをお持ちの方は、まずここに、ここまで来ていただければ、ここは視界も広がっているので、こちらで職員のほうが障がい者サービスができるコーナーに案内をして、朗読室もあるかと思うが、図書館、対面朗読をやっている。そういった対面朗読だったり、今私が説明したような図書もあるので、そういったもののサービスなどもご案内しながらサービスはやっていきたいと思っている。

須田教育部長 実際に障がいをお持ちの方が、より利用しやすい形、これは障がいの内容によってもサービスの内容が異なってくる。それから、障がいの多さなどによっても、どこまで施設として対応できるかということ、これについては課題も実際あると思っている。

そういう中で、例えば聴覚障がい者の方で、何がお困りなのか、そのためにはどういう設備が必要なのか、また視覚障がいの方は点字ブロック等もいろいろあるが、音での誘導というのがどうなのか。そのあたりのところについては、まだまだ明確に深まった形ではないが、今後実施設計を行う中、あるいはいろいろな検討の中で、そういったものをどこまで対応で

きるかということはさらに詰めていきたいと思っている。

しらた委員 あと、市民説明会のご意見はどう整理をしているのか。私が聞きに行っていたときは、もう少しゆっくり進めてもらいたいところもある等、言っていた市民の方がいたと思うが、その辺はどう今後対応していくのか。

萩野図書館本館整備担当課長 市民説明会でいただいたご意見についてと、その回答については、ホームページでも公開をさせていただいているが、順を追ってしっかり説明をしながら丁寧にこちらの設計に反映してきたつもりである。

 その中で、取り組むべきところはしっかり取り組んで基本設計に反映してきたところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 今この断面図を見ていて思ったが、この大池の池の高さを考えると、想定外の大きな台風や大雨等来たときに、この池があふれて全部図書館に水が流れ込むようなことはきちんと考えられているのか。

萩野図書館本館整備担当課長 図書館2階のフロア等、池よりもかなり高くはなっている。何センチという正確な数値まではわからないが、高くしているので、大池があふれても図書館の2階に入ってくることは少なくともない。建物についても、水がきちんと入ってこないようなしつらえをしていくので、水が入ってしまって、コンクリートが、建物が弱ってしまうということの想定はない状況である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 これだけ今、停電等いろいろあるが、ここは非常用電源は何もないようだが、それは何も考えていないのか。

萩野図書館本館整備担当課長 非常用電源というのは蓄電池のことか。

しらた委員 要するに、停電になったら、非常のときに電気をどうするかと考えれば何でもいいが、どう考えているかということ。

萩野図書館本館整備担当課長 現状のところは考えていないが、実施設計の中で詳細に詰めていきたいと思う。

しらた委員 お願いする。

須田教育部長 補足だが、考えていないというよりも、現状の中ではまだ定まっていないところであるので、どの程度のものが現実問題として可能なのか、ある

いはやるべきなのかといったところを含めて検討の中で整備していきたい
と思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて、23、令和2年度使用多摩市立小学校教科書採択の結果について、及び24、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、23番、24番であるが、23については、来年度から小学校の新しい学習指導要領が全面実施になるので、教科書の採択をここでした。その結果についてのご報告ということ。それから、24番については、ことしの4月に行われた小学校6年生、中学校3年生、全国学力・学習状況調査の結果がまとまってきたので、これについて報告をさせていただく。

いずれも山本教育部参事から説明をさせていただく。

山本教育部参事 それでは、23番の教科書採択についてご報告する。

小学校では、令和2年度より新しい学習指導要領が全面実施となり、その指導要領に基づいた教科書の使用が必要となる。そこで、平成31年3月に多摩市教育委員会において小学校の教科書採択を選定するための要綱を定め、平成31年4月より、要綱に定めのある教科書選定協議会を立ち上げ、4月から協議会による審議を行い、多摩市教育委員会へ教科書に関する答申を行った。

令和元年8月26日の定例教育委員会で、答申を踏まえ協議を行い、令和2年度から使用する小学校各教科の教科書は、資料にあるとおり、令和2年度使用、多摩市立小学校教科書採択の結果についてのとおり、11教科、13種の教科書が選定された。

報告は以上である。

いいじま委員長 続けてお願いします。

山本教育部参事 続いて、全国学力・学習状況調査の結果をお知らせする。

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果が7月23日に文部科学省

から公表されたので、その結果の概要をお知らせする。

全国学力・学習状況調査は、国公立学校の小学校6年生と中学校3年生が対象となっている。実施教科は、国語、算数、数学の2教科と、本年度は中学校で英語の調査が実施された。また、生活習慣や学習環境に関する質問調査も実施された。実施日は4月18日だった。多摩市立学校17校で1,160名、中学校で900名が受験をした。また、今回の調査から、これまで基礎問題のA問題、それから活用のB問題と分かれていた問題が一体化された形で実施がされた。

まず、小学校の教科の結果をお知らせする。

小学校の国語だが、多摩市の平均正答率は64%だった。度数分布からは比較的上位層が多いことがわかる。反面、中位層が全国、東京都よりも少なく、下位層が多いことがわかる。東京都の平均正答率と比較すると1ポイントのマイナス、全国と比較するとコンマ数ポイントの若干のプラスという結果だった。

次に、小学校の算数だが、多摩市の平均正答率は71%だった。度数分布からは比較的上位層が多いことがわかる。反面、中位層と下位層は少ないことがわかる。東京都の平均正答率と比較すると1ポイントのプラス、全国と比較すると3ポイント以上のプラスだった。ちなみに、東京都は全国的に上位にあるので、それとほぼ同等の数値であったということはおおむね良好だったと判断できると教育委員会では考えている。

国語で課題が見えた問題は、調べたことを報告する文を書く問題で、文章の記述を正確に理解するとともに、整理をして書くことに課題があった。自分の意見を書くことにも課題があるが、記述に基づいて文書を理解する学習、それから読み取った内容を自分の言葉にかえて表現する学習が今後必要なのではないかと考えているところである。

また、算数でも、正解を導くための方法を表現する、説明することに課題があった。ただ計算し正解を導くのではなく、どうしてこのような結果が得られたのかを、数学的な表現を用いて説明する学習がこれから必要になってくると考えている。

続いて中学校に入る。

中学校の国語だが、多摩市の平均正答率は76%だった。度数分布からは、比較的上位層が多いことがわかる。反面、中位層、下位層は東京都、全国よりも少ないことがわかる。東京都と比較すると2ポイントのプラス、全国と比較すると3ポイント以上のプラスだった。

続いて、中学校の数学だが、多摩市の平均正答率は61%だった。度数分布では、若干上位層が多いことがわかる。また、中位層も若干多く、下位層は全国、東京都よりも少ないことがわかる。東京都と比較すると1ポイントのマイナス、全国と比較すると1ポイントのプラスだった。

中学校においても、東京都はやはり全国的に上位にあるので、多摩市の結果はおおむね良好であったと判断できると、教育委員会では考えている。

国語で課題が見えた問題は、話し合いでの発言を展開に応じて表現する問題で、話題の中でまだ決まっていないことを抽出する問題に課題が見えた。話の展開を把握し、それに沿った表現をできるようにすることや、話し合いの展開を客観的に把握するような学習を行うことが必要だと考えている。

また、封筒の宛て名の書き方も、正答率は60%ほどだった。電子メールやSNSの普及に伴い、伝統的なものが薄れてきていることのあかしだと考えている。このことは、国語の時間だけで学習しても定着するものではないので、この結果については家庭科の役割についても考えていただくようなメッセージを発信していくことも必要であると考えている。

数学については、小学校同様、正解を導くための方法、説明することに課題があった。この数学的な表現を用いて説明することについては、やはり小学校から継続的に学習を続けていくことが重要だと考えているところである。

最後に、中学校の英語について説明をする。

中学校の英語だが、多摩市の平均正答率は60%だった。度数分布からは、上位層がそれほど多いわけではないが、平均値よりも若干上の中位層が多く、下位層は全国、東京都よりも少ない結果だった。東京都と比較すると1ポイントのプラス、全国と比較すると4ポイントのプラスだった。

ちなみに、東京都は、今回この英語の調査結果は全国で1位だったので、

それよりも高かったということは、多摩市の子どもたちは上位層になるということが言えるのではないかと思っている。

今回の英語は、話す、聞く、書く、読むの4技能の調査だったが、ウィンドウズのパソコンでないとできないということだったので、iPadを使用している多摩市では話すことの調査はできなかった。この調査は、他の自治体もできなかったことが多く、話すことの結果を除いた3技能の結果が、この表に出ているものになる。

英語の調査問題の正答率は80%ほどのものが10問あるのに対して、20%を下回る問題が3問あった。そのうち2問は10%を下回っている。どういう問題が10%を下回ってしまったのかというと、例えば10番の書くことの問題で、ピクトグラムAとBのどちらがよいかを自分で決め、その理由を書く問題である。選んだ理由、もう一方を選ばなかった理由を英語で書かなければ正解にならないわけだが、それができなかったということで、やはり自分の考えを述べる学習が、英語で述べるような学習が必要だと感じている。

4番の問題も同様で、部活動を紹介するだけの問題だが、これは50から65の SCRIPT、台本を聞き取って内容を理解した上で紹介しなければならないので、その聞き取りができなかったのだと考えている。

話すことや聞くことについては、英語でコミュニケーションをとっていく上でも重要なので、やはりこれから受験英語を学ぶというよりも使える英語を学ぶことが大事になってくるので、話す、聞くという2観点については、学校にも学習に力を入れていくことを指導していきたいと考えている。

また、児童生徒の意識調査については、各教科の関心や、その教科は将来に活かせるのかという視点からクロス集計をまとめてみた。やはり教科の関心があることや学習の意義を理解している児童生徒のほうが正答率は高い傾向があった。また、家庭学習も重要で、2時間以上の学習がなければ平均正答率にはたどり着いていなかった。なので、主体的に学習をするというような姿勢を本調査結果を活用しながら生かしていただくよう、学校のほうには伝えていきたいと考えているところである。

概要だが、報告は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、23、教科書の件だが、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて24、学力・学習状況調査の件について質疑はあるか。

1つお聞きしていいか。小学校の国語だが、正答率の下から2番目、インタビューの様子で置職人の仕事への思いや考えに着目して心に残ったことを書くというのが、多摩市は61.0%で、東京都平均からは約5ポイント、全国平均からは7ポイントぐらい低くて、思ったことを記述するところに、この1問だけだが、少し気になるかと思うが、その辺、いかがお考えか。

山本教育部参事 やはり記述の問題は、比較的ESDを取り組んできたので、これまでいい傾向も見えていた。物事を自分事として考えてというところで成果が上がってきたところだが、ここについては、やはりその内容に合った形で書けなかったというところが、自分の回答は書いているが、それに沿った応えが書けなかったというところが正答率の伸びにつながらなかったのではないかと考えている。

ここの問題というのは、条件にあわせて書かなければならないので、その条件をしっかりと踏まえてというところを今後指導していくことが大事だと考えているところである。

いいじま委員長 ありがとう。うちの子どもも書くのは結構苦手なので、ぜひご指導をよろしく願います。全体的には非常にいい結果ということで、ありがとう。

そのほかに質疑はなしと認める。

本件についてはこれで終わる。

25番、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗状況について、26、特別支援教育学習会についての情報提供について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、25、26、これは関連もすることもある。25番について

は、平成27年11月に策定した特別支援教育推進計画、これが来年度満期を迎えるので、令和3年度からの新しい計画ということで今取り組みを進めているので、その進捗状況について説明をするものである。

そして、その検討の中で特別支援学習会も織りまぜながら行っているので、それが26番の情報提供だが、これについてご紹介申し上げる。

内容については、田島教育センター長から説明をする。

田島教育センター長 それではご説明させていただきます。

第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗状況となる。令和3年度の計画改定に向けて、令和元年7月23日から策定委員会を開始し検討を進めている。策定委員会の委員に関しては、2番のところで書かせていただいているが、学識経験者として明星大学心理学部教授の小貫悟氏を初め、東京都立多摩桜の丘学園の校長、また公募市民2名、それから小中学校の教員、関係部署の課長と、合計13名となっている。

3番の策定委員会の経過になるが、今年度全4回実施する予定だが、第2回まで実施をさせていただいている。

主な検討内容としては、計画の位置づけの確認、現在の計画に関する中間評価、それから第2回にはテーマとして就学前から就労までを見据えた「つなぎ」において必要なことということで意見交換をした。

また、地域学習会を実施し、特別支援教育について市民の方に知っていただき意見をいただく機会を設けることなどを検討した。

裏面になる。今後の予定についてだが、地域の学習会を10月に3回ほど実施する。その後、第3回、第4回策定委員会を実施し、地域学習会での意見などを踏まえながら計画素案の検討を行っていく予定である。2月から3月にかけてパブリックコメントを行う予定で、令和2年7月には計画の原案決定という予定でいる。

5番の地域学習会に関しての日時場所は、こちらの記載のとおりである。チラシに関しては、サイドブックスの各課情報の令和元年9月分にデータを入れていて、このようなカラーのチラシのものを各施設に配布したり学校等に配布をしている。

学習会の内容に関しても、第1回は教育センターの指導主事の高橋から、

多摩市の特別支援教育の現在の状況ということで、今の特別支援教育を知っていただく機会をつくりたいと思っている。第2回目、10月12日になるが、こちらは委員長でもある明星大学の小貫先生のほうから、「学校を“素敵化”しよう」となっているが、ユニバーサルデザインを専門にしていらっしゃる先生で、環境的なものだけでなく教育の内容もユニバーサル、誰にでもわかりやすい指導方法などを、多摩市の各学校に指導していただいている先生なので、そのあたりのことを踏まえて学習会をしていきたいと思っている。

3回目は、都立多摩桜の丘学園の校長先生のほうから、校長先生が常々思っている「他の誰でもない『自分』の人生を歩んでほしい」というメッセージをテーマにして、今の桜の丘の状況等、1人1人を大切にしている学習について学習会をしていきたいと思っている。

以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、25、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗状況について、質疑はあるか。

岩崎委員 この策定委員会の委員だが、市の関係所管として出席しているのが子ども青少年部と健康福祉部の障害福祉課になっているが、教育委員会としてなのか教育センターの中のメンバーというのは含まれていないという解釈か。

田島教育センター長 教育委員会に関しては、全課、教育指導課と、あと学校支援課のほう事務局という形で出席をしているので、教育センター初め関係の所管がこの委員会の中には入っている。

岩崎委員 そうすると、この子ども青少年部と健康福祉部のほうは、立ち位置としては委員という形になるのか。

田島教育センター長 そのとおりである。就学前からの部分のつながりを、しっかり今後の計画には入れていこうという考えのもとで、今回、健康推進課長を新たに入れているし、前回の策定委員のときにも、障害福祉課長と子育て支援課長は入っていたので、同じように入っている。

岩崎委員 そういう流れがあったということが今わかったが、こういうのを選定す

るときに、対等に言える関係というのが重要かと思ったところでは、こういう方たちはそれぞれの市の立場として言えることと言えないことが出てきてしまう可能性がある中で柔軟に対応していただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

最後、26、特別支援教育学習会についての情報提供だが、これについても質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 6時45分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 6時45分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦